

平成25年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 3月6日(水曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時05分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
小林正明君	6
○発言の訂正	14
襟川仁志君	14
柿沼英己君	23
坂部敏夫君	31
○動議の提出	40
黒澤兵司君	41
○次会日程の報告	49
○散会の宣告	49
散 会 (午後 1時41分)	49

第2日 3月7日(木曜日)

○議事日程	51
○出席議員	52
○欠席議員	52
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	52

○職務のため出席した者の職氏名	5 3
開 議 （午前 9時00分）	5 4
○開議の宣告	5 4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第26号、議案第27号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○議案第28号～議案第33号の一括上程、説明	1 0 0
○次会日程の報告	1 0 6
○散会の宣告	1 0 6

散 会 (午後 1時39分) 107

第 3 日 3月8日 (金曜日)

○議事日程	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
○職務のため出席した者の職氏名	110
開 議 (午前 9時00分)	111
○開議の宣告	111
○議案第28号～議案第33号の説明	111
○次会日程の報告	142
○散会の宣告	143
散 会 (午前11時50分)	143

第 9 日 3月14日 (木曜日)

○議事日程	145
○出席議員	145
○欠席議員	145
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	145
○職務のため出席した者の職氏名	146
開 議 (午前 9時00分)	147
○開議の宣告	147
○議案第28号の質疑、討論、採決	147
○議案第29号の質疑、討論、採決	160
○議案第30号の質疑、討論、採決	161
○議案第31号の質疑、討論、採決	161
○議案第32号の質疑、討論、採決	162
○議案第33号の質疑、討論、採決	162
○閉会中の継続調査の申し出	163
○町長挨拶	163
○閉会の宣告	164
閉 会 (午前10時09分)	164

千代田町告示第11号

平成25年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月28日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成25年3月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年3月6日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	宗 川 正 樹 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 和 男
書 記	小 林 良 子
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時05分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の条例の制定11件、条例の改正7件、補正予算6件、町道路線の廃止及び認定各1件、人事案件1件、議員発議1件、平成25年度予算6件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、年金2.5%削減の中止を求める意見書の陳情及び地域建設業者の健全経営に係る要望書の合計2件が提出されておりますので、報告いたします。

また、議員派遣については、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の議員派遣を行いましたので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成24年度12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る2月13日に教育委員会から、教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

2番 高橋 祐二 君

3番 坂部 敏夫 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの9日間といたしたいと思っております。これ

にご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、7番、小林正明君の登壇を許可いたします。

7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。議席番号7番、小林正明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長にお尋ねいたします。小中学校の教育検討課題について、3つほど質問をさせていただきます。まず、1つ目でございます。昨今、テレビニュース、新聞もろもろで、いじめの問題が報じられない日はないように思います。次に質問いたしますが、体罰の現状とその対策についてということですが、これもある意味ではかぶるところは多少ございますが、質問としてはできるだけ分けて質問させていただきたいと思っています。文部科学省の去年の報告でしょうか、これによりますと、いじめの件数の数値でございます。全国の小中学校で把握されたいじめの件数は、半年間で約14万4,000件と昨年度1年間の2倍にも上ったと。文部科学省においてですが、こうした状況を受けて、文部科学省はいじめ防止対策基本法の検討や教育再生実行会議の設置、そして各都道府県教育委員会の対策の指示など、国も動き出しているとあります。つきましては、私たちの千代田町、いじめの実態、小中学校での現状、そしてまたその対策といたしますか、見解等をお聞きしたいと思います。

いずれにしても、いじめは重大な人権侵害であります。あるいは見方を変えれば、体罰もそうありますが、傷害であったり刑事事件になるおそれが当然あります。いじめが発生しないクラスづくり、学校づくりは、教育委員会の最大の使命かと思えます。そしてまた、それに直接携わる教師の対応力向上が非常に重要と考えるわけであります。先般も、自民党がまとめたいじめ防止対策基本法案、これは仮称だそうですが、こういったものも動き出すところであります。そういったことで、今申し上げた内容に基づいて、現在の対応されている見解、回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

文部科学省の取り組み方針では、いじめは決して許されないことであり、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものとして捉え、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要だとしております。学校や教育委員会等において、いま一度いじめ問題への取り組みを徹底することとなっております。この方針にもあるとおり、日ごろから学校の教育活動において、社会性や規範意識、思いやりなど、子供の豊かな人間性を育むことが重要であると思います。また、最近になり、教育再生実行会議により、いじめ問題の対応としまして提言があり、道徳教育の抜本的充実、それから教科化の検討、いじめに向き合う体制の整備、体罰禁止の徹底と部活動指導ガイドラインの策定を国として推進していくこととなっております。今後詳細について決定していくと思いますが、本町においても学校、それから教育委員会でいじめ対策について再検討、見直しを行っていきたいと思います。また、細かな現状についてということですが、これも前回もお話をいたしましたように、毎月1回のいじめの調査をずっと継続しております。そして、いじめは起こり得るものであるということで、いじめの解消をゼロにしていこうという取り組みは継続して行っております。

それから、クラスづくり、学校づくりということのお話でしたが、大変人間関係づくりということで、一番大事な部分であろうということで、好ましい人間関係をつくる学級、学年経営ということでも、今学校で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。道徳を正規教科にするべく提言が国から出ておるようであります。心の教育の充実化を図る。もう既に学校には、いじめ問題アドバイザー、兼ねるのかわかりませんが、スクールカウンセラー等が配置されていると思いますが、その人たちの重要な仕事は、まさしくいじめの防止対策かと思えます。その人たちの仕事の、もしよければ内容、何か実例があったかどうか、お聞きできればと思います。

先ほど申し上げましたが、いじめ防止対策基本法案（仮称）では、このように言われております。1つ、子供の生命や身体に重大な損害が生じた場合、学校に事実関係を調査する第三者機関を設ける。2番目、暴力など違法行為で子供の身体の安全が脅かされている場合、学校は警察に通報する。3番、生徒から相談を受けるスクールカウンセラーの配置促進など体制強化を図ると。それを自治体に要望するというので、国の施策が出ております。また、群馬県においての、それぞれの活動といいますか、多分今は、道徳は現在学習指導要領上の正式な教科ではないがと前置きがありまして、学校教育法施行規則に基づき、小学1年生は年間34時間、小2から中3は35時間授業を行わなければならないと規定されているようでございます。

そしてまた、身近な一つの対応なのですが、高崎市教育委員会においては、中学校のいじめ申告が6割減になったと。なぜ6割も減ったのか。学校長が率先していじめ予防に当たるプログラムが特徴だと言われておるのですが、ちょっと新聞記事を読みますと、高崎市は学校におけるいじめ防止

プログラムを策定し、今年度から市内の幼稚園、小中学校、市立高校で実施している。学校長は、率先していじめの予防に当たるのがプログラムの特徴だと。そのほかには藤岡の中学校等でも一生懸命そういったことをやっております。ぜひ私たちの町においても、そういったプログラムといいですか、いじめ防止プログラム、ただいま私、初めて見させていただきましたが、千代田町教育委員会の点検・評価報告書の提出について。今私初めて開いたわけですが、相当な内容が書いてあるように思います。ただ、そういう中で、具体的な、子供の心に届く、子供の心を開かせるための方策といいですか、それが一番問題になるのだと思っています。そして、先般オープンスクール、中学校のを見させていただいたときに、これ非常に私好ましいと思いましたが、インターネット等による、ネットによる中傷、書き込みリスク等々も含めて講演会がありました。こういったことは、非常に見えないところのいじめ、ネットいじめ等での有効的な手法といいですか、講演会と違って非常に心強く思いました。

つきましては、ちょっと話が少しそれたかもしれませんが、その辺のご回答をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ご質問がちょっと多岐にわたったかと思しますので、多少前後しますけれども、ご了解いただきたいと思えます。まず、1点目の道徳を正規教科化の提言ということでお話がございました。道徳教育につきましては、教育基本法の中に、道徳心を培うと明記されて、児童生徒が人間としてのあり方を自覚して、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成するものと定めております。学校における道徳教育は、先ほどお話がありましたように、命の尊さを知り、他者への思いやりや規範意識を持つ豊かな心を育む、道徳性を培うことを目的として行われております。今回教育再生実行会議により、いじめ問題等への対応についての第1次提言がなされました。道徳教育の充実に関しましては、先ほどお話しいただきましたように、道徳の教科化が提言されました。国では、今後道徳教育の抜本的な改革として有識者会議を開催し、学習指導要領の改訂も含めた検討に入るとしております。

少し細かにお話しいたしますと、教科化されていくというようなことで、先般も下村文部科学大臣が記者会見において幾つかの回答をしております。その中には、教科化をすると評価をしなければならぬと。その評価のあり方はどうなのだろうというようなこともあります。それから、教科化をしていきますと、通常教科は検定教科書が使われております。今、道徳は、教科ではありませんので、道徳の時間という位置づけになっております。そこで、教科書の選定、教科書をどうしていったらいいのだろうというような問題点、問題というか課題ですね、多々ございます。これらが検討されて出てくると思しますので、そういった国、県の動向を注視しまして、学校、教育委員会で協議し、更に道徳教育の充実を図ってまいりたい、そのように思っております。

それから、2点目ですけれども、スクールカウンセラーの配置ということのご質問にお答えしたいと思います。スクールカウンセラーは、児童生徒の心のケアを主要な施策として、本町では中学校において週1回、そして東西小学校では隔週ごとに県より専門の方が配置されております。また、町独自で心の教育相談員を各学校に1名配置させていただいております。これを今回の方針では、より拡大をしていくということで受けとめております。スクールカウンセラーの役割というようなことで、現状をお話をしたいと思います。スクールカウンセラーが講師となりまして、いじめ対策に関する校内での勉強会、それから町内の関係者を集めての研修会を開催しております。更に、校内の教育相談部会だけでなく、教育研究所の教育相談担当会議でもスクールカウンセラーに出席していただいて、アドバイザーとしての参加をいただき、ご助言をいただいております、そんなところでございます。

それから、先ほど群馬県内でのいじめに対する対応策ということでお話をいただきました。県の教育委員会では、新年度において、いじめ撲滅のフォーラム、それからサミットの開催を今計画しております。詳細がわかりましたら、このサミット等への参加等も考えていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、現状県下では、まずご指摘いただきました藤岡市で小中学生の児童生徒会による、いじめ撲滅を目的とした子ども会議、これが開催されております。それから、高崎市では、学校におけるいじめ防止プログラムを策定して、市内の幼稚園、小中学校、そして市立の高校で実施をしております。今本町においても、これらを参考にしております。一応次年度の計画としましては、まずいじめに気づく、そして考える、そして実行する。まず、子供からのアクションを起こしていきたいというふうに考えております。そして、小中学校あわせて児童会、生徒会の中で意見交換等も考えております。それから、地域の社会教育団体、例えばスポーツ少年団であるとか育成会であるとかという方々とも話し合いを持つ中、いじめをなくす、そして町の、人に優しい美しいまちづくりというようなことで、ひとつ町としてもサミット的なものも計画して、いじめをまず学校から、そして地域から撲滅していきたいと、そんなふうに考えております。

以上、お答えにならない部分もあったかと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） いじめ対策というのは、もう完璧な施策といいますか、方策はないかと思うのですが、常に努力しながらケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ないところ、すなわち誰もが悩みながら、それを進めることしかできないと思っております。特に昨今、西小でも東小でも中学校でもそうだったのですが、非常に教職員の方が多忙化しております。なかなか個々に子供に向き合えていないのではないのかな、そんなことを思っております。そしてまた、今回は質問はいたしません、正規の教科以外に放射能教育であったり消費者問題教育であったり、時代の要請として子供たちに行わなければならないようなものもたくさん出ているかと思っておりますので、教職員さんがますます

す忙しくなっている。そういったことも非常に懸念するところであります。

それと、これは本来の質問ですが、そういった中で、昨年1年間に県内でいじめを原因とする事件、前年度2.3倍の260件に上ったことがわかったと。そのうちいじめの原因……失礼しました。警察扱いが前年の2.3倍。要は子供の心理として、実は私も小学校で休み時間中に、生徒たちが取っ組み合いしているわけですね。それで、いわゆるヘッドロックといいますか、首を絞めている。何かジャブ的にやっていた。周りの子に聞いてみました。「ねえ、君さ、あれはいじめじゃないんかな」と言ったら、「ううん、あれは遊び、大丈夫」という回答でした。それ以上進展しなかったものですから、私もその場を去ったわけですが、そういったことで、どこまでがいじめなのか、次の質問で申し上げますが、体罰なのかわかりにくい。要は、あいつが弱いからいじめてやった、何か生意気だからやった、目立ったからやった、理由はいろいろあるのです。そういった中で、子供の目線で見たとときに、教職員がいつ気づくのか、そういったところが非常にポイントになるのかなと思います。私たちは、どうしても大人の目線で見えていますので、子供のたわいない戯れのことなのかなと思ったりするわけですが、なかなかそうではない現実があるように思います。恐れ入りますけれども、もう一度その辺の考え方、見方についてのご返事をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいまのいじめと、それから遊びの境界ですか、それから体罰の問題でも今出ておりますけれども、体罰のガイドラインが今敷かれるところなのですけれども、どこまでが体罰なのかと。どこまでが、懲戒というのは許されるのですけれども、体罰はいけないと。その区分のところは今大変実際は難しくなっております。ただ、体罰については、これはもう絶対いけないことですので、身体的な苦痛、心理的な苦痛等を受ける場合、ただし発達年齢ですとか、その状況ですとか、いろんなところからひとつ把握していかななくてはならないのだろうと、そんなふうに思います。それから、いじめもやはり同じで、どこまでがいじめなのか、それとふざけなのかというようなこともきちっとやっぱり話を聞き取る中での判断をしなければならないだろうと、そんなふうに思っております。

それから、今お話しいただきましたように、早期の発見、対応が、やっぱりいじめについても大変大事であると、そんなふうに思います。学校としましては、いじめの子供たちの変化をしっかりと見取りましょうということで、朝のホームルームから帰りまで、給食の指導時間における一人一人の子供の動きをきちっと把握をしていく中で、見取って相談をしていきたいと思います。いじめについてのアンケートだけに頼っていくのは、大変私は危険であるというふうに思っております。アンケートでなかなか書けない子供たちもおりますので、やはり大事なのは教師の見る目、教師がいかに子供たちとかかわって、子供たちの動きをいかに早く感じ取っていけるかというようなことであると思います。そういったことも、これから教育委員会、それから学校の中でも十分検討した対

応をしていきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。体罰の現状と対策について。これもまた先ほどとちよつとかぶったところもあるのですが、いじめとかぶるところもあるのですが、改めて質問させていただきたいと思います。部活の、クラブ活動のときに、特にそういうことが起きるのかなと思うわけですが、先ほど教育長のご答弁にありましたが、厳しい指導はどこまで許されるのかなと思います。スポーツ指導から暴力を一掃する。そして、殴らないで指導できるノウハウはないのかなと。また、県教育委員会では、公立校での体罰調査、生徒、教職員らに全員アンケートとありました。県教育委員会は、小中学校、公立の小中学校、中等教育学校、特別支援学校の全ての児童生徒、保護者、教職員を対象に体罰の実態を調べるアンケート調査を始めた。児童生徒、保護者向けのアンケートは、子供たちが自宅で保護者と一緒に記入する。これ非常にいいポイントだと思います。体罰の有無、体罰が行われた日時、場所、内容、被害状況などを回答してもらう。そして、やはり県教育委員会の指導にあるようですが、部活動指導教員の研修、体罰根絶への意識改革の増進ということになるかと思っています。コミュニケーションを重視した指導法を教職員が共有することで、体罰根絶へ向けての意識改革を図ると前提があるようであります。

いずれにしても、指導者が改めて指導を見直す機会にして、体罰のない学校づくりにつなげたいということに結ばれているように思います。それらに関して、我が町、千代田町においてどのように考えているのか、ご検討した結果、そして先ほどの多少のいじめのところとリンクするところがあるかもしれませんが、ちょっと質問に対して回答をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

昨年末の部活動中の体罰による事件が発生したことを受けまして、文部科学省より改めて体罰厳禁の徹底の通知が出されました。学校教育法では、体罰は決して許されない行為であるということで禁止しております。通知では、部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に陥ることのなく、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければならないとしております。県教育委員会からの通知でも、部活動の指導に当たっては、教育者として冷静かつ毅然とした態度で指導すること、部活動が教育の一環として行われているということ、こういったことを全職員で共通理解を図るとしております。部活動顧問の行き過ぎた思いにより、誤った指導とならないように、文部科学省が示す体罰の考え方をもとに、学校全体で体罰を根絶し、顧問と生徒の人間関係を基盤とした部活動指導に取り組めるよう努めてまいりたいと思います。小林議員より、スポーツ指導から暴

力を一掃する、そういうノウハウはというようなことで今お話がございました。これ私個人的なことなのですけれども、やっぱり体罰、外からの力によって伸びるものではないと、そんなふうに思っております。やはり子供のよさ、子供の求めるものに気づいて、そして課題を課してあげて、寄り添っていき、そういったコーチングの指導の仕方をやはり教職員が身につけていくべきだろうと、そんなふうに私個人的には思っております。

それから、県教育委員会のアンケートについてというようなことのご質問がございました。県教育委員会から、体罰の実態把握にかかわる調査依頼を受け、本町では2月下旬に中学校、小学校一斉にアンケート調査を実施しました。先ほどお話しいただきましたように、対象は家庭と教職員で、家庭においては保護者が子供と話し合いながら回答することになっております。現在各学校よりアンケートを回収して、教育委員会で精査、集計しているところでございます。この精査、集計が、お話に出ていましたように、体罰のガイドライン、これが体罰に当たるものなのかどうなのかというようなことで精査しておりますが、これから上がってきたものにつきましては、きちっと聞き取り調査をして、指導してまいりたいと、そんなふうに思っております。

また、部活動指導者の研修会についてということでございますけれども、運動部活動の意義や目的を再認識して、指導者としての資質向上を図るとともに、体罰の根絶を図りたいということで、現在中学校の体育主任をこの研修会への参加を予定しております。参加してきた後、学校内における研修会を深めて、体罰の根絶を図りたい、そんなふうに思っております。よろしかったでしょうか。済みません。

では、以上で回答を終わりにいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 時間が少なくなっておりますので、体罰についての少し要望で申し上げます。

いわゆる叱りと褒めのバランスが重要とよく言われておるところであります。これは体罰だけではなくて、いじめもそのように思います。一説には、学習効果は叱るほうが褒めるより2.2倍から2.5倍高い。一発叱ったら、その子のいいところを3つぐらい褒めてあげることが大切だろうと。叱ることと、その子のいいところを伸ばすフォローを組み合わせたい、そのようにおっしゃっている先生もいらっしゃいます。私も実際、子供たちと話をするとき、できるだけ子供の目線で、あるいは小さな子供であれば、本当に子供と目と目を合わせる、体を落として、姿勢を低くして。要は、子供も教職員さんも、頑張っているね、たくさん褒めてもらえれば、みずから工夫してどんどん伸びていく。そういったことが大事かと思っておりますので、先生方のご指導、そういう目線をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。通学バスの導入検討について。過去に2度、3度質問させていただきましたが、その後の検討結果についてお尋ねいたします。導入した場合、導入時期、導入地区範囲、利用者の負担金額等です。それから、導入できないとすると、その理由、また

今後の対応策等についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

昨年12月議会におきまして、小林議員にお答えしましたとおり、通学バスの導入につきましては、昨年7月に新福寺・中島地区通学バス導入要望書が書面により提出されましたので、検討会議を発足し、視察を行った上で検討を重ねてまいりました。検討結果につきましては、本年1月18日に答申書を町長へ提出し、1月23日の課長会で内容説明を行い、町としての対応策について協議を行い、2月12日の課長会において、町としての対応策を取りまとめ、2月22日、新福寺・中島地区通学バス導入要望書の提出者に報告、説明を行いました。その内容につきましては、2月25日の議会全員協議会において説明をさせていただいたとおりですが、回答内容としましては、新福寺・中島地区通学バスの導入は見送らせていただき、通学路の交通、防犯上の安全を確保するため、通学路の安全対策を更に検討し、実施していくこととさせていただきました。

その理由といたしましては、1、中島・新福寺地区の児童のみを対象とした通学バスの運行は、町内全域で考えた場合、公平性に欠ける。2、公平性を考えると、一定の遠距離通学となっている児童を全て対象とする必要が生じるが、町内全域において通学バスを運行させるとなると、多額の予算が必要となり、財政上、難しい。3、通学バスを導入しても、利用しない児童がいることは考えられるため、通学路整備も必要となり、二重投資となる。4、一部地域のみ通学バス運行となると、受益者負担をしていただかざるを得なくなり、更に利用しない児童が増えることが予想される。5、徒歩通学には、体力増進や班通学による団体行動の学習などといった有用性があるとしています。

なお、要望書の提出者より、アンケートにご協力をいただきました保護者の方へ、回答書の写しの配付要望がありましたので、3月1日付で配付をお願いいたしました。今後は、通学路において視覚的に運転者がスピードが出しづらい状況をつくり、スクールゾーンとして認識できるような安全対策を検討、実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。もう時間が5分を切っていますので、これは要望にさせていただきますけれども、私、学校、特に低学年の子供たちが遠距離を、今ですと寒風の中、そして昨今の夏は非常に暑くなっておりまして、3キロから4キロ近くをヘルメットをかぶってアスファルトの上を歩いてくる。これ非常に体力といえますか、ただ幸い、これは可能になったことです。ですから非常によろしいことですが、数年前に私、小中学校、幼稚園、保育園等に、特にそのときは、ひょっとしたら小中学校と言ったかもしれませんが、エアコンの導入をお願いしたところ、予算的に無理だということで、たしか扇風機を全教室につけるということで、当時の教育長の答弁をいた

だいて、そのとおり実行していただきました。ありがたかったです。その後、地球の温暖化といいますが、非常に進みまして、昨今は各クラスといいますが、教室に全てエアコンが入って、これまた非常に素晴らしいことと思っています。いずれにしましても、子供たちは誰彼の子ということではなくて、地域社会の宝と考えておりますので、その子供たちが安全に健康的に、そして精神面も肉体系も、教育は何も知的な詰め込み教育をするのが教育ばかりではないと思いますので、食育も体育も、そして道徳も含めて、全て総合的な観点からやらなくてははいけません。その最たるものだと思います。幼木は幼木でいつまでもいけませんので、やがて大樹になるべく、栄養素と水と、そして温かな心、日光を与えることが大事かと思っています。ちょっと理屈っぽい話をしてしまいましたけれども、そういうところをよくお互い考えながら、今後の教育行政に当たっていければなと思います。どうもご答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（細田芳雄君） 以上で7番、小林正明君の一般質問を終わります。

○発言の訂正

○議長（細田芳雄君） 諸般の報告の中で発言の訂正を行いたいと思います。

陳情の説明の中で、「地域建設業者の健全経営に係る要望書」と申し上げましたが、正しくは「社会資本整備事業のための適正な施行の確保についての要望書」でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 一般質問に入ります。

続いて、4番、襟川仁志君の登壇を許可いたします。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。4番、襟川です。

きょうは非常に暖かくなるということで、朝から花粉が飛んでいるようでありまして、もしかしたらPM2.5かわからないですけども、目はうるうる、鼻はぐずぐず状態ですが、質問がぐずぐずにならないようにやっていきたいというふうに思いますので、最後までよろしく願いいたします。

大きな3つの質問を用意させていただいております。まず、入札と随意契約についてということで質問をさせていただきます。またかというふうに思われるかもしれませんが、前回とかぶらない内容について質問させていただきます。その前に、1点確認をさせていただきたいというふうに思います。12月定例会の坂部議員の一般質問において、非常に大きな反響をいただいております。その確認ですが、質問に答えていない部分がありましたので、それについてお答えください。管理委託について外

れている業者がいるという坂部議員の質問に対しまして、町長の答弁では、私の4年間のまちづくりを否定し、考え方も異なり、町長選立候補者の企業は、町長として信頼するに疑問が生じているから見積もりから除外したというふうに答弁されております。これは、対立候補のことを言っていると思うのですけれども、ほかに外れている業者が何社かいると思います。これについては、大谷町長の選挙に応援しなかったから外されたのかというのをぜひ確認の意味を込めて質問させていただきます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町長選挙の4年間につきましては、無競争当選ということでありまして、問題ありませんでした。今回のことにつきましては、4月の緑地管理委託の見積もりや5月の小規模工事見積もりにつきましては、私の不徳の致すところで反省しております。しかしながら、その後の対応につきましては、公平性や透明性を図り、平等に対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。その業者の、私がやらないとか、それは見積もり合わせとか、いろいろの中で、1つだけはそういう話をしましたが、そのときの、これはいいことではないということで、そのように仕事は公平にやっております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 非常にわかりやすい答弁でありがとうございました。今は平等にやっているということですが、また選挙が近くなれば、そういった格差をつけるのではないかと、そういうことも、町長も人の子ですから、後援会の人や側近の人に言われればそういうふうになってしまうのではないかなというふうに思うわけなのです。それで、できればそういった歯どめがきくような形をとらなければならないというふうに思うのですけれども、その一つが入札審査会というものが千代田町にもあると思うのですが、そういったところで歯どめをきかすのが必要かなというふうに思うのですが、その委員会の役割、また委員の構成、その辺もあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

先ほど格差をつけるのではないかと、そのようなお話があったりしましたけれども、そのようなことはこれからやっていくことは考えておりません。透明で清潔でやるのだということを旗印にしたわけですから、後援会の人や側近の人がそういうことを言おうが、何を言おうが、公平に公正にやっていくのだということで、透明性を持ってやっていくということを課長の中でもそういうお話はしております。その点は安心していただければと思っております。

入札監査委員会の役割についてであります。千代田町が発注する工事にかかわる入札業務の公正

な執行を図るため、設置するとなっております。委員につきましては、副町長を委員長とし、各課長、局長を委員とすると定められております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 入札監査委員会ですか。入札審査委員会ではなくて入札監査委員会……

〔「あっ、済みません」と言う人あり〕

○4番（襟川仁志君） 入札審査委員会でもいいですか。今委員の構成をお話をいただきましたが、委員長に副町長と。町長の選挙で大変お世話になった副町長が委員長と。また、各課長さんがメンバーということで、町長の直属の課長さんがメンバーということで、果たしてこのメンバーでちゃんとした審議ができるのかどうか非常に疑問に思います。町長は、選挙で選ばれたわけですから、その町長がこういった委員会に入ることは、ほかの行政でもないわけですが、最近では役場の人が入るのではなくて、第三者の人が入った、そういった審議会、入札の審議会、そういうのが多くなっているようであります。議会も基本条例というのを今やって、いろんな視察、そういったところを見に行つて基本条例を今つくっているわけなのですから、そのうち新潟県の阿賀町さんというのを視察へ行つた、そういったところもあわせて勉強させていただいているわけですが、その阿賀町さんは、入札監視委員会というのを設置しているのです。委員構成は5人で、一般の民間の人がなっている。人格が高潔で、入札制度に関しすぐれた見識を有し、公正かつ中立な立場で堅持できる者を町長が委嘱するということで、役場の方に入ってもらわないで、こういった見識のある方になってやってもらっていると。その一部の内容ですが、一般競争入札、指名競争入札にかかわる指名の理由と経緯、これについて審議する。また、随意契約についても、その理由を審議するというふうになっています。千代田町もそういった公正性、透明性を図るために、こういった入札監視委員会たるものを設置したらどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

入札の公平性、透明性を図るために第三者機関で構成する入札監視委員会を設置したらどうかというお話であります。議会における調査や監査委員による審査等がありますので、ある程度の透明性や監視活動はあるのではないかと考えております。今襟川議員さんのほうからお話がありましたけれども、町といたしまして検討してまいります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） ぜひこういうを見習って検討していただきたいというふうに思います。というのは、やはり身内だけでやっていたのでは、ほかから見て、ちゃんとやっているのかなというふうに疑問思われてもしようがないのではないのかなというふうに思うのです。実際に公平にやってき

たならいいのですけれども、そうではないわけですから。これから選挙が近くなってきて、そういったことをしないように、ぜひこういった監視委員会を立ち上げていただいて、公平、透明性、そういうのを町民からわかるように、こういった委員会も公表できるようにしていけばいいのではないかなというふうに思います。ぜひ町長、よろしくお願いします。町長、よろしくお願いします。聞いていないのですね。

では続きまして、公共事業にかかわる地元企業の育成についてどのように考えているか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

先ほど公平性で私はやっているということをお話ししましたけれども、そのような形で進めているわけです。前からの中で、いろいろなことがありましたけれども、全てそういうことは平らにみんなやっていこうということで、だから入札、どういう入札しているか、そういうことも見ればわかると思うのですけれども、皆さんに対しては、そういう入札関係の人に対しては、みんな公平にやっていただきたいということですとずっと進めております。これからもそういう形でやっていきますから、ご安心をしていただければと思います。

昨年の衆議院議員選挙以来、アベノミクスという規制緩和政策の中で、日本経済には追い風が吹いているように感じます。しかしながら、まだまだ世界的な経済の低迷が続いておりますことから、性急な経済回復が難しいのではないかと感じております。このような中であって、地域における公共事業を進め、地元企業に頑張っていただくという気持ちは強く持っております。これからは、新しい投資ではなく、過去において整備されてきたインフラを維持改修していく時代になっていると理解しています。計画的な維持管理を進める中で、地元の企業には、その中心となって活躍していただきたいと、そのように考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 話が戻りますが、聞いていなかったのかね。やっていますと言っているのだけれども、それでは口だけだから、こういった監視委員会をつくってくれと先ほど言ったのです。町長、聞いています、よろしくお願いしますよ。

では、さっきの答弁に対して質問させていただきます。地元企業の育成ということなのですが、どうせ仕事を出すなら地元の企業にとってもらいたいというのが我々の気持ちなのですが、千代田町に本社、営業所があれば法人税もいただいております。また、売り上げがあれば地方消費税の交付金として間接的にいただいているわけなのです。そういうことを考えると、できるだけ地元の仕事をとってもらいたいというのが普通の考えだと思うのですが、最近はやっとおかしいのです。例えば、去年あたりの入札を見ても、地元は何社もないということで、ほかの市町村から指名

をしたということがありました。近隣のところならまだしも、足利のほうから引っ張ってきて指名して入札をしたと。そして、その足利の業者がとったということがありました。誰に頼まれたかわかりませんが、大体わかるわけですけれども、そういうことをやっていると、果たして地元企業のためになっているのかなというふうに思うのです。近隣のところ、業者ならば、こっちに千代田で指名したと。そしてまた、隣町であった場合は、地元の業者が隣町に指名されることもあるかもしれないのです。そういうことをやらないと、ただぱっと来られて、仕事もぱっと持っていかれたのでは、本当に地元のための育成になっていないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺町長、どういうふうに思われますか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私なんかがお話ししているときは、やはり地元の業者を育成するのだという、そういう中でやってきております。私はちょっと、足利のほうでとったというのを頭になかったのだけれども……その担当の人、おりますか。足利のほうで入札で……これわからないのだけれども……

[「調べてみます」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） では、調べてください。そういう話が私のところにはちょっと……受けていないようなあれだったので、調べさせていただきます。地元は大切にすることというのは当然それはやっていかななくてはならないということは、課長ミーティング会議なんかでもいろいろな中でやっていることで、そのように進めてまいります。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 済みません。突然の質問で、そういった質問になったのですが、多分、調べてください。多分そうですから。本社が足利にある業者ですね。何か俺がうそついているみたいになってしまったのであれなのですけれども、よく調べていただいて、そういうことのないように、できるだけ地元の仕事が落ちるようにお計らいをいただきたいというふうに思います。

では続きまして、2問目の質問として、スポーツ振興についてということで質問をさせていただきます。これについては、教育長にお願いしたいと思います。千代田町は、レスリングのオリンピックのメダリスト、それからプロ野球選手等、有名なスポーツ選手が出ております。他市町から注目を浴びているところですが、今後の町のスポーツ振興についての考え方、これについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいまお話しいただきましたように、プロ野球、東北楽天ゴールデンイーグルスに所属して、プ

口1年目の昨シーズンから1軍において目覚ましい活躍を見せました岡島豪郎さん、そして昨年夏、私たちが熱く燃えましたが、ロンドンオリンピック、レスリング男子グレコローマンスタイル60キログラム級で見事銅メダルを獲得した松本隆太郎さん、トップレベルで活躍する2人の選手が本町から輩出されたことは大変誇らしく、町民の皆様に夢と感動を与えたものと思います。このようなトップアスリートの誕生は、ご本人の努力のたまものであることはもちろんですが、お二人とも競技を始めるきっかけとして、幼少期に町スポーツ少年団に所属し、競技スポーツのスタートを切っていることであり、町のスポーツ団体の重要性を改めて認識するところでございます。今後もスポーツ少年団はもとより、各種スポーツ団体、そして体育協会等の育成、それから支援に更に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 昨年度、国のほうでスポーツ基本法、それからスポーツ基本計画というのが制定されました。前文の1つが、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利、2つ目がスポーツ立国の実現を目指すということでした。それに国家戦略として、スポーツに関する施策を推進するということでもあります。群馬県でも昨年度、群馬スポーツプラン2011、これを策定し、県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり、競技スポーツの振興、学校体育の充実などの施策を推進しております。千代田町も第五次の中で、生涯1人1スポーツでしたっけ、そういったものを掲げているわけですが、そういったことを受けて、町のスポーツ振興の計画たるものをつくられているかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

議員さんの質問と私のお答えがほとんど前段ダブる部分になりますけれども、一応確認をさせていただきたいと思います。平成23年8月に施行されましたスポーツ基本法に基づき、文部科学省では平成24年3月にスポーツ施策の具体的な方向性を示すスポーツ基本計画を策定しました。先ほど議員さんがお話しいただきました内容が含まれていることでございます。都道府県及び市町村教育委員会に対しまして、スポーツ基本法の定めに基づき、このスポーツ基本法の計画を参考として、地域の実情に応じたスポーツ推進に関する計画を策定するように努力義務が課されております。今ご質問がこの回答になるかなと思うのですけれども、群馬県では昭和53年の「スポーツ県群馬」宣言以来、5次にわたるスポーツプランを策定して、平成23年3月に「スポーツ健康立県ぐんま」の構築を目指して、「ぐんまスポーツプラン2011」を策定しました。本町におきましては、現在スポーツ推進計画を策定しておりませんが、上位計画となります先ほどの県の計画及び町の総合計画に基づきまして、生涯スポーツの振興の各種事業を実施している状況であります。県内市町村の策定状況を調べてみましたら

ば、幾つかの市町村で策定しているところがございます。そういったところを参考にしながら、策定に向けた調査研究を進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） まだ策定されていないということなのですが、策定することによってスポーツ推進をやっているという位置づけになって、補助金が多分、やることによっておりてくるのかなというふうに思っているのです。都道府県、そのスポーツ基本法には、市町村に対しまして地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査、審議するための審議会を置くことができるというのも載っております。今現在、体育指導委員、今のスポーツ推進委員ですか、名前が変わって。それから、体育協会、またそういったスポーツ関係者に入ってもらって、そういった審議会を立ち上げて進めていくということも一つあるのかなというふうに思っております。そういった審議会をつくって計画を立てていくことによって、この基本法にもありますが、そういったところには補助金を出していくというふうな形も載っておりますので、できればそういった形がいいのかなというふうに思っております。

その基本法の中に、さっき言った補助金を出すというのがあるので、ぜひ補助金を使ってやってもらいたいことが1つあるのです。それは、前々から言っておりますが、なかさと公園の野球場についてなのです。これについては、公式野球ができなくなってしまいました。せっかくプロ野球選手がいるのに公式野球は使えないと。太田市、館林市、それから邑楽郡を見ても、公式野球場が使えないのは、多分千代田町だけかなというふうに思います。高校も入りますので、多分千代田町が使えないのではないかなというふうに思います。先ほど教育長が言ったとおり、松本君や岡島君は小さいころそういったクラブに入っていたというのがあります。地元で硬式野球場が使えないのであれば、そういったクラブもできないわけです。ですから、そういった補助金をどんどん見つけてきて、公式野球場ができるようにぜひしていただきたいというふうに思っております。副町長ができて、町長もひっきりなしに国のほうに陳情に行っているというふうに思いますので、こういったことも含めてお願いしに行ったらどうかなというふうに思うのですが、これについては町長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 公式野球が、これが広さに問題があったのだっけ……あるような気が、そういうふうなうわさも聞いたことがあるのですけれども、検討してやっていきたいと思っております。補助金の件につきましては、この間行ってきたばかりなのですが、また調整をして、いろいろな面でまた要望活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 球場の広さではなくて、ネットの高さでしたよね。もう少し把握をしていただきたいというふうに思います。競技ができなくても練習ができるようになれば、また違うのでしょうか、そういった練習ができるようになるように、そういった補助金をどんどん見つけてきて、そういった球場ができるように、硬式野球ができるようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、ではスポーツ推進委員と体育協会のお話をさせていただきましたが、そのスポーツ推進委員については法律で置かなくてはならないというふうにありますので、それについてはいいのですが、体育協会、町との関係、また期待されることがあったらお願いしたいというふうに思います。教育長をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

現在町体育協会につきましては、本部役員11名、各行政区の支部長さん17名、参加競技団体17団体で組織され、健全なる運動の普及、発達を期し、体位向上と体育文化の高揚、あわせて町民相互の親睦を図り、明るい社会の建設に寄与することを目的に、各種事業を実施しております。主な事業としましては、8月に町の主要スポーツイベントの町民レガッタ大会及び一般野球大会を、10月には町民体育祭を実施し、年度末には顕著な功績があった町内の個人及び団体を対象としたスポーツ賞の表彰式を行い、スポーツ振興を推進しております。また、参加競技団体におきましても、定例の練習、各種試合等への参加、大会運営の参画等を行っており、町と両輪の輪となり、生涯スポーツの振興にご尽力をいただいている団体であると、そういうふうに認識しております。今後とも事業運営はもとより、参加団体の活動を通じ、競技スポーツの推進の向上にご協力をいただき、町との協力体制により生涯スポーツの振興にご尽力をいただけるものと期待をいたしております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） おっしゃるとおり、体育協会の役割は大きいというふうに思います。先ほど言ったとおり、スポーツ推進委員については、国の法律で置かなければならないということで、町も規則をつくって、今回もあります、特別職の非常勤のほうで報酬として払っております。また、体育協会については、団体としての補助金はあるのですが、ほとんど手弁当でやっている状態ではないのでしょうか。人数も減ってきているというふうに思っております。スポーツに力を入れているほかの市町村を見ると、民間に委託したり事業団を設立したりということでスポーツ事業をやっているところが多いように見受けられますが、そういったこともなかなか難しいというふうに思うのですけれども、もうちょっと処遇をよくしたらいいのではないかなというふうに思っているのですけれど

ども、その辺は、ちょっと時間がないのでご検討をいただければというふうに思っております。

それでは、次の質問ですが、スポーツ関係の新たなイベント等の考え方がありましたらお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

平成25年度の新規イベントであります。近年若者を中心に人気のありますフットサルを町民大会として開催する予定であります。新年度予算に需用費の計上をさせていただいております。なお、既存の事業につきましても、事業ごとに内容の点検を実施し、効率的な事業運営となるよう努めてまいりたいと思います。

それから、総合型地域スポーツクラブ、千代田スポーツクラブでは、専門部によるスポーツ教室を実施していますけれども、本年度は新たにヨガ、ウオーキング、それからソフトバレーボール教室を実施し、新規会員の獲得につながっております。来年度も各世代に合った軽スポーツの普及や健康づくりを目的に、気軽に参加できるスポーツ教室の開催ができるよう支援してまいりたいと思います。

また、健康増進という面からも、環境保健課とタイアップしました温水プールでの水中ウオーキングが行われましたけれども、それだけではなくて新たな事業を検討して、温水プールの利用の拡大もあわせて実施してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 新たにフットサルをやるということで、大変素晴らしいことだというふうに思います。千代田町も千代田町出身、先ほど言った岡島君や松本君以外でもたくさん活躍をされております。ちょっと聞いた話ですが、昨年の青梅マラソンで10キロ部のほうで優勝した人がいるそうです。また、今年是一般の部で3位になった方がいるそうです。ホクレンの橋本和美選手という人が千代田町出身だそうでありまして、大変素晴らしい成績を残しております。今、千代田町ではマラソン大会もありませんし、体育祭も長距離がなくなってしまうということがあります。走っている人はよく見かけるのですけれども、地元ではなくてほかのところに出ているのかなという感じがいたしますが、こういったマラソン大会というものも、利根川沿いでやったらいいのではないかというふうに言っている方もいます。ぜひそういうことがあれば競技人口も増えていくのかなといったことも含めて、先ほど言った体育協会さんと、またスポーツ推進委員さん、またスポーツ団体さんといろんなお話をさせていただいて、こういった新しいイベントを進めていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

最後の3番目の防災対策について……

○議長（細田芳雄君） 襟川議員に申し上げます。残り5分を切っておりますので。

○4番（襟川仁志君） わかっています。質問はしません。質問ではなくて提案ということで。

○議長（細田芳雄君） はい、どうぞ。

○4番（襟川仁志君） また質問ができなかったもので、どれがいいかな。防火水槽について。以前東伊豆町ですか、そこに研修に行って聞いてきたのですけれども、防火水槽がいろいろ設置しているわけですが、飲料水を兼ねてできる防火水槽があるというふう聞いております。これならば町のほうに備蓄しているペットボトルの水なんかも置かなくていいのかなというふうに思います。ちょっと高いのですけれども、全部に置くというわけではなくて、そういった避難場所の近くに置けば、そういったことも有効に使えるのかなというふうに思いますので、ぜひこれから新しく設置するようであれば、ご検討いただきたいというふうに思っております。こんなところでよろしいですか。

では、以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で4番、襟川仁志君の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時26分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

8番、柿沼英己君の登壇を許可いたします。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、消防団について質問いたします。私も消防団経験者で、常日ごろ消防団の皆様には、生業の傍ら消防団活動に努力され、町民の安全、安心の担い手として感謝しているところでございますが、近年消防団員の新人団員の勧誘に大変苦労されているというように聞いております。現実問題として、これは千代田町だけに限らず、全国的な傾向ですが、消防団員の8割がサラリーマンの方が多ということで、昨今の経済情勢もあります。我々のころは自営業の人が元気で、また会社も景気よくて理解が大変あったというような時代背景もございますが、昨今非常に経済情勢も厳しいということで、なかなか消防団員が見つからないということがあるようでございます。千代田町もそういったことで、新人団員の勧誘が大変困難であるというような形で、任期を過ぎても務めておるといった例が大変、千代田町だけではございません。全国的な傾向でございますが、何期も任期を超えて務めていらっしゃるということであります。そういった悪影響というのでしょうか、中には幽霊団員が出てしまっているということであります。そういったことで、消防団の活動力の低下、こういったことが懸念されております。そういったことで、実態はどうかということで、消防団員の充足率という

ことで1問目ありますけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

千代田消防団は、団本部及び第1分団が5班体制、第2分団が3班体制となっておりまして、団員総数103名で組織されておりますが、定員につきましては条例により103名となっておりますので、定足数を確保しております。地域防災の中核である消防団を取り巻く環境につきましては、全国的に見ますと、担い手となる若い世代の減少により定員割れや平均年齢の上昇が大きな問題となっております。以前、本町における消防団は、農家や地元商店関係者、自営業者等の若い方によって構成されておりました。しかし、近年では団員の多くがサラリーマンであるため、町内勤務よりも町外勤務者が圧倒的に多くなっております。更に、勤務形態も交代勤務であったり、土日が必ずしも休日でないことなどから、緊急時の出勤人員に限られるなど、地域の消防、防災体制に支障を来す状況が生じております。

このような中、消防団員の入退団につきましては、退団される方が責任を持って後任団員を推薦し、引き継いでおりますので、定員割れを起こすことがなく、定足数を満たしております。しかし、若い世代が減少傾向にあることは、本町も例外ではなく、今後団員確保が困難になるのではないかと危惧しております。このため、平成24年度におきましては、消防団の活躍を紹介した記事を町広報紙に4回、団員を募集する記事を1回掲載いたしました。今後も定期的に町広報に記事を掲載するとともに、町主催の行事等において、団員募集のチラシ等を配布できればと思っております。将来的には、消防団の組織の見直しを視野に入れながら、中期的な検討をしていきたいと考えております。それまでは、団員確保のため、団活動の重要性をアピールし、消防本部や千代田消防署と協力しながら広報活動を行ってまいります。更に、団活動には家族の理解や企業等の協力が重要不可欠であります。団員が勤務している企業等には、必要に応じて町並びに消防署から協力要請をさせていただいております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） ありがとうございます。先日、県議会の一般質問を視察させていただきました。その中で沼田選出の県会議員さんも私と同じような質問をされておりました。その中の県の答弁が、県も積極的にこのような消防団員の確保について取り組んでいくというような、啓蒙活動をやっていくというようなことも述べられておりましたので、ぜひとも県とタイアップして、積極的な啓蒙活動をしていただければと思います。その中で、大変いい話をしていたのですが、成人式ですか、成人式のときに、そういった大人の仲間入りをしたときに、地域の安全、安心の担い手として、協働のまちづくりといいますか、その原点だと思うのです。そういったことで、成人式のときに、そういった啓蒙活動をしていくというようなことです。

また、先ほど町長の答弁の中で、企業に対しても積極的な取り組みをしていきたいというようなことも言っておりました。よその県の話なのですけれども、消防関係に対して団員を出していただいている企業に対して、感謝の意味を込めて、また自治体が表彰するというのですか、そういった意味で、消防の事業を協力事業所というような、ロゴマーク入りの、そういったものを掲載していただいて、そういった社会貢献企業として認めるというようなこともやっているそうなので、そういった町独自の消防団員を出していただいている企業に対して、そういった消防事業協力事業所というような社会貢献企業に対する表彰制度、そういったものを設ける考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

統計データによりますと、社会経済の進展に伴い、産業構造や就業構造が大きく変化し、全消防団員の約7割が勤め人となっているようです。このような状況の中で、消防団の活性化を図るためには、勤め人が入団しやすく、かつ団員として活躍しやすい環境の整備が求められており、企業の団活動に対するより一層の理解と協力が必要であります。そこで、消防庁では、消防団員を雇用する事業所の団活動への理解と協力を得るため、平成18年度より消防団活動を協力している企業及び事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を構築し、導入推進しております。この制度は、勤務時間中の団活動への便宜や入団促進など、企業としての消防団への協力が社会貢献として広く認められるもので、消防団協力事業所には、表示証が交付されるというものであります。現在のところ、館林地区消防組合及び管内自治体では、この制度を導入している企業はありませんが、企業の協力により、地域消防、防災体制の充実が図られると思いますので、今後関係機関と相談してまいりたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 今後そういったことで努力していただきたいと思います。

次の質問に行きます。次は教育長なのですが、図書館サービスの向上ということで、まちづくりの重要な一環として、図書館サービスというのがあると思います。それはなぜかということ、人づくりにあると思います。そういった中で、生涯学習の推進の中で、位置づけで考えていただければと思いますが、現状を見ますと、町立図書館というのは週休2日制、月、火だと思うのですが、近隣の町立図書館というのは非常に入館者も多くて、立派な図書館、大泉さん、呂楽さん、明和さん、近隣の町では週1回の休みなのです。特に夏休み、長期休みでは、中学生や高校生が自習を兼ねて利用が急増していると思うのです。そんな中で、月、火で休みということで大変不満があるというのを聞いております。そういった中で、今の時代ですので、父兄が、保護者が大泉や明和、呂楽の図書館に連れていっている例を聞いておりますので、そういったところを、まず足元から、そういった時間あるいは日数、こういったところが改善できるかというところを質問したいと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

平成23年度に利用者の利便性を図るため、温水プールの運營業務を民間委託し、休館日を月曜、火曜の週2日から月曜週1日に減らし、あわせて総合体育館の休館日も週1日としました。町民プラザにつきましても、休館日を月曜1日にして、利用者の利便性を図ってきたところでございます。そのときに、図書館の休館日につきましても検討しましたが、少ない人数での職員配置ということもあり、実現できませんでした。現在夏休み期間中の開館時間につきましては、午前8時30分から開館し、児童生徒の早朝からの利用に対応しております。休館日を1日とするには、職員配置も厳しい状況ですので、パート職員やボランティアの活用、また民間委託につきましても検討し、今後の改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 物事にはスピードが大事ですので、ぜひ夏休みぐらいまでに間に合わせていただければというふうに思います。

次に行きます。まず、図書館の充実をどう考えますかというご質問を通告してありますが、まずその背景、一般町民はどういうことで期待しているかというようなことを考えますと、役場職員さんあるいは議員さん、そういった場合はやっぱり町のことを調べたい、関連することを調べたい、いわゆる行政支援についての考え方ですね。あと、仕事をされている方に対しては、そのビジネス関係の支援について調べたい、そういったニーズがあると思います。それから、お母さん方、主婦の方ですか、そういった方ですと医療あるいは子育てあるいは教育、福祉、こういった多岐にわたる生活支援というのですか、そういった図書館に期待するサービスというのが求められることが多いと思います。そういった中で、図書館司書さんに相談したり、調べたいことを相談したり、そういったことで司書さんの役割も多分にあると思うのですが、そういった中で実際図書館へ行きますと、比較しては悪いのですが、もうちょっと充実してほしいなというのが実感ですが、そういった中で図書館の充実をどう考えますかということで質問したいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

厳しい財政状況の中で、図書館購入費の増額は難しいところでありまして、公立図書館としましては、今お話をいただきましたように、町民の要求及び社会的動向を十分考慮し、利用者の学習、文化、教養及びレクリエーション等に幅広く対応する必要がありますので、1つの分野を重点的に充実させるのは難しい状況であります。そこで、国の補助金、交付金を活用して、平成22年度、23年度では、幼

見図書につきまして、図書数2,400冊、購入金額が年間図書購入費の倍に当たる490万円もの大幅な充実を図りました。また、小中学校の学校図書との連携会議を開き、図書館との役割により相乗効果を図ったり、近隣や県立図書館ともネットワークによる相互貸借を活用し、町民の要望に応えられるように努めております。新年度予算の図書購入費につきましては、60万円増額の270万円を計上し、先ほどもお話が出ました調べ学習等の百科事典や児童書等の購入を予定しております。他の町村との大きな図書館のようにはいきませんが、建物の大きさに応じた図書館の運営、それから図書の充実を図ってまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 生涯学習の一環としてでも役立つ情報拠点として頑張っていたらいいと思います。児童サービスの利用者の意見として、子供たちとお母さん方がもっとスペースを広くするという要望が出ていますけれども、そういったもっとスペースを広くする考えがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

図書館の内部につきましては、書棚の棚数を増やしたり、レイアウトを工夫するなどして図書数の増加を図ってまいりましたが、建物もそれほど大きくないのが実情であります。スペースを広くするというお話ございましたけれども、増築するにも工事費もかかりますので、まずは建物の大きさに応じた効率的な図書館の運営、それを心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 今後努力していただきたいと思います。もう一点あったのですが、朝来ましたら、図書館の案内の看板がある程度できていましたので、今後もっとよくしてもらえればいいと思います。

次に行きます。ストップ児童虐待オレンジリボンキャンペーンについてということで、これについては私もよく知らなかったのですが、大泉さん、明和さんの議員さんたちがオレンジリボンをつけていたのです、背広に。そういったことで、ちょっと質問して教えていただいたのが現実で、私も不勉強であったなというふうに思いますが、そういったことで、よその町がどのようになっているかということで、局長のほうにちょっと調べて聞いていただいたら、よその町では民生委員さんですか、そういった人たちに配ってあるようなお話も聞いております。現実問題、そういった啓蒙活動ですので、こういったものが千代田町では実際どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

オレンジリボンキャンペーンにつきましては、2004年に起きた栃木県小山市での悲惨な児童虐待事件を受けて、児童虐待をなくすために栃木県小山市のボランティア団体「カンガルーOYAMA」が始めた運動で、2006年よりNPO法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となって推進しているところでもあります。児童虐待は、児童の健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであります。本町でも11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、普及啓発に努めております。また、児童虐待防止運動のシンボルでありますオレンジリボンにつきましては、民生委員、児童委員を初めとし、児童関係職員、役場窓口での町民への配布、更に町広報紙による周知や児童虐待防止啓発ポスターの町内公共施設への掲示、更にポケットティッシュの配布等を通しまして啓発活動に取り組んでおります。今後は、議員の皆様や各種団体の方々へのご協力をいただきまして、普及啓発の輪を広げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） そういった啓発活動ですか、その一番大事なことはどういうことかということ、児童虐待と思われる事実を知った場合は、町民皆様が通報してください、あるいは役場とかで相談してください、あるいは児童相談所に通報してください、これが本来の目的だそうなんです。そういった意味で、自治体が責務を負ってやることですので、しっかりと町民に今言った活動をしっかりとやっていただきたいと思ひます。議員のほうにもそういった情報をどんどん流していただければというふうに思ひます。

次に進みます。いじめを地域からなくす運動についてということ、一般質問で出ておりますけれども、地域からなくす、先日、きのうですか、ユニセフの日本の本部を見学させていただきましたけれども、やはり人権教育、いじめにしても体罰にしても、身体的自由あるいは尊厳的自由、そういった基本的人権を侵害しているのだという基本線を国民一人一人が自覚しなくてはいけないのです。そういった意味で、先生だからといって逃れることはできません。そういった意味で、基本的人権の尊重、憲法にもうたわれておりますけれども、そういった人権教育、生徒も含め先生も含め、国民、町民一人一人がそういったことが必要だと思ひます。そういった意味で、そういった生涯学習、そういった取り組みが大事だと思うのですけれども、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

現在学校での教育現場や部活動での体罰が問題となっておりますが、やはり学校現場だけではない、地域社会における取り組みも必要と考えております。新年度におきましては、教育研究所の柱の一つとして、人権・いじめ対策班と学社連携班、学校教育と社会教育をつなぐ班ですけれども、を設置し

まして、いじめ、体罰を含めた人権教育というようなことで、具体的に話し合いを持って、そして具体的な行動を起こしていきたいというふうに計画をしております。学校現場での児童生徒、それから家庭における保護者や地域の方との信頼関係を構築して、学校、家庭、地域が一体となっていじめや体罰をなくせるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 静岡県ですか、かたいことを言わずに挨拶運動、町民と子供たちとも一緒に挨拶をしようというような、県で取り組んでいるそうです。そういったことで、そういったことを参考にしながらやっていただければと思います。生涯学習とかどンドンやっていっていただきたいと思っております。

次に行きます。副町長の役職についてということで、この年末年始、町民の皆さんと膝をついてお酒を飲みながらいろんな話が出まして、びっくりしたことがたくさんありました。まず、副町長というのが千代田町だけ設置しているのですかというようなお話がありましてびっくりしたのですが、副町長、近隣の邑楽郡、どのような設置状況であるか、再確認させていただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

邑楽郡内における副町長の設置状況についてであります。板倉町を除く明和、千代田、大泉、邑楽の4町にはそれぞれ副町長が置かれております。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 事実関係が広報紙に載ればいいだけの話なので、次に行きます。

次に、4年後の副町長の退職金が、ちまたでは1,000万、高給だなといううわさが町内に蔓延しているのです。これは事実なのでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

副町長に1,000万円近い退職金が支払われているという記事は、坂部議員が出している議会報告という本年1月15日付の新聞折り込みチラシに載っておりますが、これは事実ではありません。4年間働いた場合の退職金の総支給額は651万6,000円となる見込みであります。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） たしか刑法では、こういったことは虚偽の風説の流布というのです。私は弁護士でもありませんので、次行きます。

副町長の役割というのが、地方自治法ではどのような捉え方になっているのか、お聞きしたいと思

います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

副町長の役割や仕事についてのご質問であります。地方自治法第167条には、町長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するとあります。具体的には、町長との協議、各課の事務や業務にかかわる課長との協議及び指導、審査会やプロジェクト会議等のまとめ役、書類の決裁、町の事務等にかかわる総括であります。当然私の補佐役、そして職員の相談役、指南役として活躍していただいているわけであります。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 大変重い役目でありますので、今後頑張っていただきたいと思います。

最後の質問に行きます。学校の防災機能強化ということで、前回もちょっと似たような質問をさせていただいたのですが、避難所指定である千代田中学校であると思うのですが、防災拠点になっていると思うのですが、3点ばかり確認したいと思います。備蓄倉庫があるのか。自家発電関係があるのか。貯水槽があるのか。こういったことで、上毛新聞にも出ましたが、余り進んでいないというような形で出ました。千代田町は、幸い耐震のほうは終わっていますので、次のレベルに行ってもらいたいのです。もっと立派な防災ということで取り組んでいただきたいと思います。そういった中で、学校の防災機能強化に対する文部省の補助金がたしか出ていると思うのですが、そういったことも含めて研究しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在千代田中学校の備蓄倉庫、自家発電につきましては、未整備であります。防水槽につきましては、水道水を一時的にためておく受水槽が各学校に設置されておりますので、災害時には受水槽にたまっている水を使用することが可能であります。具体的に申しますと、中学校には受水槽6.4立方メートル、これは6,400リットルになります。及び高架水槽4.8立方メートル、これは4,800リットルになりますが、設置されております。町防災計画では、1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することとなっているため、災害時に満水であると仮定した場合、受水槽は300人×7日分、高架水槽は約230人×7日分を供給することが可能であります。先ほど柿沼議員さんが申しました、これらのことについて、やっていっているということには、まだこれからということになるかと思えます。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） もう5分切りましたので、質問は終わりますけれども、今後町民のために防災関係を頑張ってくださいようお願い申し上げまして、一般質問といたします。ありがとうございます。

ました。

○議長（細田芳雄君） 以上で8番、柿沼英己君の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部敏夫君の登壇を許可いたします。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。登壇の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。通告に従って質問を進めていきます。

1番、地方自治法政令違反をちょっと疑っております。公共事業は、入札をもって契約をせねばならないとされています。地方自治法政令第167条の2第1項第1号では、一般入札を基本としています。政令に従い、千代田町財務規則第139条では、130万円以上の物件は入札に付すと定めておりますが、町で契約している実態を見ても、これを逸脱しているように思います。契約方法の採択順序は、次のとおりと考えております。すなわち一般入札、もしくは指名入札であります。にもかかわらず、大谷町長はこれを随意契約で発注しているものがあるのです。これが疑問の点でございます。地方自治体の利益の増進がある場合は、指名競争入札でもよいというふうに言われているだけでありまして、130万を超えるもの、一定の金額を超えるものについての随意契約は許されないと考えているものでございます。緑地管理委託は請負ではないと弁明する課長がいらっしゃいます。請負というのは、仕事の成果に従い対価を支払うもの、これを請負というふうに定義づけられているように解釈しています。これは慣例だから随契で出している、こういう発言をする課長もいました。言いかえると、これは常習犯ですね、慣例ということは。そのように思っています。当該物件の請負契約書へ貼ってもらっている収入印紙からは、請負と認識できる金額が貼ってあります。大谷町長が誕生して過去5年間、この随契の契約金額は、価格低減については皆無に等しいです。年々歳々幾らかずつ下がっているのかと思うと全然下がっていないのです。同じ金額で5年間推移しておりました。業者を入れかえて発注しても、過去の業者と同価格をもって契約するということは限りない不透明感があります。この契約により業者でなくて、地方自治体、すなわち千代田町の利益は何があったのですか。130万を超えるものについて随契で出したことについて利益は何があったのですか、これをお伺いします。この契約行為は適法ですか、それとも違法と考えて反省をしていらっしゃいますか。最後の段について簡単に、簡明に説明をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

千代田町は、植木の町ということで、古くから植木の栽培や販売が盛んであります。このため、各公共施設や公園、街路樹に至るまで、多くの植木を植えて産業振興を図ってまいりました。そのよう

な中であって、少しでも管理経費を安くするために地元の植木業者の皆様にもご尽力をいただき、植木いっぱいのみちづくりが進められております。ご質問の件ですが、請負工事につきましては、130万円を超える工事につきましては、全て入札を行っておりますが、管理委託業務につきましては、50万円以下の業務委託につきましては見積書を提出していただき、業者を決定いたしました。また、50万円を超えるものにつきましては、入札のかわりに入札書を業者から提出していただき、最低金額で入札書を提出した業者と契約しております。町といたしましては、適法であり、問題はないと考えておりますが、より透明で、かつ公平な対応をいたしまして、新年度からは業者を集めて入札を実施したいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） ただいまの件について再度町長にお伺いします。

130万以上のものでも内規、内法ですか、内規ですね、を決めて見積書を提出してもらって、それで契約しているという話ですが、これについての見解をお伺いします。その内規、内法と称するものは適法と認めていますか、それとも違法と考えていますか。どのように訂正しているか。副町長と相談しないで、町長、ひとつご回答ください。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 適法と考えております。私のほうには、何というのですか、随意契約とか、いろいろ小さいあれは関知していないのです。ただ来るだけで。だから、私はそう言われても答えようがないです。担当の人に……それ以上のことを、どういうことをやっているかというのはわかっていないのです。だって、私のほうには入札した知らせが来るというのですか……だから適法にやっていると当然信じていますし、小さい業者の……

[「何事か言う人あり」]

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 少々補足の説明をさせていただきたいと思っております。ただいま町長が申し上げました承知していないという部分につきましては、これは決裁のことであろうと思っております。町の工事等に係る決裁につきましては、それぞれ専決規程が設けられておまして、工事に関係しますと、総務課長のほうが20万までの契約については決裁権をいただいていると。それから、50万までの決裁権につきましては、副町長のほうでいただいていると。それを超えるものについては町長の決裁になるということで、書類上は見ない場合がございます。ただ、最終的には全ての判断は町長の責任になるということでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今のお話のちょっと補足を、私のほうからもさせていただきます。

入札をしていなかった物件の金額が519万7,500円のものがありました。501万3,750円のものもありました。267万7,500円、246万7,500円、246万7,500円、同額のもの2件ありまして、あと220万円のものがありました。130万を超えるものがあと2件あります。そういうものが入札をされずに随契で出ていたのです。そこへ貼られている印紙は、印紙税法にのっとって請負と称する、その金が数千円のもの、万であるかどうかはちょっと記憶にありませんが、そのようなものが貼ってありましたことを申し添えておきます。

次の質問に入ります。トップセールスの内容と成果をお伺いします。副町長経費を5,000万円近くかけて実施すると約束したトップセールスの成果、これは千代田町へもっともっと助成金、交付金持ってこないと大変なことになってしまう。議会の全協でお話があって、それで本会議で決まって副町長を設置したわけなのですが、その投資対効果について、県や国から幾らの増収がありましたか。これはアベノミクスで自動的に、ところてん式に回ってくる金以外に大谷町長が一生懸命頑張ってくれた、その成果は幾らぐらいの金額がありましたか、お答えください。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

トップセールスの成果ということではありますが、これは必ずしもトップセールスをしたから必ず結果がついてくるということではありません。そのことは12月議会の一般質問でもちゃんとお話をいたしました。タイミングや人と人との出会い、いろいろな条件などが絡み合い、うまく合致したときに結果が出るという考えに変わりありません。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 続けて、同じテーマについて質問をします。

金額については出ていないようですね。胸張って発表できないような状態であるというふうにお見受けいたしました。それでは、訪問先の部局、これをご教示お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

トップセールスをしているかということではありますが、去る2月28日に東京に行ってまいりました。訪問先につきましては、8名の衆議院議員の先生方、2名の参議院の先生方、そして前から言っている7人の総理大臣に仕えた副官房長官のところ、それからもう一人は、前話したから大体おわかりだと思っておりますけれども、上野先生のところに行ってまいりました。この方も副官房長官を1期やられたお方です。その方のところのほかに行く予定がありましたけれども、ちょうどその日が区長会のお別れ会ということで、間に合わなくなるということで戻ってまいりましたから、またその方には改めてお話しに行きます。利根川新橋の早期実現、川まちづくり支援制度の事業復活、この川まちづく

りは前にもお話しいたしましたけれども、事業仕分けで1億8,000万お金がついたのがゼロになってしまったわけなので、これを改めて要望してまいりました。それから、LED街路灯導入促進事業の採択ということで、これは国で50事業所にしか出さないということで、これが入りますと大変安い、金額のことはわかりませんが、かなりお金が流れるということで、ぜひこれをお願いしたいということで、3つの要望をやってきたところでもあります。これでどういうふうになるかということは私もわかりませんが、前話したとおり、20年から21年の中盤ごろまでは、行ってお願いしたことは大変みんな協力していただきまして、お金が流れてきたということはありません。今度もそういうふうによくいけばいいなと思っておりますし、これからはまた要望活動をしながら町の活性のために頑張っていきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 私がビジネス社会においていろいろ活動した中では、投資対効果、例えば5,000万投資したら5億ぐらいの、10倍ぐらいの稼ぎをしろと、そんなことを経営者、上司から言われておりました。ですから、大体5,000万円近い経費をかけて副町長を置くのであれば、当然5億や10億の助成金、交付金は獲得していただきたい、このように思っているところなのです。今申し上げたように、私はそのように思っているのですが、町長のお答えで、経済状況だとか、あるいはいろいろなタイミングがあって、すぐにそういう数字が出ないということ、今何となく隠れみの、煙幕張っているような感じがするのです。それで、これから3年、4年たったときに、やっぱりだめだったというのでは困るのです。そういうときに、一つの確約として、例えばですよ、これが確約いただけるかどうかかわからないのですが、大谷町長が個人的に町へ5,000万近いものを弁済するよと、そのぐらいの意気込みはありますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） トップセールスということで、いろいろお願いに行っているわけですが、やはりそれは、先ほど話したとおり、うまくいくかどうかというのは、これは相手があることだからわかりません。ですが、副町長が5,000万というのは、1期4年を指していると思うのですが、副町長がいるということは、私にとっては、先ほどお話があったとおり自由に、できるだけあいているときにだけでも要望活動をしようということで、一生懸命これからもやっていくということは変わりはありません。今お話しされた、だめだったから、では寄附するのかどうかというお話がありましたけれども、それはここで言うべきお話では私はないと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 私がお見受けする限り、副町長のいなかった、過去の4年間、一生懸命一人で、マニフェストに従って、選挙前に公約した内容に従って頑張っていたようにお見受けしています。

ここへ来て5年生になってから置くというようなことは、ちょっと手順が悪かったかなと私自身は思っています。それについてはもうこのくらいにしましょう。

それで、トップセールスをするにも、あるいはまちづくりをするにも、町長の健康、これが非常に問題があるのではないかと私は思っています。具体的に言えば、心身ともに大丈夫ですかと思っているところなのです。町長というのは、会社でいえば社長です。野球やサッカー、ラグビー、いろいろな団体戦の監督と同じように、ここにいらっしゃる課長方あるいは職員、いろんな部局の方たちと力を合わせて、組織力で成果を上げる責務があると思うのです。ところが、挨拶の中で、一番簡単な開会の言葉が言えなくてかじってみたり、口ごもってみたり、メモを見ないと簡単な挨拶もできない。例えば、区長会の、これから1杯飲むというときの挨拶も、メモを見て、それで話をしているわけです。そういうようなことだと、先ほどの質問に関連してきますが、国会へ行って、永田町へ行って、霞ヶ関へ行って、県庁へ行って、果たしてそういう陳情活動、要望活動がすらすらとできるのどうか。「ええと、あの、ほれ、何というのだっけかな」なんていうのでは困るのです。ですから、そういう意味で心配だなと思っています。

簡単な質問をさせていただきます。副町長、周りの方、ひとつ黙っててください。これは、町長がそういうアドリブ的に、とっさに、総理大臣の前へ行くことはないと思うのですが、仮に総理大臣の前へ行って、あるいは県庁の県知事の前へ行って、いろんな要望活動をするときに、ぱっと話が出てこないと困るのですが、重要な役職のお名前をフルネームでちょっと答えてみてください。現在の千代田町の住民福祉課長のお名前、いいですか、それが1つ。2つだけ、ちょっと言いますから、メモ書いておいてください。あと、千代田町の経済課長のお名前。そういうのがぱっと出てこなくては、これは。フルネームで。その2つだけ、とりあえずお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） その答えよりも、私が体の調子が悪いということで、これは坂部さんが私に対して、町長は身体不全なのだから、さっさとやめたほうがいいと。町の町民の幸せにならないということを私は何回も、4回ぐらい言われておりますよね。確かに調子が悪かったのです。目まいもしたり、白内障の手術の後から目まいがしたりということも、3回ぐらい調子が悪くなりました。ですから、本当に申しわけないというふうには思っております。今現在は、だけれども、少しずつでもよくなっているということを、区長会の際に質問が出まして、私はそのとおりにお話をしたわけですよ。それで、またここへ来てそういうお話をしておりますよね。確かに初めは、経済課長は……

「フルネームをおっしゃってください」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） 急に言われても、ちょっとそういうところは確かにおかしいところがあります。

「わかりました」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） 口述書を読むことについてですけれども、口述書を読むというのは、どこの首長もみんなやっておりますよ。坂部さんはまだそういう機会がないからわからないと思うのですけれども、それでちゃんとやるほうが間違いなくやれるということで、私は読んでやっております。読まないでやる時もありますけれども。ですから、それをこういうのを一々読んでやっていると言われると、それは私がそういうことで頭に入らないというのがあるかもしれないのだけれども、それでやっているところです。これが全然できなくなるとなれば、町長をやっている資格はないと思いますけれども、今のところは前よりはよくなっておりますし、今あちこち行って、それでトップセールスがやれるのかというような話もされていましたが、私はそのことに関しては一生懸命やってきましたし、ちゃんとした話もしてきております。一緒に秘書も行っておりますから、それは見届けております。何というのか、具合が悪いから坂部さんは私に対して強くそういうことも言っておりますけれども、そういう言い方をする人は、本当は自分がこういう状態はいいことではないというのはわかっていますけれども、みんな心配してくださっているというのが本当です。「町長、気をつけてください」、「頑張ってください」って。大物の代議士からも大澤知事からも、みんな行き会ったときに必ずそう言われておりますし、だんだん元気が出てきておりますし、ここでそういうお話をすることぐらいはできます。これからもっと、いろいろな薬を飲んで一生懸命やっているところですから、そんなに強く言うものではないというふうに私は思っております。何か私をぶつつぶつのだというような、そういうように聞こえます。実際にそういうことを私は言われておりますからね。ここでは言いませんけれども。相対のときに話したことがありますけれども。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 町長の答弁中に、議員席からやじが飛んだり、私語が飛んでおります。これについては議長職権でご注意をお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） はい。

○3番（坂部敏夫君） 質問を続けます。

残念ながら、住民福祉課長のお名前、それと経済課長のお名前は町長の認識の中に常日ごろなかったようにお見受けします。それで、同じ質問を続けていきます。副町長、黙っててくださいね。懐刀でずっとお世話になっている。お世話になっているというか、協力している総務課長の年齢とフルネーム、教えてください。おっしゃってください。ちょっと立ってください、即座に。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 私に一々そういうことを言うのは失礼だよ。

[「そのとおり」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） 何もそういう、行政と議会というのは一緒に協力しながらいい町をつくるということでやっているわけでしょう。それが私に対してこれを、名前をどうだの何だのというのは、私にとってはそんなことを言われる筋合いは、坂部さんにありませんよ。話したくありません。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今質問をした根拠を申し上げます。冒頭に申し上げましたように、会社の社長あるいは野球やサッカーの監督、こういう方たちの責務というのは、選手あるいは監督、監督というかその中心になる人、その人たちの資質を見て、それでその持ち味をいかに引き出していい試合をするか、いい成果を出すか。ですから、二代表制で、執行部としては町長が1人選ばれているのです。議会については合議制で12人が千代田町の場合は選ばれているわけです。ですから、議会については12人で合議制で進めていくのですが、執行部については町長が専決、独断でいろいろやっていけるわけですよ。とすれば、町長に協力をしてくれる課長方は、どういう性格でどういう特色があって、持ち味があって、その方たちの力をどのように借りていい町をつくっていくか、常にそれを考えなくてはいけないと思うのです。今総務課長だけ年齢のことを質問したのですから、川島賢さんの場合は何歳なのだろう、あと何年在任期間があるのだろう。もうここまで来たらぜひフルにその力を発揮してもらって、人にやさしい美しいまちづくり、活力のあるまちづくりをするために、それぞれの課長方の利点を引き出すのが町長の務めだと思うのです。そういう意味で、課長の名前も、フルネームも出てこない、あるいは年齢が、あれ幾つだったかな、20歳だったかな、50だったかなもわからないようでは困るのですよ。ですから、そういう意味でも一番主席課長の総務課長のことが、あるいは役場の入り口のすてっぺんにいらっしゃる塩田課長の名前あるいは椎名課長の名前が出なかったの、大体町長の普段の仕事の進め方、感覚がわかりましたので、そのくらいにしておきます。

次の質問に入ります。ジョイフル本田の南側と北側に工業団地を造成する計画を立てました。これについて、無記名のアンケートを求めておきながら逆探知をした。アンケートに答えてくれた人の逆探知をしましたね。こういうことは、非常にこそくであり卑劣な行為だと思うのです。先ほど教育長がお答えくださった中に、いじめに関する問題のアンケートだとか、そのほかのアンケートという話が二、三、るるございました。そのアンケートの一つが、町への手紙というものもあります。こういうものを役場がやったときに、無記名でみんなアンケートの回答を求めていると思うのです。そこに通し番号を振っておいて、例えば1番は坂部、2番が坂部、3番が坂部ペけペけ、そういうふうに送っておいて、その1番がどういうメッセージを発信しているか、どういう思想でいるか、それを考えるのは、逆探知するのは卑劣だと思うのです。こそくだと思うのです。これは地権者の方、それと周囲の方から私宛てに封書で苦情がありまして、ぜひ坂部議員、こういうことについては町へ問いただしてほしい。やっぱりそういうことはするべきではない。我々は善意で、町がやろうとしていることについてはどんどんアンケートを回答しているのだよと。だけれども、それを逆探知されて、誰が賛成だ、反対だ、そんなことを調べたのでは困る。まず、マクロ的にその趨勢を調べて、賛成多数、反

対わずか、その発表会をもってだんだんと町民と対話をしていくのが本当の仕事の進め方ではないかと思うのです。こういうことはよくないことがある。町民の要望に従って総務課経由で、副町長がプロジェクトチームのリーダーとなっているので、いろいろ話をしたのですが、そこの反省会、会を持たれましたね、町長も入って。町長が入って、副町長がその席に座っていても、あえてそれを決行したということは余りよくないことだと思うのです。やはり、失礼な話ですが、課長以下、若い方がそういうことをやろうとしたら、それは町と町民の間の信頼関係が崩れるから、逆探知なんていうことはやめよう、手順からしたら、マクロ的にアンケートをまとめて、その発表会をして、それで反対の方には事情をよく説明して、協力を求めていく、そういうことが正しい仕事の進め方だと思うのです。これはまた別の大きな問題にも発展していきますので、また機会を別にしていろいろ話をしていきますが、きょう現在、今現在、町長はそういう行為は適正であったとお考えですか、否か、お考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

[「町長、ジョイフル本田の……ないんでしょう」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） これはね……

○議長（細田芳雄君） ご静粛にお願いします。

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

町では、新規雇用と安定財源確保のため、平成21年度より工業団地誘致検討プロジェクトを設置し、立地条件や採算性、農政協議等を勘案しながら新規工業団地の誘致検討を行ってまいりました。第五次総合計画においても、千代田工業団地周辺に新たな工業団地の検討を行い、産業基盤の集積に努めたいと位置づけさせていただいているところであります。また、東日本大震災を契機として、特に首都圏直下型地震に備えた首都機能分散バックアップ機能の構築など、災害時のリスク対策が非常に大きな課題となっております。本県では、東京からの地理的条件や自然災害が比較的少ないこと、関越、上越、上信越、東北自動車道に加え、北関東自動車道の全線開通により、県内交通網の利便性が向上し、全国に迅速なアクセスが可能な場所となっております。こうした優位性を生かして、官民一体となった誘致活動を推進するため、県内全ての市町村や経済団体等で構成する群馬県バックアップ機能誘致協議会が設立され、企業の進出意欲が高まったことを受け、需要に応えるまとまった候補地の選定が必要と判断され、県内全ての市町村へ新規工業団地候補地の調査が実施されたところであります。その結果、本町では、千代田工業団地北側と南側の2カ所について、経済課を通し、経理課を通じ、候補地として回答させていただいております。これはあくまで候補地の一つということであり、決定されたものではございませんことをご承知お願いいたします。

そこで、昨年12月に候補地として選定した千代田工業団地北側と南側の2カ所の検討区域内に土地

を所有されております地権者様を対象に意向をお伺いさせていただきたく、アンケート調査を実施させていただきました。また、このアンケート調査は、工業団地誘致検討プロジェクトにおいて、工業団地の適地のどの場所にするのが最善であるかを検討するためのもので、個人情報の逆探知を目的としたものではございません。また、検討区域の全てが予定地となるものでもございません。このアンケート調査を実施する前に、議員の皆様にはアンケート調査の趣旨と依頼文書及び回答はがきのサンプルを配付させていただいた上で、昨年11月30日の議会全員協議会において説明させていただいております。その後、アンケート調査を実施させていただきましたが、約9割弱の方から問題なく回答をいただいております。はがきで回答いただけなかった方へは、直接電話でお聞きいたしました。問題なく回答をいただいております。また、アンケート調査の依頼文も土地所有者の方と限定した上で、各個人様宛てに郵送し、ご意向をお伺いいたしたくをお願いしてあります。もちろん、各地権者様からご回答をいただきました情報は公表するものではございません。よって、間違った調査ではなかったと判断しております。ですから、これはやっていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今回回答をいただきましたことにつきましては、通し番号を振って逆探知するということと言わなかったのです。議会で説明があったときには。ですから、そういうことで逆探知するということはよくないことなのですよ、要は。そのように思っています。

一番最後の質問に入ります。5番、町には赤道というものがあります。これを不法占拠しているか、あるいは不法に貸与している経緯はございませんか。きちんと契約をしていますか、あるいはその土地を提供している場合は、赤道を使わせる場合は、その対価をもらっていますか。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

俗に言うところの赤道とは、道路法の適正を受けながら法定外公共物、旧国有財産のうちの道路でございまして、いわゆる町道認定されていない道路ということになっております。この法定外公共物、俗に言う赤線である道路、青線である水路については、法定外公共物特定図面により把握しております。この法定外公共物は、地方分権一括法に基づき、平成15年7月に国からの市町村に無償譲渡されたもので、その形状や機能などさまざまでございます。また、町内には数多く存在し、たまたま隣接地において開発が行われたり、道路工事等で境界査定が行われた場所以外は莫大な費用を要することから、境界確定も何らかの事情が生じた時点で行っている状況でございます。法定外公共物である赤線は、機能をなくしているもの、開発行為上や建築基準法上で必要なものなど、ケース・バイ・ケースで考えなくてはならないと認識しております。第三者への利害関係が及ばず、払い下げできる物件

につきましては、払い下げを行っていきたいと思っております。何らかの理由で法定外公共物が建築物や工作物により占拠され、ここが通れないとか、ここの水路に流せないなどで迷惑している、あるいは困っているといったお話は今のところ受けておりませんので、私の知る限りでは、坂部議員がおっしゃる不法占拠を黙認し、特別な利益供与をしているといったようなことはないと考えております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） この後は質問ではなくて要望、提案をしておきます。

町長、どんなとっさの場合でも冷静に判断をして、トップセールスに邁進していただきたいと思えます。中のことについては、町長がおっしゃったように、副町長に頑張ってもらい、かつ各課長方に頑張ってもらい、ぜひ町のために助成金、交付金の獲得をいま一層努力していただきたいと、このように申し上げて、私の一般質問と要望を終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で3番、坂部敏夫君の一般質問を終わります。

○動議の提出

〔議長、動議〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） 11番、青木です。

ただいまの坂部議員の一般質問の発言の中に、議会会議規則の中には、発言は無礼であってはならないというような項がございます。ただいま坂部議員の町長に対する発言、質問の趣旨は、大変無礼の部分に当たるのではないかと考えています。議会運営委員会の開催の中で、その処置といたしましうか、対応について後ほど開催していただきたいというふうに思います。私個人につきましては、一連の発言については、削除すべきであろうというふうに思います。なぜならば、千代田町議会があのような一般質問を行ったことが会議録の中に残されるということは、非常に千代田町の議員として苦汁にたえないところでございます。

以上、発言をもってかえたいと思えます。よろしく願いいたします。

〔賛成〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 皆様にお伺いします。

ただいま青木國生君より出ました動議について、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（細田芳雄君） 挙手6名でありますので、動議は成立いたしました。

以上で一般質問並びに動議が終わりますので、午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時01分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開します。

先ほど11番、青木國生君から動議が出されまして、1名以上の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

先ほどの動議の件については、議長において後ほど録音記録を調査の上、措置することといたしました。

○議長（細田芳雄君） 続いて、一般質問に入ります。

10番、黒澤兵司君の登壇を許可します。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席ナンバー10番、黒澤兵司です。通告順に従いまして質問をいたします。

「広報ちよだ」の2月号、囲い欄で「千代田町議会からのお知らせ」のタイトルでおわび文等、魑魅魍魎の文章が掲載されてありました。掲載文の内容と発行経緯について伺います。世の中は、澄むと濁るは大違い。はげに毛があり、はげに毛がなし云々と言う人があります。また、聞き取り方や受け取り方もさまざまであります。意味も言葉も違います。執行部と議会、先生と生徒、親と子、立場、立場での理解や解釈もさまざまであります。今回の「広報ちよだ」に千代田町議会からのお知らせ、議会議長、細田芳雄名で掲載がありました。驚きました。私たち議員が知らないところで起きた問題であります。基本的にはルールがございます。議会で起きたことは議会でやる、それが原則であります。議員が知らない、議員に相談もしない、そんな議会や議長がどこにいらっしゃるのでしょうか。世の中のルールやプライド、どこに持っているのか、議会の恥だと思えます。そう私は思います。そして、お知らせ欄では、「一般質問に対する町長答弁で「批判を繰り返しました」と掲載がありますが、実際には町長はこのように発言しておらずとなっております。それが「広報ちよだ」に掲載されてありました。議会側の問題と思いますが、執行者側で掲載したということは、何か関連するものが見受けられたと考えられますので、質問させていただきます。

1番、「誤った内容の掲載」とあるが、何の問題が発生したのか。誤った内容の中身について。また、誤りに気づいたのは誰ですか。「広報ちよだ」に掲載した理由や緊急性はあったのか。内容を詳細にお尋ねします。

1回目終わります。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

去る12月議会の坂部議員からの一般質問に対する私の答弁で、町長選で立候補した相手方に対し、批判を繰り返したと私は発言していないにもかかわらず、さも発言したような議会広報に掲載されま

したので、早速議長と広報委員長に、相手方への謝罪と議会広報への訂正記事をお願いしました。しかしながら、議会広報は次回の発行まで大分時間があるため、議長と協議の上、緊急に事実を伝える必要から、町広報紙へも掲載をいたしました。

また、気づいたのは誰かということですが、それは私自身です。言っていないことを掲載されたことは非常に心外であります。また、議会広報の一般質問記事を読むと、一方的に業者にかかわる批判的な発言ばかり掲載されており、私の発言内容を会議録で読んでいただければわかると思いますが、導入部分では批判的な部分もありますが、後半は公平に対応したと発言いたしました。相手方に対して批判的な部分だけを意図的に掲載したような気がしますので、議会広報の掲載の仕方が公平なのかどうかという疑問を感じております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 「町長が発言しておらず、誤った内容を掲載し、訂正しておわびします」と細田議長が言っていますが、議長が起こした問題なのか、それとも他の議員のしわざなのか。また、「関係者の皆様に多大な迷惑をおかけしました」とあるが、皆様とは町長、議長、町民の誰を指しておわびしているのか理解できません。問題の張本人は誰か、お知らせは誰が書いたのか、誰にわびているのか、第三者にわかりにくい内容だと思います。議会だより掲載文は誰が書いたのか、当事者の「大河」での役割分担、また議会以外の公職はあるのか、議長は誰に迷惑をかけたとわびているのか、具体的な謝罪が見えませんが、町長は理解、納得できたのでしょうか伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

問題の原稿を誰が書いたについては存じ上げませんが、聞くところによりますと、議会の一般質問の原稿は質問した本人が書くというお話を聞いておりますので、坂部議員ご本人が書いたのではないかと思います。もし坂部議員が書いたのであれば、現在第3区の区長をされております。議長の謝罪については、事実を伝えられなかったことから町民に対しての謝罪、そして当事者である私と掲載された相手方に対してであろうと推測いたしております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 質問の1回目と2回目で、町長の答弁で「批判を繰り返した」と。私は発言していないにもかかわらず、さも発言したように議会広報に掲載されましたので、議長と広報委員長に、相手の方への謝罪と議会広報への訂正記事をお願いしました、こういうふうには町長は言っております。また、議会の一般質問の原稿は、質問した本人が書くというお話を聞いております。坂部議員ご本人が書いたのではないかと思いますと答弁をいただきました。

その件について伺います。町長は、発言しておらずと言っていますが、発言をしていないものを書

いたということでありませうか。つまり、ごまかし、偽装、事実をねじ曲げる捏造、ないことをあるようにつくり上げるでっち上げ、事実と食い違うこと、うそを言うことですか、意識的に書いたと理解してよろしいでしょうか。また、坂部議員本人が書いたのではないかと推測で町長は言われております。書いた本人を特定や確認しないで、広報紙に掲載の同意したことを理解できません。名前が出されたことで間違いは許されることではないと思います。町長、議長、広報委員長と話し合いの中で、誰が書いたか話が出ないのが納得できません。偽装、捏造、でっち上げにうそ、意識的に書いたものであります。それを書いた本人は坂部議員であると言われていたが、驚きました。間違いはないと思いますが、発言をしていないものを捏造したり、うそを意識的に坂部議員が書いたと思うと推測で、特定や確認していないで、広報紙に掲載の同意をしたことを理解できません。その辺について町長に伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

私といたしましては、議会の本会議場において発言しなかったことを、さも発言したような記事に書かれたことに対して悪意的なものを感じずにはられません。記事は坂部議員が書いたものと確信いたします。また、議長と広報委員長には、発言していないことを議会広報に掲載することは事実と違う虚偽の掲載となるため、訂正記事を議会広報に掲載することと、相手方への謝罪についてお願いいたしました。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 全員協議会会議録によりますと、平成25年2月7日、木曜日、発言の内容を抜粋いたします。坂部議員と相談なしで議長の単独責任でお知らせしました。こういうふうには受け取りました。坂部議員の発言、何の罪悪感も抵抗もなく、そこを使って記載したのです。編集委員の裁量権、その延長とっております。2人の意見の一致が見当たりません。また、坂部議員のうその記載、小学生の誰もやらないような行為だろうと思います。議長は、坂部議員にうそを書いたのはだめですよなぜ言えないのか。指導できないのか。坂部議員に、あなたがやってはいけない、うそを書いた問題だから、謝罪も書きなさい。書かないのなら名前を書いて出しますよとできなかったのか。議会の機能や統率が全く見られません。また、総務文教常任副委員長や区長さんをおやりになっている。町の著名議員のやることでしょうか。残念です。がっかりいたします。

そして、この問題は、誤った内容の掲載の言葉の表現でいいのでしょうか。いいえ、全く意味合いが違ふと思います。坂部議員の発言は、何の罪悪感も抵抗もなく、そこを使って記載したのです。編集委員の裁量権、その延長とっておりますと言っています。誤った内容ではなく、偽装、捏造、でっち上げ、うそを書いたと。坂部議員本人が言っています。議会人、区長として最も悪質で卑劣な行為であります。坂部議員の議会語録を紹介いたします。1つ、論語にあります。間違いを改めるにはば

かることなし。勇断即決。すぐやればいいのです。1つ、坂部議員の答弁で、泥棒の話がありました。金額には関係ないのです。泥棒は泥棒なのです。悪いことは悪い、これが一番の答えですと明快に言っていました。間違いを改めるにはばかることなし、泥棒は泥棒なのです。悪いことは悪い。言っていること、やっていること、坂部議員の行為をどのように思いますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

結局議会における発言内容のうち、悪くとられるところを強調して掲載し、公平に対処しますという部分を省いてしまうという載せ方は、議会広報という性格上、問題があるのではないかと考えております。広報は、全体的な概要を載せるわけですから、細かなところは議会の会議録をご覧くださいとなるわけで、中立的な掲載に心がけていただくことが最優先であろうと思います。うその記載にかかわる越権行為か違反行為かにつきましては、議会において責任問題を調査していただきたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 坂部議員が捏造やでっち上げの記載をした。間違いだと思えます。いやしくも議員ですから。うそだと思えますね。坂部議員の職務は、総務文教常任委員会の副委員長を受けています。議会推進特別委員会の委員でもあります。議会広報編集委員の委員でもあります。邑楽館林医療事務組合の議員でもあります。町議会基本条例検討に関する小委員会等を担っております。また、ほかに公的な要職、区長さんもおやりになっているようです。地区の大勢の皆さんに絶大なる信頼と支持があると伺っております。選挙では801票の支持をいただいて、議会議員のナンバーワンと豪語しております。そのとおりだと思えます。広報編集委員、ほかにも重要な役割をお持ちであります。特に総務文教常任副委員長の任務は大切であろうと思えます。町行政のかなめでもあります。人間で例えれば、心臓に当たる職務だと思えます。人間社会の管理指導、国民への教育、児童から子供たち、また青少年の健全育成等多岐にわたる限度なき業務、坂部議員のお人に敬意を申し上げます。その坂部議員が、うそだと思えますね。議員ですよ。3区の区長さんでもありますよ。坂部議員の捏造文の記載、反省や謝罪がない。発言の歯切れが悪い。議会の坂部語録もでたらめ、うそだらけです。議員や区長、また町の指導者ですよ。驚きました。耳を疑いたくなります。事実であれば、社会的な責任があります。坂部議員がどう思っているのでしょうか。

そこで、伺います。坂部議員の捏造文の記載、反省や謝罪もない。議員や区長を拝命しており、規範意識を持ち、指導すべき立場の人、また町民801票の支持者の代表者のうその記載文の掲載、町執行部、議会の権威を失墜させて軽蔑している坂部議員、坂部区長をどういうふうにか伺いたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

私といたしましては、事実を公平に掲載していただきたいということであり、議会広報へ発言していないことを掲載したり、批判的な部分だけ一方的に載せたことは、その責任については議会で調査していただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 町広報紙、誤った記載文の発行によって多くの関係者や町民への影響が考えられます。町執行部への被害はあったのか。それから、誤った記載文の掲載をする前の広報紙に差しかえ文の原稿記事への支障はなかったのか。重要な誤り記事なので、町広報紙配布後の処理や対策のマニュアルはあるか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

私にとって事実と違う内容を掲載されたことは誠に、答弁の中で平等に機会を与えていますという発言は掲載されていないことと非常に不愉快なことであります。また、私が発言した相手方に対し不愉快な思いをさせてしまったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。次回発行の議会広報で、今回の訂正について掲載していただくことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、差しかえによる元原稿への支障はというお話ですが、全くないとは言えませんが、入れかえた記事のほうがより重要性が高かったということであり、町広報紙の処理対応マニュアルについてであります。特にマニュアルはつくっておりません。基本的には訂正記事で対応しておりますが、ケース・バイ・ケースであります。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 私が育った年代は、子供の育て方がどこの家庭でも共通な思いを持っておりました。小学生や中学生のころ、親や近所の大人にうそをつくな、泥棒をするな、うそは泥棒の始まりだとうるさく、しつこいほど顔を合わせると言われました。私は高校は県外の埼玉県に通学しておりました。昭和橋を渡ると、親の監視や近所の目もなくなります。行動範囲も広くなり、関心事も多くなりました。夜遊びや誘惑、いろいろありました。親は思春期の子供に具体的な言葉は見つからず、大ざっぱになりました。悪いことをするな、人に迷惑をかけるな、そんなアドバイスに変わりました。「親の心子知らず」という言葉がありました。今親の亡くなった年齢になりました。親の言っていることと言われたこと、守ってきたのか反省の日々であります。今後は、少しでも親の言葉を思い抱きつつ、うそと泥棒をしないように過ごしていきたいと思っております。また、育ちがよいとは、学校や社会で身につけるものであります。子供たちの健全なる成長を願い、学校教育や青少年の環境づくりに協

力していきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。議員が関与してスイカを公共施設、選挙区に配った行為を問うということでございます。それについて執行部に伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

パークサイドクラブの設立は、平成23年8月、協働のまちづくり事業申請書によりますと、代表者は坂部敏夫さんであります。事業内容では、区画整理内の遊休地の環境美化で、荒地地の整備、除草、瓦れきの片づけ、整地等を行い、食育を推進する作物を栽培できる準備を行うものでした。実績報告は、平成24年3月27日、役場受け入れが3月27日となっております。平成24年度の事業申請は、平成24年2月23日付申請となっております、代表者は3区の男性となっております、会員名簿に坂部さんは載っておりません。入っておりません。このことから、坂部さんがパークサイドクラブの代表をしていたのは、平成23年度であったと理解できます。また、区長としての期間についてであります、平成23年4月1日に就任しまして、平成24年3月2日で辞職されておりますが、同年の4月1日から現在まで再度区長として仕事をしていただいております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 答弁に対する質問です。代表者は坂部さんで、事業内容は遊休地の環境美化及び整地を行い、食育を推進する作物、スイカ等を栽培する準備のものでしたと、こういうふうになっています。そこで、実績報告というものが出されているわけです。平成24年3月27日、役場収受が3月27日ということになっています。事業実績報告書は責任者は、これは誰が責任者になっているのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、パークサイドクラブ会員名簿に坂部議員は入っていないと。団体との関係はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 答弁者はどなたでしょうか。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 団体の名簿がちょっと書いてなかったもので失礼しました。ご質問にお答えいたします。

平成23年度のパークサイドクラブの事業実績報告書の代表者は、坂部敏夫氏であります。区長はやめたが、責任者は坂部氏かということですが、この協働のまちづくり事業は、特に区長が云々ということとは関係ありませんので、坂部氏でも問題はないと思います。ただし、平成24年度事業につきまして、坂部氏は会員に入っておりません。しかし、実際には皆様と一緒に、あるいは中心となつてやっていかなければとなれば、実質的には会員であり、オーナーであるということが考えられます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） それでは、団体に坂部議員が入っていないということで承りました。団体の誰が、どこの公共施設の誰に、何を何個ぐらい配ったのか、具体的に伺います。パークサイドクラブの事業でスイカ等を栽培しておりました。寄附については、西保育園に7月、8月の2回でスイカ40個、カボチャ27個を2人にいただき、その1人は坂部議員と聞いております。町長がおっしゃっています。また、現地で西小学童クラブがスイカ五、六個、福祉協議会も20個ぐらい、その他に役場経済課も現地で坂部議員からスイカをいただいたと報告があります。そういう答弁を前からいただいているわけです。答弁に対する質問です。坂部議員が関与してスイカを無償で配った。西保育園、西小学童クラブ、社会福祉協議会、その公共施設の誰が受け取ったのか。また、役場経済課の誰がもらったのか具体性が見えない。また、会員でもない坂部議員が選挙区内にスイカを無償で配り、関与している確証はできるのか。そして、補助金の支出額は23年度と24年度は幾らになるのか。今後議員関与への団体の補助金はどうするのか、その辺について伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

誰がスイカを受け取ったのかということですが、保育園にしても学童クラブにしても、社会福祉協議会にしても、職員が受け取ったものと思いますが、個人名を公表することできませんので、ご容赦をお願いします。しかしながら、配ったという事実は残りますので、きちんとした調査があった場合は、対応しなければならないと思います。協働のまちづくりの補助金につきましては、平成23年度は20万円であります。24年度につきましても既に20万円が支出されておりますが、決算報告により20万円を下回った場合、残預金は返還していただくこととなります。また、議員や区長が関与した団体への補助ということですが、議員や区長が1人の町民として協働のまちづくり事業に参加されることは大変よいことだと思います。しかしながら、単なる環境美化運動等はよいと思いますが、物を配るという寄附行為に関するようなことに関しましては、好ましいとは言えないと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 次に、質問させていただきます。

公選法の抵触について、前回の定例議会で実態を把握してはっきりしたいと答弁いただきました。その後は協議、調査はしたのか、これについて伺います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

坂部議員がスイカを配った行為が公職選挙法に抵触するかどうかというご質問ですが、去る3月1日に開催しました選挙管理委員会で協議しました結果、今回のスイカの寄附行為につきまして

は、公職選挙法に抵触するおそれがあるものの、千代田町選挙管理委員会としては判断することはできないという結論になっております。こういったことは、警察が判断することであるということであり、でも私の考えとしては、議員ということですので、いかななものかなという考えはあります。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 答弁に対する質問です。3月1日開催の選挙管理委員会の協議では、公職選挙法に抵触するおそれがあるものの、町の選挙管理委員会の判断ではない。警察が判断することだと今答弁いただきました。町の選挙管理委員会の協議内容を伺いたいと思います。誰が出席したのか、誰と協議したのか。また、警察に出向く気はあるのか伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本件につきましては、昨年12月議会の一般質問で黒澤議員から質問がありました。内容を確認した上で、選挙管理委員会でも協議するようなことを総務課長が答弁いたしました。このため、選挙管理委員会にお願いしましたところ、町の選挙管理委員会事務局が県の選挙管理委員会に事例を照会し、回答を受けました。その内容は、寄附行為のおそれがあるものの、町選挙管理委員会への判断ではなく、警察が判断することという回答をいただき、選挙管理委員会の会議において報告がなされましたということを知っております。また、警察に出向くというか、通報するかどうかという質問であります。私はそういったことをするというつもりはございません。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 町民参加のまちづくり、花いっぱい運動、スイカづくりや公共施設へのスイカ配り、多くは後援会会員の協力のもとに花いっぱい運動やスイカ配りでの選挙運動かと周りの人たちの嫌みが聞こえております。スイカ畑でへたれたという目撃者もいたとか、御身大切に頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。その坂部議員は、議員や区長を拝命しており、規範意識を持ち、指導すべき立場の人であります。また、801票の支持者の代表者でもあります。町の見識者と言われている人でもあります。その著名人がここでも団体の会員でもなく、事業責任者でもなく、団体に関係ない坂部議員がパークサイドクラブのスイカを公共施設に配っている、これは盗んでいることではないのでしょうか。そんなふうに私は思います。議員で区長をしている大人のやる行為でしょうか。聞いたことがありません。到底理解できませんね。

時間が来たので、はしょりますけれども、ことわざがございます。「決してあえて行わざるは、百事の禍なり」、決めたことを実行しないのは、多くの災いのもとになるという意味であると言われております。決めたことなのに先延ばしにしていたのでは、何のために決めたのかわからなくなります。その場限りのいい加減な決め方、実行できないことを決めましたと薄っぺらな約束事、身近に多く見られると思います。また、規範意識や道徳心に欠けた行為、議員の資質、誇りと使命感という職責の

自覚の欠如、その行動は常に正義が求められています。安全で安心して暮らせる住民福祉環境を維持する使命感はもちろんでありますが、それ以前に社会人としての常識をなくしては何もなりません。答弁しにくい質問になりましたが、丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 以上で10番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時41分）

平成25年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年3月7日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 2 議案第 3号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 3 議案第 4号 千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- 日程第 4 議案第 5号 千代田町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定
- 日程第 5 議案第 6号 千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定
- 日程第 6 議案第 7号 千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定
- 日程第 7 議案第 8号 千代田町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
- 日程第 8 議案第 9号 千代田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 9 議案第10号 千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定
- 日程第10 議案第11号 千代田町町営住宅等整備基準条例の制定
- 日程第11 議案第12号 千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定
- 日程第12 議案第13号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 千代田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度千代田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度千代田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 発議第 1 号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度千代田町一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度千代田町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度千代田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	福 田 正 司 君
7 番	小 林 正 明 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	富 岡 芳 男 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	細 田 芳 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君

教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住 民 福 祉 課 長	塩 田 稔 君
環 境 保 健 課 長	野 村 真 澄 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	宗 川 正 樹 君
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 和 男
書 記	小 林 良 子
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(細田芳雄君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

これより日程に従い、議事を進めます。本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第28までを議了し、日程第29から日程第34までは町長の提案説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細田芳雄君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(細田芳雄君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 議案第2号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、介護保険法の一部が改正されたため、これまで厚生労働省令で定めている地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細田芳雄君) 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長(塩田 稔君) おはようございます。それでは、議案第2号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

国では、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務づけや枠づけを見直すという趣旨を踏まえた、いわゆる地域主権に係る一括法に関連し、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月22日に公布されました。これらに伴いまして、介護

保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を、都道府県や市町村の条例で定めることとされましたことから、条例を制定するものでございます。

本条例の制定に当たりましては、原則として市町村の自由裁量に任されたものでなく、厚生労働省令で定めている認知症対応型通所介護サービス等の8項目のサービスに係るそれぞれの基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準等の内容に従い、第1章では総則を、第2章から第9章まではそれぞれの地域密着型サービスの項目となっておりますが、2つの点について町独自の基準を設けさせていただきます。

1点目は、第152条第1項1号アの部分でございますが、厚生労働省令では地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の居室定員を、「1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への介護の提供上必要と認められる場合は2人とする事ができる」と規定しておりますが、この部分を条例では、町独自の基準として、ただし書き以降を「入所者への介護の提供上必要と認められる場合は4人以下とすることができる」に変更させていただきます。独自基準とした理由でございますが、ユニット型を除く地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員につきましては、利用料金が安価な多床室の利用が望まれることを考慮いたしまして、低所得者でも利用できる多床室の整備を可能とするためのものでございます。

2点目につきましては、各種のサービスの条項に該当する個所がございますが、一例といたしまして、第42条第2項の部分でございます。厚生労働省令では、各サービスの事業ごとの記録の保存期間につきまして、「その完結の日から2年間保存しなければならない」と規定しておりますが、この部分を条例では町独自の基準として記録の保存期間を、「その完結の日から5年間保存しなければならない」に変更いたしました。その理由でございますが、事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合には、町から介護報酬の返還請求をすることになりますが、当該請求の消滅時効は5年となっております。記録の保存期間を2年とした場合は、返還請求の際に必要な文書が事業所に残っておらず、確認が困難な事態とならないよう記録の保存期間を5年とするものでございます。

なお、本条例における本町の既存該当施設は、認知症対応型通所介護の「あんしんケア」が対象となります。

また、群馬県におきましても、特別養護老人ホームの独自基準は本町と同じく、ただし書きの定員の「2人」を「4人以下」に、そして記録の保存期間の「2年間保存期間」を「5年間保存提案する」と群馬県ホームページで伺っております。

最後に、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結します。

討論に入ります。最初に反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第3号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第3号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、介護保険法の一部が改正されたため、これまで厚生労働省令で定めていた地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、市町村が条例で定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 議案第3号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

本案は、いわゆる地域主権に係る一括法に関連し、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律及び介護保険法等の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市町村が条例で定めることとされましたことから、条例を制定するものでございます。

本条例の制定に当たりまして、原則として市町村の自由裁量に任されるものでなく、厚生労働省令で定めている介護予防、認知症、通所介護サービス等の3項目のサービスに係るそれぞれの基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準等の内容に従い、第1章では総則を、第2章から4章まではそれぞれの地域密着型介護予防サービスの項目となっておりますが、1点のみ町独自の基準を設けさせていただきました。各種サービスの条項に該当する個所がございますが、一例として、第40条第2項の部分でございます。厚生労働省令では、各サービスの事業ごとの記録の保存期間につきまして、「その完結の日から2年間保存しなければならない」と規定しております。これにつきまして、条例では、町独自の基準として記録の保存期間を「その完結の日から5年保存しなければならない」と変更させていただきました。

理由でございますが、事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合には、町から介護報酬の返還請求をすることになりますが、当該請求の消滅時効は5年となっております。記録の保存期間を2年とした場合には、返還請求の際に必要な文書が事業所に残っておらず、確認が困難な事態とならないよう、記録の保存期間を5年とするものでございます。

また、本条例における本町の既存該当施設は、認知症対応型通所介護の「あんしんケア」が対象となります。

また、群馬県におきましても、該当施設の独自基準は本町と同じく記録の保存期間の「2年間の保存期間」を「5年間保存」で提案すると伺っております。

最後に、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第4号 千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第4号 千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行にあわせ、法律において条例に委任されている事項を定める必要があるため、千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定いたしたく提案するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） おはようございます。議案第4号 千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

新型インフルエンザや全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症の発生時において、国民の生命、健康を保護し、生活や経済に及ぼす影響が最少となるよう、昨年5月11日新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、1年以内に施行することとなっております。この施行にあわせ、自治体の条例において定める事項がありますことから、本条例を制定する必要が生じたものでございます。

第1条につきましては、法に基づき政府の緊急事態宣言が発せられた場合、千代田町においても新型インフルエンザ等対策本部を設置することとなり、その際に法に基づく必要な事項を定めることを目的とする規定でございます。

第2条は、対策本部長以下組織について定めるものでございます。

第3条は、本部長が会議を招集し、意見を求めることができる規定でございます。

第4条では、必要に応じ部を設置することができるよう定めるものでございます。

第5条、雑則では、その他必要な事項について別に定める規定でございます。

附則の施行日につきましては、法が施行された場合、その同日から本条例も施行するというようなものでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例について詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第5号 千代田町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第5号 千代田町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権に係る一括法に関連し、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基

準を自治体で定める必要が生じたことから、お手元の議案書のとおり環境省の基準を参酌し、本条例を制定いたしたく提案するものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、議案第6号 千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第6号 千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称「企業立地促進法」につきましては、地域による主体的かつ計画的な企業立地等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的に、平成19年に制定されました。

この「企業立地促進法」に基づき、市町村は同法に基づく「基本計画」において、「企業立地重点促進区域」を定め、国の同意を受けた場合、工場立地法の特例措置として「緑地面積率」及び「環境施設面積率」を条例で定めることができるようになりました。

本案は、県において策定中の2つの基本計画が3月中に国との協議を終了し、平成25年4月1日に同意を得る予定から、本町において基本計画に企業立地重点促進区域を設定し、規制緩和を講ずるものであります。

詳細につきましては、経済課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 経済課長兼農業委員会事務局長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） それでは、議案第6号 千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、通称「企業立地促進法」に基づきます群馬県の4つの基本計画、アナログ関連産業、健康科学産業、基盤技術産業、環境関連産業のうち環境関連産業を除いたアナログ関連産業、健康科学産業、基盤技術産業の3計画が平成24年度をもって計画の終期を迎えることから、3計画を見直し、平成25年度を始期とする新たな2つの基本計画を策定することとしております。

1つは、新たな産業の育成としてグリーンイノベーションとライフイノベーションの実現を掲げ、新規計画を医療健康、食品産業とし、2つ目は、基幹産業の技術力強化として技術のさらなる高度化による成長産業への参入によります基盤技術・アナログ技術関連産業としております。

本案は、これら2つの基本計画におきまして、本町が集積区域として地域指定を受け、かつ新たに企業立地重点促進区域を指定し、工場立地法の特例措置を受けるために条例制定をするものであります。

内容につきましては、お手元に配付されております資料の比較表及び議案書によりご説明させていただきます。最初に、比較表の右側でございます。現行では、工場立地に関する準則に定められておりまして、工場敷地に対します緑地面積率及び環境施設面積率につきまして、第二条で緑地面積率は100分の20以上、そして第三条では環境施設面積率を100分の25以上の割合とするとあります。

続きまして、新しく議案書をご覧いただきたいと思っております。新規に制定をお願いいたします条例、千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例第1条では、企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき準則を定めるという記述でございます。

第2条は、用語の意義でございますが、工場立地法の例によるというものでございます。

次に、第3条第1項につきましては、重点促進区域を既存の工業団地、鞍掛舞木工業団地、鞍掛第二工業団地、そして千代田工業団地の3カ所とし、緑地面積及び環境施設面積の割合を100分の10以

上と100分の15以上に引き下げ、現行よりそれぞれ100分の10の規制緩和を講ずるものでございます。

第3条第2項では、群馬県の基本計画の重点的に企業立地を図るべきとして定められた区域ということでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日からの施行となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） おはようございます。企業立地ということで、先ほど課長からお話がありまして、県のほうではアナログ産業あるいは基盤整備とか、そういったことで規制があったわけですが、25年度から食品産業も入るとということで、邑楽館林地区というのは非常に食品産業が盛んでありまして、そういったことでダノンですとか、あるいは正田醤油ですとか、日清製粉ですとか、非常に食品産業関係が元気で、それに関連して明和で凸版印刷のほうも出るというような形で、食品にまつわる関連産業というものが非常に盛んでありまして、ぜひとも食品産業がもし来るとなれば、産業集積の形成ということで誘致のほうをできたらいいかなと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

柿沼議員おっしゃるように、邑楽館林地区につきましては、食品関連産業の進出が目まぐるしいということでございます。本町におきましても、サントリービール工場が進出したというところがございます。その中で、今後誘致的なことはどうなのかというようなご質問でございます。これにつきましては、昨日の一般質問でも工場立地関係のアンケート調査で、地区を選定して、これから順次進めていくというようなことでございます。ですから、まだまだ今後の状況を見据えながら検討していかなければならないということになるかと思っております。

ただ、今回の条例制定につきましては、本町におきまして3カ所を選定して、そこにおきまして規制緩和を実施していくというようなことでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第7号 千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第7号 千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた「道路構造令」について、各自治体において条例で定めることとなったため、千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、町道を新設し、また改築する場合におけるこれまで参照していた「道路構造令」による市町村道の構造に関する一般的基準について同様の基準とするものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第7号 千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案第7号をご覧いただきたいと思います。本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連しまして、道路法の一部改正により道路法第30条第3項の規定に基づき、町道を新設し、または改築する場合における道路の一般的技術基準について定めるものでござ

います。

内容についてでございますが、初めに、道路の区分についてご説明を申し上げます。道路の区分については、道路構造令により第一種から第四種までに区分され、地方部が第一種と第三種、都市部が第二種と第四種、そして交通量によりまして第一級から第二級、第三級、第四級、第五級と区分されております。千代田町の町道については、ほとんどが第三種第五級、区分が市町村道で地方部、1日500台未満ということになります。

以上を踏まえまして、第4条から第12条では、設計基準交通量に基づく車線数、車線の分離、副道、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道、滞留帯の基準を定めるもので、第13条では植樹帯の基準、第14条から第26条ではドライバーの安全走行のための設計速度、車道の屈曲部、曲線半径、曲線部の片勾配、曲線部の拡幅、緩和区間、視距、縦断勾配、縦断曲線、横断勾配、合成勾配の基準を定めるものでございます。

第27条では、排水施設の基準を定め、第28条から第30条では道路の交差基準を定め、第31条から第37条では安全や円滑な交通確保のための待避所、交通安全施設、凸部、狭窄部、防護施設等の基準を定め、第38条では橋や高架道路の基準、第39条から第41条では特例について、第42条、第43条では自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の基準を定めるものであります。

以上、内容といたしましては、参酌基準であります道路構造令による町道の構造に関する一般的基準と同様の基準とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、議案第8号 千代田町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第8号 千代田町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた道路標識、区画線及び道路標示に関する命令のうち、市町村道管理者が設ける道路標識の寸法について、各自治体において条例で定めることとなったため、千代田町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、町道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、これまで参照していた道路標識、区画線及び道路標示に関する命令による市町村道管理者が設けることのできる道路標識と同様の寸法とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行ということであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、議案第9号 千代田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第9号 千代田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた「高齢者・障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、各自治体において条例で定めることとなったため、「千代田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、高齢者や障害者等の方の移動等が円滑に行えるよう、必要な道路の構造に関する基準を定めるもので、参酌基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造を定める省令」と同様の内容とするものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第9号 千代田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案第9号をご覧いただきたいと思います。本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、同法第10条第1項の規定に基づき道路の新設、または改築を行う場合における高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定めるものでございます。

内容についてでございますが、まず大もととなります国の移動等円滑化の促進に関する基本方針についてご説明申し上げます。我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、高齢者・障害者等の方が社会のさまざまな活動に参加する機会を確保することが求められていることなどから、高齢者・障害者等の方の自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性に鑑み、生活関連施設、旅客施設、官公庁施設、福祉施設などでございます

が、これの相互間の移動が通常徒歩で行われる区間について、どこでも、誰でも、自由に、使いやすくというユニバーサルデザインの考え方に基づき、移動等が円滑に行えるよう必要な道路の構造に関する基準となります。

以上を踏まえまして、第3条から第11条では、交通バリアフリー法基本方針並びにユニバーサルデザインの考え方に基づき、歩道の有効幅員、舗装、勾配、横断勾配、歩道と車道の分離、高さ、横断歩道に接続する歩道部分の構造、車両乗入れ部、排水施設の基準を定め、第12条から第17条では、立体横断施設、横断歩道橋、地下横断歩道を設ける際のエレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段の基準を定め、第18条、第19条では乗合自動車停留所を設ける際の高さ、ベンチ及び上屋の基準を定め、第20条から第30条では自動車駐車を設ける際の障害者用駐車施設の数、障害者用駐車施設、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所の基準を定め、第31条から第34条では移動等円滑化のために必要なその他の施設を設ける際の案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設の基準を定めるものであります。

以上、内容といたしましては、参酌基準であります移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令と同様の基準とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、議案第10号 千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設

の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第10号 千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた「高齢者・障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」における「特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等」について、各自治体において条例で定めることとなったため、千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、高齢者や障害者等の方が安全で快適に利用できる公園環境を実現するための特定公園施設の基準を定めるもので、参酌基準である移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令と同様の内容とするものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第10号 千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案第10号をご覧いただきたいと思います。本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、同法第13条第1項の規定に基づき、特定公園施設の新設、増設、または改築を行う場合における高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について定めるものでございます。

内容についてでございますが、まず大もととなります国の移動等円滑化の促進に関する基本方針についてご説明申し上げます。我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、高齢者・障害者等の方が社会のさまざまな活動に参加する機会を確保することが求められていることなどから、高齢者・障害者等の方の自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性に鑑み、不特定かつ多数の方が利用し、または主として高齢者・障害者等の方が利用する12の特定公園施設というものがございしますが、それが都市公園施設のうち①といたしまして園路及び広場、②、屋根付広場、③、休憩所、④、管理事務所、⑤、野外劇場、⑥、野外音楽堂、

⑦、駐車場、⑧、便所、⑨、水飲場、⑩、手洗場、⑪、掲示板、⑫、標識というのが12の施設ということになりますが、これにつきましてどこでも、誰でも自由に使いやすくというユニバーサルデザインの考え方にに基づき、移動等が円滑に行えるよう必要な特定公園施設の設置に関する基準となります。

以上を踏まえまして、第4条では園路及び広場を設ける際の出入口、通路、階段、傾斜路、柵に係る幅や勾配等の基準を定め、第5条、第6条では屋根付広場並びに休憩所及び管理事務所を設ける際の出入口、カウンター、車椅子使用者の方が円滑に利用できるような広さの確保等の基準を定め、第7条では野外劇場及び野外音楽堂を設ける際の出入口、通路、車椅子使用者の方が円滑に利用できる観覧スペースの設置等の基準を定め、第8条では駐車場を設ける際の車椅子使用者の方が円滑に利用できる駐車施設の基準を定め、第9条から第11条では便所を設ける際の出入口、便房等の基準を定め、第12条から第14条では水飲場及び手洗場並びに掲示板及び標識を設ける際の高齢者・障害者の方が円滑に利用できる構造とする基準を定めるものであります。

以上、内容といたしましては、参酌基準であります移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令と同様の基準とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第10、議案第11号 千代田町町営住宅等整備基準条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第11号 千代田町町営住宅等整備基準条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた公営住宅等の整備基準について、各自治体において条例で定めることとなったため、千代田町町営住宅等整備基準条例を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、新たに建設するに当たっての位置や敷地の基準、防火、避難及び防犯並びに設備等の住宅の基準、共同施設の基準について、国土交通省令で定める基準に従い定めるものとされていることから、参酌基準である公営住宅等整備基準と同様の内容とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行ということであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町町営住宅等整備基準条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第11、議案第12号 千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第12号 千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた「布設工事の監督業務及び水道技術管理者に関する配置・資格基準」について、各自治体において条例で定めることとなったため、「千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」を新たに制定するものであります。

内容といたしましては、給水・水質及び水道施設の管理、検査など技術水準や安全性を確保するため、「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準」を定めるもので、学校教育法に基づく専門知識の修学実績と経験年数による知識の習得実績について、これまで国で定めていた水道法施行令による資格基準と同様の内容とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日に施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第12、議案第13号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第13号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただきます非常勤特別職の報酬につきましては、事前に議会のご意見も参考にさせていただきました結果、一部の委員報酬について邑楽郡内の状況も勘案しました上で、条例の一部を改正するものであります。

条例案の別表をご覧くださいと思います。改正の内容につきましては、まず教育委員と農業委員について、月額を年額といたしたいと思います。これは、町監査委員の指摘事項として、月額報酬は常勤の勤務実態が必要であるとの観点から改正するものであります。

次に、各役職員の区分で、会長職務代理や意見を有する者・議会選出等、その役職等を具体的に区分させていただきました。

また、識見を有する監査委員につきまして、監査に係る準備期間等も考慮し、報酬額を上げさせていただきます。

区長報酬につきましては、今まで定額制であったものを、郡内同様「均等割」と「世帯割」を加味し改正いたしますが、予算の範囲内における改正でありますことをご理解いただきたいと思います。

更に、産業医、小中学校及び幼稚園の校医、園医、歯科医、薬剤師につきまして、新たな条例に明記しました。また、今までの体育指導員という名称を「スポーツ推進委員」に改正いたします。

条例の施行期日は、平成25年4月1日であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第13、議案第14号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第14号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、県内市町村の動向を参考に、郡内で協議してまいりました結果、「千代田町税条例」におきましても条例整備のために改正が必要と判断いたしましたので、今回所要の措置を講ずるものであります。

改正の内容であります。地方税法附則第15条第2項第6号の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに設置した排水の公害防止用の除害施設に係る償却資産の課税標準の特例割合を、町の条例で4分の3と定めるものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第14号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、これが平成24年4月1日に施行されたことに伴い、千代田町税条例におきましても改正を行う必要が生じたので、所要の措置を講ずるものであります。

この法律では、これまで国が一律に定めていた地方税の特例措置につきまして、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税特例措置、通称「わがまち特例」を導入することが規定されたことによりまして、今回対象となります固定資産税に係る償却資産の課税標準の特例規定を定めるものであります。

改正につきましては、お手元の議案第14号資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側改正案に記載のありますように、条例附則「第10条の2」を「第10条の3」として繰り下げ、第10条の次に新たに「第10条の2」という1条を加えるものであります。

加える条文の内容について申し上げます。引用する地方税法附則第15条第2項第6号でございますが、これは下水道法に規定する公共下水道を使用する者が、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに設置した排水の公害防止用の除害施設、つまり排水基準を満たすために設置した施設のことです。ありますが、この償却資産の課税標準の特例割合につきまして、市町村の条例において4分の3を参酌し、3分の2以上、6分の5以下の範囲内で定めるというものであります。この規定に基づき特例割合を今回、町の条例で4分の3と定めるとというのが条文の内容となります。

なお、この4分の3の特例割合は、法改正前に国で定めていた割合と同じ割合であり、町として変更する特段の理由もありませんことから、国と同様の4分の3とするものであります。

また、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成25年度以後の固定資産税から適用するという経過措置を設けるものであります。本町におきましては、現在適用となる事例はありませんが、県から提供を受けました県内市町村の条例改正の動向を考慮して、郡内で協議をしましてまいりました結果、条例を整備することになりました。そのため今回提案させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

議案第14号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第14、議案第15号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第15号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において新たな障害者制度として「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に名称が改められましたので、「千代田町福祉医療費の支給に関する条例及び千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」に係ります法律名の字句並びに該当条項を変更するものであります。

施行期日については、平成25年4月1日並びに平成26年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ただいまより10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時21分）

再 開 (午前10時30分)

○議長(細田芳雄君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細田芳雄君) 日程第15、議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(細田芳雄君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金の制度融資につきまして、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、借換制度の1年延長、平成24年度以前の融資で一定の条件のもと融資延長申請がなされた場合に、条例第5条で定める融資期間に3年を限度で延長できる特例措置であります。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日から実施するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(細田芳雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細田芳雄君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細田芳雄君) 討論を終結します。

採決いたします。

議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(細田芳雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第16、議案第17号 千代田町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第17号 千代田町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、これまで国が定めていた都市公園の設置基準等について、各自治体において条例で定めることとなったため、千代田町都市公園条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、これまで参照していた都市公園法及び都市公園法施行令による都市公園の設置基準及び都市公園の公園施設の設置基準と同様の内容を追加するものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第17号 千代田町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案第17号の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。本案は、いわゆる「地域主権に係る一括法」に関連し、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正により、都市公園の設置基準及び公園施設の建築面積の基準について定めるものでございます。

内容についてでございますが、初めに、第3条の2といたしまして、都市公園の設置基準について参照する条文を追加するものであります。

第3条の3といたしましては、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準について追加するものであります。

第3条の4といたしましては、都市公園の配置及び規模の基準について、(1)、街区公園、(2)、近隣公園、(3)、地区公園、(4)、総合公園、運動公園、広域公園、(5)、緩衝緑地等の配置及び面積基準について追加するものであります。

第3条の5といたしましては、公園施設の建築面積の基準について、公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する割合について追加するものであります。

第3条の6といたしましては、それぞれ第1項から第4項に掲げる公園施設の建築面積の基準の特

例について政令第6条第1項第1号に掲げるものが休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等になります。政令第6条第1項第2号に掲げるものが国宝、重要文化財等ということになります。政令第6条第1項第3号に掲げるもの、こちらが屋根付広場等になります。政令第6条第1項第4号に掲げるもの、こちらが仮設公園施設の建築面積の基準について、公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する割合の特例についてを追加するものであります。

都市公園は、本来屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の都市環境の改善等に大きな効果を発揮する緑地確保するとともに、地震等災害時における避難場所としての機能を目的とする施設であることから、設置基準及び原則として建築物によって建べいされないオープンスペースとして機能に支障を来さないよう国が示す基準を用いることが適当と考え、参酌基準であります都市公園法施行令と同様の基準とするものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 以前、都市公園といいますか、公園整備のときに聞きましたのですが、赤岩1、2区ですか、ある程度住宅地がかなり密集してきた感じがするのですが、そういった中で子供たちが道路の端でキャッチボールをしているとか、そういうのをかなり、サッカーとか、危険な感じで見ますので、以前そういった質問をしたと思うのですが、そのときは「舞木のなかさと公園へ行ってくれば十分です」というような答弁があったのですが、これを見ますと徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園ということで、あくまでも徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができる、そういったことを考えなくてはならないということなのですね。その中で、話によりますと、舞木と3区の境あたりですか、都市公園ができるようなお話も聞いておりますが、そういった意味で欧米に比べて都市公園の数が少ないということなので、やはりそういった面も十分考慮して、条例の制定というのを考えていただきたいというふうに思います。名目だけではなくて、実質的な条例の制定ということで、ぜひともその辺も考慮いただきたいのですが、その辺について答弁があればお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 柿沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

柿沼議員のおっしゃられる公園となりますと、この条例の中での基準ということで考えますと、第3条の4の（1）番、街区公園0.25ヘクタールを基準とするというような内容になろうかと思っております。

が、面積的に広い敷地等も必要となりますので、その辺はやらないということではなくて、そういった場所等あればそういった整備等を進めていくような形になろうかと思えます。ただ、今現在で赤岩1、2区に公園をやりますということは申し上げられませんので、今後整備するときにはこういった基準でやっていきたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 1つだけ要望というか、お願いがございます。

この議案の面積等のことでないのですが、なかさと公園の現在の遊具といいますか、運動用具等があるわけですが、その中で実は利用する父兄の方から言われておるのですが、幼児の遊べる遊具がないね、少ないねということで、ぜひとも今回の面積等には直接関係しないのですが、そういったことで幼児の遊具等を今後機会を見つけて、あるいは予算化できる時があれば、ぜひそういったものを他市の公園等を確認しながら何か整備をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 小林議員のご質問でございますが、なかさと公園につきましては、幼児の遊べる遊具が少ない、ないというお話ですが、物が多い少ないはいろいろあろうかと思うのですが、一応小学校に入学する前の子供を対象とした遊具といたしましては、なかさと公園のパーベキュー棟の南側になりますが、トイレの南側にちょっとした複合遊具とブランコ等が設置してあるのですが、あれが一応小学校就学前の子供たちが利用できるようなものということで考えて当時設置したものです。

その後、ただまた多い少ないというのはいろいろありますので、今後整備していくときにいろいろそういった利用者のニーズだとかを考えまして、できる範囲ではやっていかななくてはならないかなというふうには思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 済みません。仮設公園というのはどういうのを指すのか教えていただきたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 襟川議員のご質問にお答えします。

仮設公園ではなくて、仮設公園施設ということなので、例えば災害とか何かあったときの避難用の仮設住宅であろうとか、仮設トイレであろうとか、そういったものについては公園内であっても建築面積の基準を超えたものであっても、そういったものでは緊急に設置できるよというような内容でご

ざいます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 千代田町都市公園条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第17、議案第18号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第18号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地域主権に係る一括法」の施行に伴う下水道法の改正により、千代田町公共下水道条例の一部を改正するものであります。

別紙資料の新旧対照表のとおり、第1条の目的及び第2条第3項を改正し、第4章には下水道本来の機能を確保するため、第21条「公共下水道の施設に関する技術基準」と、第22条「適用除外」をそれぞれ追加するものでございます。技術基準につきましては、現行で適用している公益法人日本下水道協会の基準を準用し、記載の各号を定めるものでございます。

第5章以下については、条項ずれの整合性を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第18号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第18、議案第19号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第19号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年12月12日に「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」が公布され、道路の占用許可対象物件として太陽光発電設備等及び津波避難施設が追加されたことに伴い、各自治体においても道路占用許可対象物件として占用料を定めることとなったため、千代田町道路占用料徴収条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、新旧対照表のとおり、千代田町においては幸い津波のおそれがないため、県と同様に津波避難施設は対象とせず、道路法施行令の一部改正と同様の内容で太陽光発電設備及び風力発電設備について、別表、第2条関係に「令第7条第2号に掲げる工作物」、太陽光発電施設及び風力発電施設を追加し、占用料についても国で定める基準額、1平方メートル当たりにつき1年820円とするものであります。

以下、令第7条第2号以降は、参照とする政令にあわせ繰り下げとなるものであります。

また、この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第19、議案第20号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第20号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から855万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,209万円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末を控え、各課局において予算を精査したことから、全般的に減額補正となっております。また、国の補正予算の対象となりました事業6件を補正予算に追加の上、繰越明許とするほか、都市計画道路整備事業及び橋梁新設改良整備事業の2件につきましては、事業費の一部を繰越明許とするものであります。

それでは、補正の概要につきまして申し上げます。まず、歳入では、町税におきまして、法人町民税4,800万円を追加いたします。調定実績は前年度よりも大きく伸びており、2月には大型商業施設等の予定納税も見込めたことが主な要因となっております。

国・県支出金では、法改正による支給額や負担割合の変更により、児童手当支給事業に係る民生費国庫負担金及び民生費県負担金が大幅に減額となりましたが、国の補正予算の対象となりました中学校施設改修事業に係る教育費国庫補助金等も追加するものであります。

なお、町債につきましても、中学校施設改修事業に係る教育債を追加するものであります。

次に、歳出でございますが、民生費の社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計が赤字の見込みであるため、繰出金を追加するほか、障害者自立支援事業ではおおむね事業費が確定いたしましたので、減額いたします。

衛生費の保健衛生費におきましては、太陽光発電システム設置整備事業費補助金の申請者が増えましたので、追加するものであります。

また、商工費では、中小企業制度融資事業の補填金において、代位弁済が1件で、金額がほぼ確定となりましたので、減額いたします。

土木費の道路橋梁費におきましては、国の補正予算の対象となる舗装路面調査委託料を追加した上で、繰越明許といたします。また、同じく国の補正予算の対象事業としまして、教育費では小中学校の特別教室空調設置事業及び理科教育設備購入事業並びに中学校の施設改修事業にそれぞれ追加、繰越明許とするものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 議案第20号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、よろしく願います。

最初に、補正予算の概要でございますが、今回の補正につきましては、年度末を控え最終補正となりますので、各課、各局におきまして事業量及び必要経費等を精査し、歳入及び歳出を見込んだものでありますので、よろしく願います。

なお、国の補正予算の対象となった事業がありますので、今回前倒しで補正予算に組み入れ、工期等の面で次年度へ繰越明許の予算措置を行う事業もありますので、これにつきましてもあわせてご説明いたします。よろしく願います。

それでは、補正予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳入につきましてご説明させていただきます。1款町税、1項町民税、2目法人でございますが、昨年4月から今年1月までの10カ月間の調定実績が前年度に比べまして大きく伸びておりまして、更には2月

の予定納税の収入も見込めましたので、4,800万円を追加いたします。この法人町民税につきましては、申告納税という性格上、過年度の実績及び伸び率等を考慮いたしまして、歳入欠陥を起こさないようどうしても低めに抑えた当初予算を組まざるを得ません。4月から今年1月までの10カ月間の実績と、年度末を控えた残り2カ月を推計いたしましたところ、法人町民税の年間総額に大幅な伸びが見込めることから、12月の補正後の現在の予算額に対しまして4,800万円を追加するものであります。

なお、今年度におきましても、厳しい社会情勢、経済情勢の中でございましたが、これほどの多くの納税をいただきましたことは並々ならぬ企業努力のたまものと改めて敬意と感謝を申し上げたい次第でございます。

めくっていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、3節障害者自立支援負担金におきまして、人数やサービス内容等がおおむね確定いたしましたので、2,292万円減額いたします。また、5節児童手当国庫負担金につきましては、法改正により支給額や国・県・町の負担割合が変更になりましたので、2,338万5,000円減額するものであります。

めくっていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金でございますが、1節社会資本整備総合交付金を399万円減額いたします。この中には、国の補正予算の対象となりました舗装路面調査委託料に係る補助金77万円の追加が含まれておりますが、節内の他の事業との増減がありますので、399万円の減とするものであります。

次に、5目教育費国庫補助金、1節義務教育費補助金を1,704万8,000円追加いたしますが、ここにも国の補正予算の対象となります小中学校の理科教育設備整備事業補助金97万9,000円及び小中学校空調設置事業補助金558万4,000円並びに中学校施設改修事業補助金1,035万6,000円等が含まれて追加となるものであります。

めくっていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、これは先ほどの国庫負担金と同様に、人数やサービス内容等がおおむね確定いたしましたので、3節障害者自立支援負担金を1,146万円、6節児童手当負担金を1,121万7,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、大きくめくっていただきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。20款1項町債、5目教育債でございますが、学校教育施設等整備事業債を2,070万円追加いたします。これは、国の補正予算の対象となりました中学校の西トイレ改修工事に充てるために借り入れを行うものであります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。それでは、30ページ、31ページをお願いいたします。一番下の段でございます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございますが、次の32ページ、33ページをお願いいたします。中段にあります25節積立金を4,504万7,000円追加いたしますが、これは今年度の当初予算でもご説明いたしましたが、財源不足を補うために財政調整基金

等から繰り入れを行ってまいりましたので、預金利子等を含め基金に積み戻すものであります。これにより、財政調整基金の平成24年度末の残高は13億4,000万円ほどになるものであります。

大きくめくっていただきまして、40ページ、41ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、28節繰出金を5,292万4,000円追加いたします。これは、国民健康保険特別会計に赤字が見込まれることから、一般会計繰出金5,599万4,000円を追加するものであります。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。2目障害者福祉費でございますが、20節扶助費を4,685万8,000円減額いたします。これは、右ページの中ほどでございます障害者自立支援事業につきまして対象者の人数、サービス内容等がほぼ確定いたしましたので、4,863万3,000円を減額するものであります。

めくっていただきまして、44ページ、45ページをお願いいたします。3目高齢者福祉費でございますが、次の46ページ、47ページ、右側説明欄の中ほどにあります後期高齢者対策事業でございますが、1,059万4,000円減額いたします。これは、決算見込額がおおむね確定いたしましたことから、療養給付費負担金を初め繰出金などを減額するものであります。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、15節工事請負費を360万円減額いたしますが、これは西小学童保育所改修工事に係る入札減によるものであります。

また、2目児童措置費の児童手当支給事業につきましては、法改正による支給額改正等により654万円減額するものであります。

次に、4目児童福祉施設費で13節委託料を600万円減額いたしますが、次の51ページの右側説明欄にあります広域入所児童保育実施事業におきまして委託人数が減ったことにより減額するものであります。

めくっていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。4項1目災害救助費でございますが、さきの東日本大震災で被害を受けました屋根瓦や塀の復旧費に係る見舞金につきまして、当初見込みより申請が少なかったことにより扶助費を340万円減額いたします。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、接種者数がおおむね確定いたしましたので、予防接種事業に係る経費を593万3,000円減額いたします。

めくっていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。中ほどの4目環境衛生費でございますが、19節負担金、補助及び交付金を168万2,000円追加いたします。これは、浄化槽設置事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金につきまして、申請者が多いことからそれぞれ追加するものであります。

大きくめくっていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費でございますが、小規模土地改良事業を170万円減額いたします。これは、下

中森地内の農道整備工事におきまして、事業量が減ったことに伴い、関連費用を減額するものであります。

次の62ページ、63ページをお願いいたします。7款1項商工費、3目中小企業制度融資費でございますが、22節補償、補填及び賠償金を222万4,000円減額いたします。これは、代位弁済が1件で、金額が確定したことにより補填金を減額するものであります。

めくっていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。下段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、道路維持管理事業の舗装路面調査委託料を150万円追加いたします。これは、道路の老朽化の状況を点検するもので、国の補正予算の対象となったため、前倒しで今補正予算に追加し、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許するものであります。

めくっていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。7目橋梁新設改良費でございますが、萱野地内の丑起橋改良整備事業において、不動産鑑定士を委託し、用地購入費を積算したことに伴い、購入価格が安くなりましたので、委託料30万円、用地購入費530万円をそれぞれ減額するものであります。

めくっていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。4項都市計画費、下段にあります4目公共下水道費でございますが、下水道事業特別会計繰出金を1,830万3,000円減額いたします。これは、下水道事業特別会計の事業において、単独管渠整備事業及び管渠清掃業務などの減額に伴うものであります。

大きくめくっていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、次の76、77ページ、右側説明欄の最後にありますが、西小学校施設整備事業を563万1,000円追加いたします。この中には、国の補正予算の対象となりました理科室空調設置事業に係る設計監理委託料12万9,000円、施設改修工事費734万円の追加が含まれておりますが、補正額は同項目内の他の事業との増減がありますので、記載の額となっております。

なお、この空調設置事業につきましては、工期の関係で繰越明許とするものであります。

次に、2目教育振興費でございますが、18節備品購入費を132万7,000円追加いたします。これにつきましても、国の補正予算の対象で、東西小学校の理科教材購入費を追加し、繰越明許するものであります。

めくっていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費でございますが、右側説明欄の下段にあります施設整備事業のうち、これも国の補正予算の対象になったことから、設計監理委託料218万5,000円及び施設改修等工事費5,306万7,000円をそれぞれ追加し、工期の関係から繰越明許とするものであります。その内訳でございますが、設計監理委託料につきましては、理科室空調設置関係が19万円、西トイレ改修工事関係が199万5,000円で、合計218万5,000円となっております。施設改修工事費につきましては、理科室空調設置工事費が1,115万1,000円、西トイレ改修工事費が4,191万6,000円で、合計5,306万7,000円となっております。

めくっていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。2目教育振興費でございますが、右側説明欄の教育振興事業の中の教材用備品購入費を89万5,000円追加いたしますが、この中にも国の補正予算の対象となった理科教材購入費63万1,000円が含まれており、これを繰越明許するものであります。

大きくめくっていただきまして、96ページ、97ページ、14款予備費でございますが、63万円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

ここで、大きく前に戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。第2表 地方債補正でございます。歳入の町債のところでご説明をいたしましたが、国の補正予算の対象となった中学校西トイレ改修に係る学校教育施設等整備事業債につきまして、右側補正後の表のとおり2,070万円を限度額として追加するものであります。

次をめくっていただきまして、8ページ、第3表 繰越明許費でございます。今回8款土木費で3件、10款教育費で5件の合わせて8件の事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから繰越明許とするものであります。このうち都市計画道路整備事業につきましては、用地買収におきまして地権者の方に相続が発生してしまったこと、また橋梁新設改良事業につきましては、丑起橋改良工事に使用する橋桁の製作が間に合わないということが主な原因であります。それぞれ事業費の一部を繰り越すものであります。残り6件につきましては、国の補正予算の対象となったもので、補助金あるいは町債など有利な条件で財源が確保でき、事業執行が可能となりますので、今回前倒しで補正予算に計上し、翌年度へ繰り越すものであります。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第20、議案第21号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第21号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4,332万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,167万4,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入で国民健康保険税の増減が見込まれるため、それぞれを増減補正するとともに、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び共同事業交付金につきましては、確定見込みによりそれぞれを増減補正するものであります。

繰入金につきましては、法定部分は実績見込みに基づきまして増減となりますが、その他一般会計繰入金では医療給付費の伸びに対し、それを賄うための財源が確保できないことから、財政支援分としまして一般会計より財源の繰り入れをお願いするものであります。

次に、歳出であります。総務費につきましては、年度末に当たり内容を精査し、それぞれ増減補正し、保険給付費につきましても給付費の推移をもとに見直しを行い、それぞれ増減補正するものであります。

後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金並びに共同事業拠出金につきましては、確定見込みが示されたことによりましてそれぞれ増減補正するものであります。

また、保健事業費では、事業が終了となりますので、減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、議案第21号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、医療給付費現年分、同じく滞納繰越分、介護納付金現年分並びに後期高齢者支援金現年分、それぞれの収入額の減額が見込まれるため減額し、2目の退職被保険者に係

ります医療給付費現年分、介護納付金現年分並びに後期高齢者支援金現年分につきましては、各節とも収入額の増額が見込まれるため、追加するものです。

3款1項国庫負担金でございますが、事業の実績見込みに基づきまして今年度の概算交付額を見込み、減額あるいは追加させていただくものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。3款2項1目の財政調整交付金につきましては、臓器提供意思表示やジェネリック医薬品に関する普及啓発経費、また被扶養者、非自発的失業者並びに東日本大震災被災者等の国保税減免措置の負担額、さらに20歳未満の被保険者数の状況など、特別事情による財政面の不均衡を調整する交付金として定められた基準額に基づきまして、交付されるものですが、決算見込みにより減額が見込まれるため補正減するものです。

また、3款2項3目の災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う国保税減免に対します災害特例補助金として80%の補助率で、残り20%は特別調整交付金の対象となっており、1名の方が対象となっております。

4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職者の給付状況の実績見込みに基づき減額を行うものです。

12、13ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目の高額医療費共同事業負担金でございますが、県国保連合会へ拠出する負担額に対しまして、国と県が対象経費の4分の1をそれぞれ負担するもので、実績見込みによりまして増額させていただくものです。

また、2目の特定健康診査等負担金につきましては、40歳以上74歳以下の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の事業費に対する基準額の3分の1を国と県が負担するもので、実績見込みに伴い減額をするものです。

6款2項1目の財政健全化補助金につきましては、町の医療費助成制度に伴う国庫負担金等の削減分の2分の1相当額が補助金として交付されるものですが、増額が見込まれるため追加するものです。

6款2項2目の財政調整交付金につきましては、国保財政の安定化を図るために交付されるものですが、1節の安定化交付金につきましては、後期高齢者支援金や介護納付金、保険基盤安定繰入金の支出状況等に基づき算定基準額の100分の6の相当額が交付されるもので、第2節の支援交付金につきましては、国保事業の安定化の取り組みとして保健事業や収納対策、医療費給付状況などにより算定額が交付されるものであり、どちらも実績見込みにより減額を行うものです。

7款1項の共同事業交付金ですが、これはレセプト1件当たり、1目では80万円以上、2目では30万円以上の高額な医療費に対しまして交付されるもので、実績見込みにより追加するものです。

14、15ページをお開き願いたいと思います。9款1項1目一般会計繰入金ですが、1節から5節につきましては一般会計から国保会計に繰り入れが示されている法定分となっているものですが、それぞれ繰入必要額を事業実績見込みにより減額あるいは追加を行うものです。6節のその他一般会計繰入金として5,599万4,000円を追加させていただきましたが、今年度も国保財政が厳しく、現状では大

幅な国保会計事業の事業収支が赤字になる予想が見込まれ、赤字決算を解消するために翌年度精算時に返還をさせていただくことを前提に、財政支援の繰り入れをお願いいたしたく計上させていただきました。

11款2項雑入につきましては、1目及び2目の第三者行為納付金として、交通事故等に係ります国民健康保険利用に対する保険会社等からの求償見込み額を減額し、3目及び4目の一般被保険者返納金については、国保資格の遡及喪失による資格外受診等により本人から医療給付費を返還していただくもので、減額が見込まれるものとなっております。

16、17ページをお開き願いたいと思います。歳出ですが、初めに1款1項1目の一般管理費につきましては、事業精査により減額あるいは追加するものです。

1款2項1目の賦課徴収費につきましても、事業精査により減額あるいは追加を行うものです。

18、19ページをお開き願いたいと思います。2款1項療養諸費及び20、21ページの2款2項高額療養費につきましては、給付費の支出推計を再精査いたしまして追加または減額をさせていただくものです。

3款1項1目の後期高齢者支援金等につきましては、ゼロ歳から74歳までの被保険者は国保税の後期高齢者支援分として後期高齢者医療費のうち4割相当を負担することが定められておりますが、社会保険診療報酬支払基金へ納付し、その後、全国の後期高齢者広域連合から交付を受ける仕組みとなっておりますが、このたび前々年度の精算額と前年度の概算納付額が確定したため、追加を行うものです。

22、23ページをお開き願いたいと思います。5款1項の老人保健拠出金につきましては、老人保健制度の清算における経過措置として拠出しておりますが、社会保険診療報酬支払基金へ支払う金額が確定見込みとなりましたので、減額を行うものです。

6款1項1目の介護納付金につきましては、介護保険第2号被保険者とされる40歳から65歳未満の方は、国保税の介護保険分として介護給付費の30%を負担することが定められており、社会保険診療報酬支払基金へ納付し、その後、全国の介護保険者が交付を受ける仕組みとなっておりますが、前々年度の精算額と今年度の概算納付額が確定したため追加するものでございます。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に対します財政安定化事業ですが、事業費の見込みにより追加または減額を行うものです。

24、25ページの8款1項1目の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、減額を行うものでございます。

26、27ページの8款2項1目の保健衛生普及費につきましても、事業終了見込みにより減額を行います。

28、29ページをお開き願いたいと思います。12款1項1目の予備費につきましては、収支の均衡を図るとともに、一般会計の財政支援として繰入金との兼ね合いも配慮いたしまして、必要最小限を確

保させていただきます、減額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

議案第21号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第21、議案第22号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第22号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から229万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,595万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳入では特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増減が見込まれるため、追加並びに減額いたします。

一般会計繰入金並びに受託事業収入につきましては、実績見込みにより減額いたします。

歳出につきましては、総務費では実績に伴い検診費用、委託料及び人間ドック助成金等を減額いた

します。

また、広域連合納付金は、負担額が確定しましたことに伴いまして減額とし、諸支出金の保険料還付金は還付実績の見込みにより減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 平成24年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第22、議案第23号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第23号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,767万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,589万8,000円とするものであります。

補正の主なものにつきまして申し上げます。まず、歳入では、介護保険料につきましては、保険料収入の増額が見込まれることから、保険給付費及び地域支援事業費に対する保険料の負担割合分を追加するものであります。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の見直しに伴いまして、それぞれの財源分を追加または減額するものであります。

繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の見直しに伴いまして、それぞれの繰入金を追加または減額するとともに、職員人件費及び事務費に係る繰入金も減額するものであります。

次に、歳出であります。総務費では職員人件費を追加し、認定調査等費及び介護保険運営協議会費を減額するものであります。

保険給付費では、支出の動向を精査しまして、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費を追加し、介護予防サービス等諸費及びその他諸費を減額するものであります。

地域支援事業費では、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費につきまして、年度末精査により減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第23、議案第24号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第24号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,773万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,314万4,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金において、受益者負担金の確定によりこれを追加するものであります。

第2款使用料及び手数料につきましては、下水道使用料について現在の収入額を考慮し、滞納繰越分の収入と合わせて記載の額を減額いたしました。

第5款繰入金及び第8款町債につきましては、歳出の事業費が確定したため、それぞれ記載の額を減額するものでございます。

次に、歳出では、第1款総務費に人件費に係る追加をいたします。

第2款事業費では、工事の事業量の確定に伴い委託料及び工事請負費などを減額するとともに、流域下水道西邑楽処理区の負担金については額が確定しましたので、減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 平成24年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第24、議案第25号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第25号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出について減額し、資本的支出について増額を行うものでございます。

まず、収益的支出につきましては、既定の支出予定総額から13万6,000円を減額し、2億4,926万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、総係費における人件費・手当・負担金等についての実績により余剰額及び不足額を合わせた結果として減額するものでございます。

続きまして、資本的支出につきましては、既定の支出予定総額に350万円を追加し、1億3,982万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、第1浄水場内送水ポンプの老朽化による設置替え費用につきまして、増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 平成24年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第26号、議案第27号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

この際、日程第25、議案第26号及び日程第26、議案第27号について、関連がありますので一括議題

としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第26号 町道路線の廃止について、日程第26、議案第27号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第26号 町道路線の廃止について、議案第27号 町道路線の認定について、以上2議案を一括しまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農道整備工事に伴う赤岩地内1路線につきまして、道路法に基づく路線の廃止並びに認定を行いたく議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第26号 町道路線の廃止につきまして、議案第27号 町道路線の認定につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料の封筒の中に、道路網図を用意してございますので、ご覧いただきたいと思います。廃止と認定の2種類がございますので、初めに廃止の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

町道2-114号線につきましては、赤岩字中申地内サントリー酒類株式会社利根川ビール工場の南側の農道整備工事に伴い、路線延長に若干の減が生じたため、一旦廃止するものであります。

次に、認定の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に認定する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

先ほど一旦廃止をした町道2-114号線について、路線延長を改め、現地に即した形で町道認定をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、議案第26号及び議案第27号の案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第26号 町道路線の廃止について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第26号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。
よって、議案第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第27号 町道路線の認定について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第27号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（細田芳雄君） 挙手多数であります。
よって、議案第27号は原案どおり可決いたしました。
ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります小林圭子さんの任期が平成25年6月30日をもって満了することから、新たに家中節子さんを法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

今回新たに推薦させていただく家中節子さんにつきましては、埼玉県において教員として勤務され、平成18年に退職されました。その後、町更生保護女性会の一員として活躍され、平成23年度、平成24年度と同会の会長としてご尽力いただいております。その豊かな経験と識見から、人権擁護委員の職務に最適の方であり、ご協力いただけるものと期待しているものであります。

以上の理由から、家中節子さんを人権擁護委員として推薦したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第28、発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容ですが、千代田町議会では、皆様ご承知のように議会改革推進特別委員会において、議会基本条例の制定に向けた協議がなされております。その中で、開かれた議会を進めるに当たり、今後議会だよりの中で上程案件に対する議員各位の賛否の状況を掲載することが予想されます。そのことから、賛否の意思表示の確認を明確にするため、表記の方法を現行の「挙手」から「起立」にすることで同意をいただきました。

また、先般の全員協議会におきましても同じでございます。このため、表決の方法を変更するためには、千代田町議会会議規則の一部を改正することが必要となりますので、提案する次第でございます。

会議規則の一部改正を行う箇所につきましては、お手元の議案書並びに千代田町議会会議規則新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、第81条の見出し「挙手」を「起立」と改め、同条第1項中「挙手」及び「挙手者」を「起立」及び「起立者」に改め、第2項中も「挙手」及び「挙手者」を「起立」及び「起立者」に改めるものであります。

また、87条ただし書きにつきましても、同様でございます。

このようなことで、千代田町議会会議規則の一部を改正する規則を発議させていただきますので、議員各位のご理解をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、提出者に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 賛成者で質問ということで、驚かれたと思うのですが、議事録に残しておくので、ご容赦願いたいと思います。

さきの全員協議会で、当たり前のことなのですが、ちょっといろんな話が出ましたので、再確認のためにしたいと思います。起立者は賛成、着席のままの方は反対、どちらでもない方はその前に退席いただくということが全員協議会で決まったと思うのですが、再確認のためにお願いいたします。議事録に残しておくために質問いたします。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） お答えします。

柿沼議員が言いましたとおり、過日の全員協議会で確認いたしました。それでいいと思います。また、起立というのは今までの挙手のかわりでありますので、それに準じたことありますので、そういう解釈でいいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

○議案第28号～議案第33号の一括上程、説明

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

日程第29、議案第28号から日程第34、議案第33号までを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第28号 平成25年度千代田町一般会計予算、日程第30、議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第31、議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算、日程第34、議案第33号 平成25年度千代田町水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成25年度千代田町一般会計予算並びに各特別会計予算につきまして、提案理由の説明及び所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

我が国の経済情勢は、昨年12月の衆議院議員の解散総選挙によって新政権が誕生し、「財政出動」、「金融緩和」、「成長戦略」の3本の矢、いわゆるアベノミクスという新たな経済再生に向けた対策が本格的に稼働し始め、期待の高まりの中で、市場では円安株高の動きを生じており、まだまだ不透明なところもありますが、総じて経済状況に明るい兆しが見え始めております。

これらの政策によりまして、企業収益の改善、雇用の拡大等、デフレ脱却が図られ、内需拡大による景気回復へとつながることを心から望むものであります。

しかしながら、国の財政状況におきましては、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高など、極めて厳しい状況にあることも事実であり、一層進むであろう少子高齢化や社会資本の老朽化への対策、東日本大震災からの早期復興など、今後におかれましても巨額の財政需要は避けられず、先行き厳しい中での財政運営が予想されております。

平成25年度の政府予算案を見ますと、政権交代によって年を越しての編成作業となり、1月末の閣議決定を経て今通常国会に提案され、4月下旬の成立を目指しております。緊急経済対策を柱とする24年度補正予算と25年度予算を15カ月予算として、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点を置き、景気浮揚のために切れ目のない予算執行を可能としているところに特徴が見られます。

予算規模を示す一般会計総額につきましては、前年度当初に比べ2.5%増の92兆6,115億円となっており、当初予算としては過去最大となりました。

歳入では、税収43兆960億円に対し、新規国債の発行額は42兆8,510億円で、4年ぶりに国債発行額が税収を下回りましたが、国債依存度は46.3%と依然として高い割合を示しており、プライマリーバランスの改善等を含め厳しい財政運営が求められております。

一方、地方財政の状況につきましては、国から公表されました平成25年度地方財政対策の中で、地方全体の財源不足額は13兆円を超え、その大半を臨時財政対策債で賄うとしており、依然として厳しい状況は変わっておりません。

また、1カ月程度おくれたの公表で、地方自治体では予算編成に間に合わない事態となり、景気動向も不透明な状況下での予算編成となりましたので、本町におきましても過年度の実績等を踏まえ、過大に見積もることのないように歳入予算を計上しましたほか、歳出におきましては「第6次行政改革大綱」や「第二次財政危機突破計画」並びに「第五次総合計画」を基本に福祉や教育、環境保健、基盤整備や産業など、経常的な事務・事業や新規事業等、住民皆様の生活に直結するサービスの提供のため、各分野にわたって予算を配分いたしました。

なお、歳出に対して歳入が不足しておりますので、その財源といたしましては財政調整基金や公共施設建設基金等を取り崩すととともに、町債を借り入れ、収支の均衡を図った次第であります。

それでは、会計ごとに概要を説明申し上げます。

初めに、一般会計予算につきまして申し上げます。一般会計歳入歳出予算の総額は45億4,000万円となり、前年度に比べ9,700万円、2.2%の増といたしました。これは、都市計画道路や橋梁拡幅整備などの補助事業の経費が工事の進捗に伴い事業量の減少によって減額となる一方で、少子高齢化対策や障害者福祉に係る扶助費を初め、学校などの公共施設の老朽化に伴う維持補修工事等の経費が増加したことが主な要因であります。

まず、歳入状況につきまして申し上げます。最初に、自主財源の根幹をなす町税でございますが、総額を20億7,905万2,000円、前年度に比べ1,062万3,000円、0.5%の増といたしました。個人町民税につきましては、年少扶養控除廃止の平年度化等により前年度比2%の増とし、法人町民税につきましては前年度の決算額が大幅に増と見込まれますが、基礎となる法人税の実効税率の引き下げを初め景気回復の不透明さ、また申告納付であることなどを考慮して堅実な見積もりを行い、前年度比5.6%の増といたしました。

固定資産税につきましては、住宅用地以外の宅地の負担調整に対し、地価下落の影響が出始めたこと、また償却資産では企業の設備投資の動向が不透明であることなどから、固定資産税全体で前年度比2.7%の減といたしました。

都市計画税につきましては、区画整理地や住宅団地の分譲、家屋の新規取得による新たな課税はあるものの、地価の下落の影響を見込み、前年度比1.4%の減といたしました。

次に、地方譲与税、地方特例交付金等の各交付金につきましては、実績をもとに現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。

また、依存財源の中心をなす地方交付税につきましては、国や地方財政対策で示された総額が17兆624億円で、前年度に比べて3,921億円、2.2%の減となっていることから、本町では前年度実績と国の総額の減少をベースとして、基準財政需要額における地方公務員給与費の臨時特例による削減、それに基準財政収入額では前年度の法人町民税の増などを加味し、前年度比1.9%の減を見込んだものであります。

国庫支出金につきましては、子ども手当から児童手当へ制度改正が行われ、国と地方の負担割合が変更になったことや、工事関係において都市計画道路整備や萱野地内の橋梁拡幅整備に係る事業量の減から、交付金額が9.2%と大きく減額となっております。

県支出金につきましては、参議院議員選挙委託金の新規計上による増加がありますが、子宮頸がん等ワクチン接種の交付金や妊婦健診による補助金が一般財源化されることに伴う減額を見込み、2.3%の減といたしました。

このほか基金繰入金 3 億3,400万4,000円、前年度繰越金 1 億3,000万円、諸収入 2 億1,604万3,000円

を見込んで財源を確保いたしました。また、町債につきましては、地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の借り入れに加え、後年度に交付税措置のある庁舎空調設備改修事業、都市計画道路整備事業や防災行政無線のデジタル化事業に充てるため、総額で前年度比5.3%減の3億7,060万円の借り入れを見込みました。

以上の結果、歳入の財源内訳では、自主財源が63.2%、依存財源が36.8%の割合となり、自主財源の割合が前年度に比べて2.4ポイントの増加となっております。

次に、歳出予算につきまして申し上げます。歳出予算につきましては、「第二次財政危機突破計画」による内部管理経費等の削減を引き続き徹底し、限られた財源を有効かつ効率的に活用いたしまして、平成23年度からスタートした「第五次総合計画」で町の将来像とした「人と自然がふれあう元気で豊かなまち ちよだ」の実現に向けて、「安全・安心の確保」、「子育て・教育環境の充実」、「都市基盤の整備」、「健康づくりの推進」などの主要事業に対し、前年度に引き続き重点を置いた予算配分に努めました。

それでは、新年度の主な事業についてご説明申し上げます。まず、「安全・安心の確保」では、町民が安心して暮らすことができる環境整備を目的として、引き続き諸事業に取り組んでまいります。近年、人的被害を伴う局地的な大雨や地震などの突発的な災害が全国各地に発生しております。町内全域への迅速かつ確実な防災情報の伝達体制の整備といたしまして、本年度も引き続き防災行政無線のデジタル化への改修を図るとともに、非常用物資の計画的な備蓄も進めてまいります。

また、災害等に備えて総合的な防災訓練を実施し、防災体制の強化を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者等を対象にした火災警報器の給付事業も引き続き実施してまいります。

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町内の木造住宅や耐震改修工事等を実施する方に対して交付する耐震改修工事費補助金の拡充も図ってまいります。

「子育て・教育環境の充実」では、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、子どもたちを安心して育てることができる環境づくりを進めます。子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、平成26年度において「子ども・子育て支援事業計画」を策定することから、地域のニーズを把握するために本年度中にアンケート調査を考えております。

また、心身の発達に課題のある児童及びその保護者を対象に、年齢に応じた発達支援教室事業を実施し、児童の生活適応能力の向上や育児不安の軽減を図るとともに、母乳栄養の重要性を認識していただくため、母乳栄養事業も引き続き実施してまいります。

教育環境の充実では、教科指導や生活支援をするためのマイタウンティーチャーと特別支援教育支援員を各小中学校に増員するとともに、心の教室相談員も配置し、教育相談体制の充実を引き続き図ってまいります。

「都市基盤の整備」では、生活圈道路の整備など、快適で住みやすいまちづくりを目的として取り組んでまいります。都市計画道路整備事業では、幹線道路として安全性及び利便性の高い良好な交通

環境の向上を図るため、引き続き都市計画道路赤岩新福寺線の整備を推進してまいります。

また、橋梁拡幅整備事業では、昨年度から行っております萱野地内の丑起橋拡幅整備につきまして、今年度は残事業を完了していきたいと思っております。

「健康づくりの推進」では、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、予防、相談、健診体制の充実を図り、町民が生き生きと暮らせることができる環境整備に努めてまいります。

本年度も引き続き生活習慣病予防に重点を置いた特定健診を国民健康保険事業と連携を図りながら実施し、個々に応じた支援を行ってまいります。

その他、農業生産基盤整備、産業の振興、学校教育や生涯教育の振興など、行政全般にわたる事業におきましても鋭意取り組んでまいります。

以上、平成25年度一般会計予算の一端、また各事業に対する考え方、あるいは姿勢につきまして申し上げます。依然として先行き不透明な厳しい社会経済状況でありますので、行財政改革による計画的で効率的な自治体運営の確立に努め、地方自治の大原則であります住民福祉の向上が着実に推進できる、そのような予算編成に努めた次第でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、各特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算につきまして申し上げます。平成25年度の国民健康保険特別会計予算の総額は、13億8,004万6,000円で、前年度比1億618万1,000円、8.3%の増といたしました。国保加入世帯は1,900世帯とし、被保険者数3,700人として推計いたしました。社会経済情勢が依然厳しい中で、国民健康保険事業につきましては医療保険制度における最後の砦として、いつでも安心して医療を受けられるように、国民皆保険体制を支えているわけではありますが、本町における国民健康保険事業では高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより医療費が年々増加傾向にあり、また1人当たりの医療費及び受診率も高い傾向が続いている状況であります。現下の景気低迷なども影響し、十分な財源確保が難しい状況となっており、事業収支は年々厳しさを増しております。

歳入における国民健康保険税につきましては3億3,742万9,000円とし、前年度比946万9,000円、2.9%の増を見込んでおります。保険税の収納対策では、加入者に納税意識を高めていただくため、制度の趣旨と保険税の重要性を継続的に啓発し、公平な負担をお願いしていきたいと考えております。

歳出では、保険給付費につきまして過年度の実績を勘案し、前年度比6,858万5,000円、8.1%増の9億1,133万1,000円と見込みました。

国民健康保険事業では、加入者への医療給付が最大の目的ではありますが、健全な制度運営という観点からは、これらの医療給付費の抑制が大変重要であるとの認識のもと、対策を実施してまいりましたが、なかなか結果が伴わず、一般会計からの多額の法定外繰出しを受けるなど大変厳しい運営を強いられている状況であります。

こうしたことから、特定健診の受診率向上対策や特定保健指導を積極的に展開するとともに、適正受診の推進やジェネリック医薬品の利用、24時間健康電話相談などの利用の推進を図りながら、医療

費の抑制と被保険者への経済的な負担の軽減に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。平成25年度の後期高齢者医療特別会計予算の総額は、9,392万8,000円で、前年度比444万6,000円、4.5%の減となりました。対象者を1,500人として推計いたしました。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を5,436万3,000円と見込み、前年度比4.1%の減といたしました。

また、歳出につきましては、広域連合の納付金といたしまして、保険料納付分及び広域連合事務費負担金を減額し、納付金を総額8,392万3,000円と見込み、前年度比で5.1%の減といたしました。

後期高齢者医療制度も6年目を迎え、おおむね軌道に乗っておりますが、引き続き制度の周知を図り、現役世代と高齢者でともに支え合い、高齢者が安心して医療が受けられるよう事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算につきまして申し上げます。平成25年度の介護保険特別会計予算の総額は8億8,798万9,000円で、前年度比7,294万4,000円、8.9%の増といたしました。歳入のうち介護保険料につきましては、1億7,627万円で、前年度比1,077万7,000円、6.5%の増を見込み、また歳出では保険給付費を8億1,711万5,000円、前年度比9.7%の増を見込みました。高齢化の進行に伴い、本町の65歳以上の高齢者の割合も年々増加しております。このような状況の中、要介護認定者の増加に伴う介護サービス利用の増大により、介護給付費も増加しております。町では、平成24年度から26年度までを計画期間とした第5期介護保険事業計画を策定し、計画的な事業運営に努めておりますが、要介護や要支援の状態に陥る危険性のある高齢者を早期に把握するとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活が送れるよう介護予防事業を推進してまいります。

また、介護給付費適正化事業により給付費の抑制を図るとともに、事業計画に基づき安定的かつ継続的な事業運営に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。平成25年度の下水道事業特別会計予算の総額は2億6,329万7,000円であり、前年度比7,572万7,000円、40.4%と大幅に増となっております。

主な要因は、管渠整備事業のうち国庫補助事業が大幅に伸びたことによるものであります。公共下水道の普及により、近年公共水域の水質改善が進んでおりますが、よりよい生活環境の創造と利根川流域全体の環境基準の達成を目指して、群馬県及び関係市町との連携により、下水道整備に取り組んでまいります。

本年度も前年度に引き続き赤岩2区地内におきまして、推進工による本管整備を延伸するほか、舞木地内の接続管の整備を実施いたしますが、下水道の整備に当たっては膨大な資金が必要となりますので、厳しい財政事情を考慮した効率的な事業の推進を図り、早期完了を目指していきたいと考えております。

水道事業会計予算につきまして申し上げます。平成25年度の水道事業会計予算の概要でございますが、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入2億5,766万5,000円で、前年度比344万1,000円

の減であり、支出では2億5,505万5,000円で、前年度比521万1,000円の減といたしました。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入は3,080万2,000円で、前年度と同額であり、支出では1億862万9,000円で、前年度比2,439万7,000円の減といたしました。

なお、資本的支出に対する収入の不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図りました。

水道事業は、安全な水を安定的に供給し、日々快適な社会生活を営む上で欠かすことのできない最も重要なライフラインであります。本年度も財政の健全化を基本に、安全で安定した給水体制の確立を図るため、前年度に引き続き施設の維持管理や老朽管の布設替えを実施してまいります。

なお、事業の執行に当たっては、経費の節減を図るとともに、有事に耐えられる構造を考慮し、執行してまいります。

以上、会計別に説明を申し上げます。冒頭の言葉と重複いたしますが、今回の予算編成におきましては政権交代により国の予算の概算要求の見直しが行われ、地方財政計画が示されない中での予算編成でありました。今後、国の予算の成立に伴い、その方針や施策が変更となる可能性もありますので、動向に注意し、適切に対応してまいりたいと考えております。

今、地方では人口の減少や超高齢化社会の到来など、社会構造が大きく変わる中で、自立した自治体として徹底した行財政改革に取り組むなど、持続可能なまちづくりがこれまでも増して強く求められております。今後の町の発展と向上のために、厳しい条件の中ではありますが、第五次総合計画に定めた町の将来像に向かって、着実に前進するために、堅実で効率的な、かつ効果的な予算編成に努めたものでありますので、新年度の取り組みにつきまして、ご理解をいただきますとともに、本町発展のため議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。提案理由の説明並びに所信の一端とさせていただきます。

なお、一般会計予算並びに各特別会計予算の詳細につきましては、各課長並びに局長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 平成25年度千代田町一般会計及び各特別会計予算の提案説明が終わりました。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 平成25年度一般会計予算についての各課長、局長から所管事項の詳細説明は、あす3日目に行います。

あす8日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 1時39分)

平成25年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年3月8日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成25年度千代田町一般会計予算
議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第33号 平成25年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君

経 兼 事	農 務	課 局	員 長	椎	名	信	也	君
建 設	水 道	課	長	石	橋	俊	昭	君
会 兼	計 會	管 計	理 課	宗	川	正	樹	君
教 事	育 務	委 局	員 長	高	橋	充	幸	君
農 業	委 員	會 會	長	服	部	慎	衛	君
監 查	委 員			白	石	正	躬	君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務	局 長	荒	井	和	男
書	記	小	林	良	子
書	記	大	谷	英	希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(細田芳雄君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第28号～議案第33号の説明

○議長(細田芳雄君) 昨日の平成25年度一般会計及び特別会計予算の町長の提案説明に引き続き、各課長、局長の一般会計予算の詳細説明を求め、続いて、各課長から特別会計並びに水道事業会計の詳細説明を求めます。

初めに、財務課長、坂本道夫君の説明を求めます。

財務課長、坂本道夫君。

[財務課長(坂本道夫君)登壇]

○財務課長(坂本道夫君) 改めましておはようございます。それでは、平成25年度千代田町一般会計予算につきまして、財務課所管の詳細説明を申し上げます。

まず、予算の編成に当たりましては、昨年11月初めに予算編成をお願いし、今年の1月中旬の町長査定を経まして、今定例会へ上程させていただいたものであります。

町長の提案理由にもございましたが、昨年末の政権交代によりまして、国の予算の概算要求の見直し等が行われたため、国の予算編成が通常に比べ1カ月ほど遅れました。また、地方自治体の予算編成の指針となる地方財政計画も遅れ、自治体にとっては手探りの状態の中、過去の実績等をもとに予算編成を行ってきたものでございます。特に歳入につきましては、歳入欠陥の危険性を考慮しながら、より堅実な見積もりを行い、予算を編成いたしました。今後の社会情勢や経済情勢によっては見直しが必要になる場合があるかと思いますが、その際にご理解をいただきたいと思っております。

それでは、初めに予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。第1条、予算総額であります。歳入歳出それぞれ45億4,000万円であります。

第2条、債務負担行為は、8ページの第2表となります。

第3条、地方債は、9ページの第3表となります。

第4条は一時借入金について、第5条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入全般につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。予算書の14、15ページをお開きください。1款町税、1項町民税でございます。1目個人につきましては、4億8,214万9,000円とし、前年度に比べ937万5,000円、2%の増と見込みました。積算の基礎となる前年度の個人所得につきましては、経済状況や雇用情勢の低迷から、大幅な増加は期待できませんので、過年度の実績をもとに年少扶養控除の廃止などを加味いたしまして、増額を見込んだものであります。

2目法人につきましては1億6,800万8,000円で、前年度に比べ890万円、5.6%の増と見込みました。前年度は、景気の低迷による影響など厳しい中ではありましたが、予想を超える収入となる見込みであり、また本年度は政権交代による経済対策の期待も高まる中ではありますが、まだまだ先行き不透明な状況でありますので、過年度実績の平均的な伸び等を考慮いたしまして、堅実な収入を見込んだものであります。

2項1目固定資産税につきましては12億959万円で、前年度に比べ3,390万5,000円、2.7%の減と見込みました。家屋の新增築はありますが、土地及び償却資産が減額見込みであり、全体として減額計上としたものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金では、警察の待機舎及び東部地域水道事務所、それと企業局が大型商業施設に賃貸しております土地の3件につきまして固定資産税相当額として前年度とほぼ同様の1,305万8,000円を見込みました。

次に、3項1目軽自動車税でございます。経済性に富んだ軽自動車の購入増を見込み、前年度に対し43万7,000円増の2,743万9,000円を計上いたしました。

めくっていただきまして、16、17ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税でございますが、9,620万5,000円、前年度に比べ2,699万5,000円、39%の増と見込みました。今年の4月1日以降の売り上げから、県から1,000本当たり644円の税源が移譲になることと、前年度の実績を加味して大幅な増加を見込んだものであります。

5項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様に家屋の新增築はあるものの、土地につきまして地価の下落が続いていることから、前年度に比べ1.4%減の8,260万3,000円を計上いたしました。

以上、町税の総額は20億7,905万2,000円で、前年度に比べ1,062万3,000円、0.5%の増となっております。歳入全体に占める割合は45.8%となっております。

次に、2款地方譲与税から20ページ、21ページの8款地方特例交付金までは、国の地方財政計画が示されておりませんでしたので、実績を考慮した上で前年度並みの額をそれぞれ計上したものであります。

次に、9款1項地方交付税でございますが、総額を5億3,000万円とし、前年度に比べ1,000万円、1.9%の減と見込みました。内訳ですが、普通交付税は4億4,000万円で、前年度に比べ1,000万円の減、特別交付税は前年度と同額であります。国の予算の動向及び地方公務員の給与削減に係る減額、前年度の法人町民税の大幅な増加など、算定に対しマイナス要因が大きく、前年度実績をもとに減額で見込んだものであります。

次に、22ページ、23ページの10款交通安全対策特別交付金から、次の24ページ、25ページ下段の12款使用料及び手数料までにつきましては、実績をもとに前年度とほぼ同様な額を見込みました。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。13款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金

の総額を2億4,994万5,000円とし、前年度に比べ794万4,000円、3.3%の増といたしました。主な要因は、1目民生費国庫負担金におきまして、法改正により新たに5節障害児施設措置負担金988万1,000円を計上したことと、また次の28、29ページの2目衛生費国庫負担金でございますが、1節の母子保健衛生費負担金として新たに養育医療給付事業負担金100万2,000円を計上したことによるものであります。

次に、2項国庫補助金でございますが、項の総額は6,760万8,000円で、前年に比べ3,957万5,000円、36.9%の減といたしました。これは、主に4目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金において、萱野地内の橋梁拡幅事業や都市計画道路整備事業等の補助金が事業量の減により前年度より4,035万円と大幅に減額となるためであります。

めくっていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。3項国庫委託金でございますが、前年並みとなっております。

次に、14款県支出金でございます。1項県負担金につきましては、総額で1億2,388万5,000円、前年度に比べ1,374万7,000円、12.5%の増といたしました。ここでは、1目民生費県負担金におきまして、先ほどの国庫負担金と同様に6節障害児施設措置負担金494万円を新たに計上しております。

また、次の32、33ページの3目衛生費県負担金では、国庫負担金と同様に1節母子保健衛生費負担金としまして、新たに療育医療給付事業負担金を50万1,000円計上したものであります。

次に、2項県補助金でございますが、総額は8,457万6,000円で、前年度に比べ2,511万6,000円、22.9%の減といたしました。この中で、次の34、35ページの3目衛生費県補助金につきましては、前年度に比べ918万1,000円減の214万1,000円を計上いたしましたが、減額の主な要因は昨年まで交付されていた妊婦健診関係の補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種関係の交付金が、本年度から交付税措置により一般財源化されるため、交付されなくなったことによる減であります。

次の4目労働費県補助金につきましては、1,094万1,000円を減額し、140万9,000円を計上いたしますが、これは緊急雇用創出事業の対象分野が縮小されたことにより大きく減額となったものであります。

めくっていただきまして、36、37ページをお願いいたします。3項県委託金でございますが、総額は3,240万1,000円で、前年度に比べ559万4,000円、20.9%の増といたしました。主な要因は、1目総務費県委託金の3節選挙費委託金において、参議院議員選挙委託金578万8,000円が新たに計上されたことによるものであります。

めくっていただきまして、38ページ、39ページの15款財産収入から、次の40ページ、41ページの17款繰入金1項特別会計繰入金まではほぼ前年度と同様か、または存目といたしました。

また、次の42、43ページの2項基金繰入金でございますが、当初予算の財源不足を補うため、各基金条例の規定に沿って3億3,400万円の繰り入れを行うものであります。

1目財政調整基金1億2,300万円につきましては、新年度予算全般の財源不足を補うため、また

2目減債基金繰入金5,000万円は、起債の償還に充当し、3目公共施設建設基金繰入金1億5,600万円につきましては、道路及び橋梁の新設や施設の維持補修並びに東西小学校の施設整備事業などの財源として繰り入れいたします。また、4節緑地管理整備基金繰入金500万円は、主にサッカー場の緑地管理に充てるため繰り入れを行うものであります。

次の18款、1項繰越金につきましては、前年度と同額を見込みました。

次の19款諸収入でございますが、めくっていただきまして44、45ページの3項1目貸付金元利収入では、奨学金貸付金返還金を1,338万円、舞木土地区画整理組合等貸付金償還金1億2,400万円などを計上し、総額で1億3,917万7,000円といたしました。

4項雑入につきましては、次の46、47ページ、右側説明欄の一番下の太陽光発電売上料が32万4,000円の計上となっておりますが、これは西幼稚園の太陽光発電施設からの売電による収入を新たに見込んだものであります。

めくっていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。20款1項町債でございますが、総額で3億7,060万円、前年度に比べ2,060万円の減で予定しております。地方交付税の振替財源として1目臨時財政対策債、これを2億9,000万円借り入れるほか、2目総務債の地域活性化事業債3,200万円は、本年度も役場庁舎空調設備整備事業に充てるもので、元利償還金の30%が交付税措置されます。

3目土木債の公共事業等債2,340万円は、都市計画道路整備事業に充てるもので、元利償還金の30%が交付税措置されるものであります。

4目消防債の防災対策事業債2,520万円は、防災行政無線デジタル化事業へ充てるもので、これも元利償還金の50%が交付税措置されることになっております。この町債につきましては、今後対象事業費に変更が生じた場合に借入額も当然変更になることがございますので、あらかじめご理解をいただきたいと思っております。

以上、歳入全般につきましての説明といたします。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。大きくめくっていただきまして74ページ、75ページをお開きください。中ほど2款総務費、2項徴税費でございますが、総額は1億3,586万5,000円で、前年度に比べ779万円、6.1%の増と見込みました。

1目税務総務費の予算額は8,208万3,000円で、前年度に比べ421万1,000円、5.4%の増といたしました。職員人件費につきましては、財務課職員12名分であります。また、公用車の燃料代や各協議会等への負担金を計上しております。

めくっていただきまして、76ページ、77ページの2目賦課徴収費でございますが、予算額は5,378万2,000円、前年度に比べ357万9,000円、7.1%の増といたしました。主な要因としましては、固定資産税の賦課におきまして、平成27年度評価替えに必要となります標準宅地68ポイントの不動産鑑定評価委託料、それを計上いたしました。それと、同じく固定資産課税客体資料等作成業務委託料、これは毎年委託をしているわけでございますが、その中に同じく先ほどの評価替えに必要な航空写真撮影費

用を含め計上したことによるものが主な要因でございます。この鑑定委託と航空写真につきましては、26年1月1日時点を基準といたしまして作成するものでございます。

大きくめくっていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。6項1目監査委員会費でございますが、予算額は40万9,000円で前年度と同額であります。

また、大きくめくっていただきまして、232ページ、233ページをお願いいたします。最後になりますが、12款1項公債費でございます。総額は4億1,480万5,000円となりました。前年度比1,924万8,000円、4.9%の増であります。主な要因としましては、1目元金では過年度に借り入れた4件につきまして、据置期間が経過しましたので、本年度から元金の償還が始まることから6.6%の増といたしました。

また、2目利子につきましては、前年度の借り入れた4件の償還が本年度から始まります。政府資金につきましては、変動の低金利で認めたことから、今回7.7%の減とするものであります。

なお、238ページからは給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書など続けて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、別紙で都市計画税の充当内訳表を配付させていただいておりますので、これも後ほどご覧いただければと思っております。

以上で歳入の全般及び財務課所管の歳出につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、総務課長、川島賢君の説明を求めます。

総務課長、川島賢君。

[総務課長（川島 賢君）登壇]

○総務課長（川島 賢君） 続きまして、総務課所管等の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の52ページ、53ページをご覧いただきたいと思っております。なお、細かな部分は説明欄をご覧いただきたいと思っております。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。予算額は2億4,771万8,000円です。対前年度比95万円の増額となりました。説明欄をご覧いただきたいと思っております。職員人件費につきましては、総務課職員14名分の人件費を計上いたしました。特別職人件費につきましては、次の55ページになりますが、町長及び副町長の人件費であります。一般経費につきましては、臨時職員8名分の賃金及び需用費、役務費、委託料、使用料といった一般事務経費を計上しております。

ページをめくっていただきたいと思っております。57ページになりますが、人事事務事業といたしまして、人事事務経費、職員研修事業、そして職員の福利厚生事業であります。また、叙勲等受章祝賀会事業、そしてページをめくっていただきたいと思っておりますが、59ページの功労者表彰事業並びに情報公開・個人情報保護事業も前年度とほぼ同様の予算であります。

次に、2目広報広聴費であります。予算額は481万2,000円です。対前年度比24万1,000円の減ですが、これは「広報ちよだ」印刷代の減です。

ページをめぐっていただきたいと。60ページ、61ページになります。3目の会計管理費の予算額は2,183万9,000円です。対前年度比352万6,000円の増ですが、これは前年度につきましては会計課長が退職であったため、新入職員の人件費を計上してありましたことから、大きく増額となったものであります。内容としましては、会計課職員3名分の人件費並びに決算書の印刷代、データ通信料等を計上いたしました。

次に、4目財産管理費の予算額は1億3,281万円です。対前年度比5,447万3,000円の大幅増となりましたが、これは公共施設建設基金積立金が増加したものであります。説明欄をご覧ください。まず、庁舎管理事業であります。5,995万9,000円です。主に燃料費、そして光熱水費のほか、ページをめぐっていただきたいと。63ページになりますが、公有建物災害共済掛金や庁舎関係委託料、そして庁舎管理工事としまして庁舎のエアコンが設置以来30年を経過し、古くなってあります。部品調達が困難になりましたので、前年度からの2カ年事業としましてガスヒートポンプ式エアコンの入れ替え設置工事を行うものであります。町有自動車管理事業につきましては、新規に軽自動車1台分の購入費を追加してあります。町有財産管理事業につきましては、前年同額となっております。

ページをめぐっていただきたいと。65ページ、中段より上になります。基金積立金につきましては、前年度に比べ減債基金が減額となりましたが、その反面公共施設建設基金が大幅に増額となりました。これにつきましては、本年度、舞木土地地区画整理組合から貸付金償還金としまして1億2,400万円の返還がありますが、その半分を国土交通省への返還金に充てるとともに、残りの半分につきましては町からの貸付金に係る収入となりますので、公共施設建設基金に積み立てるものであります。

次に、5目企画費につきましては、4,554万5,000円、前年度対比623万7,000円の減です。これは、情報システムに係る入れ替え事業等が行われるため、減額となっております。

まず、まちづくり推進事業であります。ページをめぐっていただきたいと。67ページの中段になりますが、広域公共路線バス事業及び協働のまちづくり推進事業で増額となっております。一方、情報システム事業につきましては、ページをめぐっていただきたいと。69ページが一番上になりますが、情報ネットワーク保守管理委託料及び3行目の情報機器使用料が大きく減額となります。これは、本年4月にリース期間が満了します情報ネットワークにつきましては、GCCそしてSOAソリューションズ、それと両毛システムズの3社によりますプロポーザルを実施した結果、GCCの提案が内容面、そして経費面とも最良であったため、採用することになりましたので、大きく経費を削減できたものであります。

また、中段になりますが、行政情報システム推進事業の中の財務会計システム使用料につきましては

も、本年11月から財務会計システムを入れ替えしますが、業者見積もりをしたところ大きく経費を削減することができたものであります。

6目合併推進費につきましては、現在合併について実質的な動きがございませんので、存目1,000円の計上となっております。

7目公平委員会費につきましては、前年度とほぼ同様であります。

8目防犯対策費につきましては、1,160万7,000円、前年度よりも357万7,000円の減額となりましたが、これは緊急雇用創出事業が24年度で終了したことによる影響であります。しかしながら、防犯パトロールに代わる事業といたしまして、防犯対策事業の中で新たに警察官OBによる安全・安心保安員設置事業を計画いたしましたので、嘱託職員賃金や社会保険料を追加しております。

ページをめくっていただきたいと思います。71ページになりますが、工事請負費につきましては、新年度も公共施設への防犯カメラの設置を予定しております。防犯灯設置及び管理事業につきましては、前年度よりも約300万円の増となりました。これは、震災後の電力節減や地球温暖化、そして安全・安心なまちづくりを推進するため、新規事業としましてLED防犯灯への入れ替え工事を計画的に実施していきたいと考え、予算計上したものであります。ただし、この計画では町内全体で入れ替え工事を完了するまでに何年もかかってまいります。これ以外にもエスコ事業に係る提案等もお聞きしておりますので、対応を検討してまいりたいと思います。

次に、9目交通安全対策費は1,174万2,000円、前年度対比154万8,000円の増となっております。主な事業としましては、説明欄にありますように、交通安全活動推進事業や、ページをめくっていただきたいと思います。73ページになりますが、交通安全施設整備事業、チャイルドシート購入費補助金事業を実施いたします。本年度は特に交通安全施設整備事業の中の道路標示新設補修工事費として350万円計上しておりますが、これは中島地域から西小学校までの通学路における児童生徒の交通安全を図るため、道路への路面標示等を計画しております。

次に、10目自治振興費は1,197万5,000円、前年度よりも1,246万6,000円の大幅減となりました。これは、前年度行いました新福寺公民館の新築に係る補助事業が終了いたしましたので、大幅な減額となっております。

次に、11目諸費は13万7,000円、前年度と同額であります。

ページをめくっていただきたいと思います。74ページ、75ページになります。次に、町制30周年記念事業につきましては、町民皆様及び関係各位のご協力をいただきまして、事業が無事完了しましたことから、廃目となりますので、よろしく願いいたします。

ページをめくっていただきたいと思います。80ページ、81ページになります。2款4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は110万2,000円でありまして、選挙管理委員会に係る運営経費であります。

2目参議院議員選挙費は731万2,000円であります。本年7月に参議院議員の通常選挙が行われる予

定でありますので、それに係る必要経費であります。

利根加用水土地改良区総代選挙費につきましては、選挙が終了しましたので、廃目となります。

大きくページをめくっていただきたいと思います。168ページ、169ページになります。次に、9款消防費であります。予算総額は2億4,838万8,000円です。1項1目常備消防費は1億8,269万4,000円、2目非常備消防費は2,281万5,000円、ページをめくっていただきたいと思います。170ページ、171ページになります。3目消防施設費は1,029万2,000円で予算計上いたしました。

次に、4目災害対策費であります。3,258万7,000円と前年度対比70万4,000円の増で予算計上いたしました。内容としましては、防災行政無線管理事業の中に機器設置工事費2,800万円を計上いたしました。老朽化による防災行政無線のデジタル化入れ替え工事を平成23年度から行っておりますが、本年度が3年目になります。また、本年度は隔年で実施しております防災訓練の年に当たりますので、事業費105万5,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、総務課所管等の予算につきまして詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、住民福祉課長、塩田稔君の説明を求めます。

住民福祉課長、塩田稔君。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、住民福祉課関係の予算につきましてご説明申し上げます。

78、79ページをお開きください。2款3項1目の戸籍住民登録費ですが、2,862万1,000円を計上いたしました。1,395万5,000円の減となっております。減額の主な内容といたしましては、説明欄の上から3段目の中ほどの電算業務委託料、住基システム改修において昨年7月9日から新たに外国人住民の住民基本台帳法の適用に係るシステム改修費の減額並びに職員人件費が主な要因となっております。主な支出といたしましては、ただいまの住基システム改修費73万5,000円につきましては、昨年7月9日以後の1年後から日本人と同様に外国人住民に住基コードが付番されることとなり、そのシステム改修費を計上いたしました。また、ただいまの欄の3つ下の電算機器使用料として736万9,000円ですが、住民基本台帳システム並びに公的個人認証機器住基カードの使用料が主な支出となっております。

80、81ページの説明欄ですが、戸籍電算化事業、電算業務委託料では戸籍の副本を現在太田の法務局で保管しておりますが、東日本大震災の教訓を受けて、平成25年9月から北海道または関西の遠隔地で保管することとなり、本町では関西において戸籍の副本を管理することで現在進めておりますが、そのシステム改修費の210万円が含まれております。

次に、民生費ですが、86、87ページをお開き願いたいと思います。平成25年度の民生費の総額は12億9,458万4,000円の予算編成をさせていただきました。前年対比2.4%の増となっております。初めに、3款1項1目の社会福祉総務費では2億1,933万6,000円を計上いたしました。主な事業ですが、88、

89ページをお開き願いたいと思います。説明欄の中ほどですが、施設等業務委託事業では、総合福祉センター管理運營業務委託料として社会福祉協議会に運営をお願いしております老人福祉センター、児童センター、地域活動支援センター、3事業所の運営委託料ですが、40万円ほど増加となりました。新たなものとしたしましては、総合福祉センターの外壁に剥離が生じたため、調査委託料として146万円を計上いたしました。老人福祉センターでは、修繕費等の減により204万円の減、児童センター分では教養娯楽における科学遊びの講師料、冷蔵庫や日よけテントの備品購入費、砂場ユニットの取り付け工事等により88万円の増額となっております。社会福祉協議会補助事業では、50万円の減額となっておりますが、職員、役員報酬等の人件費並びに戦没者追悼式等の補助金を計上させていただきました。

続きまして、国民健康保険事業ですが、前年対比1,509万円の増となっております。90、91ページをお開き願いたいと思います。増額の要因は、出産育児一時金繰出金、財政支援繰出金並びに一般会計繰出金として法定分並びに医療給付費の伸びに対する補填分を計上させていただきました。2つ目の丸の地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定事業を計上させていただきましたが、少子高齢化の進展、経済不況、更に虐待やひきこもりなどの新たな課題が生まれ、これからの福祉をどうあるべきかをみんなで考えていかなければなりません。公的サービス中心の仕組みから住民同士のつながりをつくり、支え合いなどの福祉活動を推進していくために、平成25年度にアンケート調査を実施いたしたく業務委託料を計上いたしました。

続きまして、3款1項2目の障害者福祉費では、主に利用者の増加を見込みまして3,985万4,000円の増額となりました。平成24年度に障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正がなされ、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に名称が改められます。これに伴いまして一般経費では電算業務委託料としてシステム改修費を追加いたしました。

92、93ページをお開き願いたいと思います。一番下の丸の障害者自立支援事業では、法改正に伴いまして扶助費の名称も改めております。

94、95ページの上から7行目の育成医療扶助費につきましては、心身の障害を除去、軽減するための医療について、自己負担額を軽減する制度でして、新たに群馬県より移譲される項目となっております。また、下から9行目の計画相談支援事業扶助費、下の丸の障害児施設措置事業名につきましても改めておりますが、下から3行目の医療型児童発達支援扶助費並びに次ページの障害児相談支援扶助費につきましては、平成24年度からの新たな項目となっております。

96、97ページの3目の高齢者福祉費ですが、前年対比934万7,000円の増となりましたが、介護保険事業特別会計、介護給付費繰出金の増額によるものとなっております。

では、説明欄をご覧いただきたいと思いますが、3つ目の丸の在宅高齢者福祉等推進事業では、中ほどにありますが、社会福祉協議会に委託しております主なものは、自立支援サービスセンター事業、給食サービス事業、次のページになりますが、紙おむつ支給事業となっております。下から2つ目丸

の高齢者健康ふれあい事業のシルバー人材センター運営委託料では、135万円の増加となりましたが、主に軽自動車のバン1台を新たにリース料契約等により増加となっております。敬老訪問事業では、100歳の百寿、88歳の米寿、77歳の喜寿のお祝いに100名分を計上いたしました。

101ページをお開き願いたいと思います。介護保険事業特別会計繰出金では、3行目の介護給付費繰出金では、給付見込額により905万円増額の1億213万4,000円を計上いたしました。後期高齢者対策事業につきましては、それぞれ広域連合から示された提示額を計上しております。

次に、4目の医療福祉費の福祉医療扶助費では、実績見込みにより478万2,000円の増額を見込み、1億741万8,000円を計上いたしました。

102、103ページをお開き願いたいと思います。5目の人権対策費につきましては、前年度と同様の内容となっております。

104、105ページをお開き願いたいと思います。3款2項1目の児童福祉総務費では3,154万9,000円の減額となりましたが、西小学童保育所の改修工事による減となっております。主なものといたしましては、一般経費では下から5行目にアンケート調査業務委託料として241万7,000円となっておりますが、子ども子育て支援法に基づき子ども子育て家庭を社会全体で支援するため、平成26年度に子ども子育て支援事業計画の策定をするため子育てに係るニーズ調査を実施いたしたく計上いたしました。また、社会福祉協議会へ委託しております児童館管理運営事業、学童保育所管理運営事業並びに地域子育て支援拠点事業を継続事業費として計上させていただいております。

続きまして、2目の児童措置費ですが、中学生までの対象者数を1,564人として見込んでおります。

次に、106、107ページをお開き願いたいと思います。3目の母子福祉費では、幼稚園、小中学校並びに高等学校への入学と就職の支度金を計上いたしております。

4目の児童福祉措置費ですが、東西保育園に係る経費となっております。786万9,000円の減額であります。東保育園の屋根改修工事の減額に伴うものでございます。平成25年度の園児の申し込み状況は、東保育園82名、西保育園161名であり、うち3名が町外からの広域保育となっております。また、町外への広域保育は6名となっております。事業の主な内容ですが、東西保育園とも運営に必要な経費を計上させていただきました。西保育園においては、家庭で乳幼児を保育している方が一時的に保育が困難になったとき対応するため、昨年5月から一時預かり保育事業も実施しており、人件費等の経費も含まれております。また、新たなものといたしましては、東保育園管理運営費では108、109ページの説明欄の中ほどに、やや下に、施設補修工事費として園舎の軒天井と樋並びに防犯カメラの改修補修工事を計上いたしました。施設の備品購入費では、調理台、哺乳瓶消毒保管庫等の購入費を計上いたしました。

110、111ページでは、西保育園管理運営費では下から4行目に施設補修工事費として遊具の老朽化に伴いまして総合遊具の撤去、新設と防犯カメラの改修補修工事を計上いたしました。

112、113目ページをお開き願いたいと思います。広域入所児童保育実施事業では、保護者の都合に

より他の市町へ保育要望に対応するため保育委託料として8名分を計上してございます。

3項1目の国民年金事務取扱費ですが、昨年と同様の内容となっております。

114、115ページをお開き願いたいと思います。4項1目の災害救助費につきましては、震災による屋根の被害によりブルーシートがまだ数軒見受けられますので、震災支援の見舞金を平成25年度も引き続き実施いたしたく20軒を計上させていただきました。

以上で住民福祉課所管の予算説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、環境保健課長、野村真澄君の説明を求めます。

環境保健課長、野村真澄君。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） 続きまして、環境保健課所管の予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元の予算書114、115ページをお開き願います。初めに、4款1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費につきましては、前年度比16.1%減の9,533万2,000円でございます。事業の内容につきましては、右側説明欄をもとに主な事業についてご説明をさせていただきます。職員人件費につきましては、8名分の経費でございます。

次のページをお願いいたします。中段にあります医療対策事業費につきましては、邑楽館林医療事務組合における耐震化事業による新病棟建て替えのための施設整備費が進捗状況を勘案した結果、全工事の完了が1年延長になったことにより単年度の負担割合が減少したことから、保健衛生総務費全体の減少の主な要因となっております。

次に、生活環境委員活動事業につきましては、各地区でごみステーション管理をはじめマナーや資源化ごみの推進に当たっていただいております委員さん17名分の報酬でございます。

続きまして、2目の予防費でございます。前年度より1.3%増の7,340万4,000円とさせていただきました。主なものとしたしましては、一般経費では予防接種や健診事業該当者への通知郵送料、次のページをお願いいたします。健診に伴うデータ作成のための電算委託料や住民情報システムの機器使用料が主なものでございます。

中ほどの予防接種事業でございますけれども、本年度より任意接種から新たに市町村が行うべき法定予防接種となりました子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の子宮頸がん等予防接種、既に法定予防接種となっております日本脳炎、BCGなど約10種類の予防接種につきましては、乳幼児などが感染症にかかるリスクを大幅に避ける効果が期待できるため、前年度同様に実施をいたします。医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

また、インフルエンザの予防接種につきましても、65歳以上の方を対象に1,800人分の接種費をここで計上させていただきます。

めくっていただきまして、121ページ、健康増進事業のうちがん検診では、県が目標とする受診率50%

を目指し、胃がん、大腸がんなど6種類のがん検診を実施いたします。乳がん検診においては、今回春の集団健診時における視触診の医師の確保ができましたので、前年度マンモグラフィーだけでしたけれども、今回につきましてはその機械検査とあわせて視触診を実施する委託費などでございます。前年度より健診委託料につきましては約300万円増を見込んでおります。25年度も基本的にワンコイン、500円の自己負担で実施する計画でございますので、多くの方に受診をしていただき、病気の早期発見、早期治療、更には医療費の抑制につながればというふうに考えております。

健康教育事業では、23年度より試験的に取り組んできております水中ウォーキングも定着してきており、今後も町の体育施設を利用する事業など、保健、スポーツ振興、国保の部署で連携して、健康教育事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、健康教育事業とあわせ相談事業や訪問事業などのほか、めくっていただきまして123ページになりますけれども、特定健診の該当になる前の世代である30代の方の基本健診事業も実施して、総合的に予防事業を推進してまいります。

下段3段目の母子保健費では、前年度比13.7%増の1,504万6,000円といたしました。

次のページをお願いいたします。表のやや中ほどに記載のございます妊婦健診につきましては、国の補助金が24年度で終了されることとなりましたけれども、少子化対策の観点から妊婦さんが安心して出産できるよう引き続き1人14回分の健康診査委託料を計上させていただいております。

次から127ページにかけては、乳幼児の成長度にあわせた各健康診査に係る医師などの雇い上げ費用が主なもので、昨年度とほぼ同様でございます。

129ページをお願いいたします。一番上の母乳栄養事業は、24年度から新規事業として取り組んだ先輩お母さんを交えたグループワーク形式による食育も視野に入れた事業で、事業費は少ないですけれども、母子保健の重要な事業と位置づけて引き続き実施してまいりたいと考えております。

上から2つ目の黒点、医療費給付事業につきましては、25年度、新年度より新たに県から移譲される養育医療に係る給付事業でございます。これは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける際に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度でございます。主な支出費用は、入院に係る医療費の給付で、その負担は国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となります。

また、次の3年目となるメール配信事業は、妊娠の経過に合わせたメールが配信されることで、妊婦さんだけでなく、家族も母子の状態が把握できると好評のため、現在約60名の方に登録をさせていただいております。

次の4目の環境衛生費につきましては、前年度比約6.1%増の1,625万3,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、表中ほどに記載のございます河川浄化対策事業費といたしまして、河川に負担のかかる生活排水を処理し、公共水域の水質保全を図るため、下水道計画区域外に設置する浄化槽につきましては、設置補助金38基分を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。また、地球温暖化対策事業は、化石燃料を燃やした際に環境に負荷をかける二酸化炭素や酸化物が排出されますけれども、これを軽減できる再生可能エネルギーの一つでございます太陽光エネルギーを活用いたしました発電システムを設置した場合、1件10万円を上限とする4年目となる補助事業でございます。前年度10基分を増額し、40基分といたしましたけれども、25年度につきましては更に10基分を追加し、当初で50基分を計上させていただきました。

次に、5目の保健衛生施設費につきましては、24年度に行った空調機の改修工事などの大きな施設改修工事がございませんので、前年度比約36.5%減の498万7,000円でございます。その他保健センターの維持管理及び事務機器に係ります委託料や使用料が主なものでございます。

以上、1項保健衛生費につきましては、前年度比7.8%減の2億502万2,000円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。4款2項の清掃費でございます。1目の塵芥処理費につきましては、予算額を24年度比1.5%減の1億8,238万3,000円といたしました。塵芥処理事業の主な支出といたしましては、大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設、斎場、最終処分場の運営に係ります一般経費とステーション改修など収集運搬に係る負担金、また資源ごみを扱う太田リサイクルプラザに係ります太田市外三町広域清掃組合の負担金のほか、資源ごみの分別収集を推進するためのごみ減量化推進助成金などがございます。

続きまして、2目のし尿処理費につきましては、生し尿及び浄化槽汚泥を処理していただいております館林衛生施設組合の負担金でございますけれども、汚泥脱水機などの入れ替え更新工事を予定していることから、負担金が256万6,000円の増額となっております。

最後に、3目のコミュニティプラント施設費は、ふれあいタウンちよだ、こちらの家庭用雑排水を処理する施設の運営経費でございます。管理業務委託料のほか平成14年度に稼働が始まりましたプラントが10年を超え、平成24年度に機械類の施設改修工事費として部品交換及びオーバーホールなどを行いましたけれども、新年度におきましては維持管理に重点を置き、コミュニティプラントの区域内にあります下水道台帳を整備するための委託業務費を計上させていただいております。

2項清掃費の合計は、前年度とほぼ同額の0.2%減、2億3,538万6,000円といたしました。

以上、環境保健課所管に係ります4款衛生費の予算説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、経済課長兼農業委員会事務局長、椎名信也君の説明を求めます。

経済課長兼農業委員会事務局長、椎名信也君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） それでは、経済課並びに農業委員会所管の平成25年度一般会計予算につきまして詳細説明を申し上げます。

84、85ページをお願いいたします。2款総務費、5項統計調査費、1目統計総務費でございますが、

7万8,000円を計上させていただきました。右側の説明欄に沿ってご説明申し上げます。

内容につきましては、統計調査員さんに対します国、県の補助事業であります統計調査員確保対策事業についての計上でございます。

続きまして、2目統計調査費でございます。46万8,000円の計上となりました。前年対比40万9,000円の減額でございます。平成24年度では、就業構造基本調査を平成24年10月1日付で実施いたしました。が、新年度では記載のとおり住宅・土地統計調査、工業統計調査などを行う予定でございます。調査員報酬や消耗品費の計上でございます。

大きく飛びまして、134、135ページをお願いいたします。中段の5款労働諸費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。一般経費では、館林地区職業訓練運営会補助金7万5,000円を初めといたしまして、太田職業能力開発推進協議会補助金の計上、労働対策事業では町民生活の向上のため毎年政策の制度要求と提言をいただいております、連合群馬館林地域協議会助成金、また館林邑楽地区労働者福祉協議会助成金の計上であります。その下、勤労者資金利子補給事業など、前年同様の計上とさせていただきます。

次の136、137ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。前年対比695万1,000円の増額の2,279万6,000円の計上でございます。増加要因でございますが、事務局職員1人分の人件費が増加したものであるものでございます。一般経費では、農業委員さんの報酬の計上、また農地等情報総合管理システム及び農地地図情報システム保守に係ります電算業務委託料、そして農業委員さんの視察研修に係ります経費の計上でございます。

次のページをお願いいたします。農業後継者団体、ちよの会という会でございますが、その運営経費の助成金の計上が主なものであるということでございます。ちよの会につきましては、耕種農家の後継者が新規に加入をされました。

次に、農地調整事業では、国有農地の管理のための経費の計上でございます。農地制度実施円滑化事業につきましては、68万2,000円の計上でございます。これは、農地法に基づきます事務の適正実施のための支援に係るものとしたしまして、耕作放棄地調査等、農地の利用状況調査などが対象となっております。

中段の2目農業総務費では、農政係職員の人件費、農業振興地域の整備に関する法律に係る審議をいただきます農政審議会委員報酬、その下になりますが、米麦、野菜に係ります研修視察等を行っております、生命を育む農業のまち邑楽館林推進協議会負担金、その他生活改善グループ等活動補助金を含めまして2,234万6,000円の計上で、前年対比8万3,000円の減額となりました。

下段の3目農業振興費でございます。2,343万7,000円の計上で、主なものといたしまして、一般経費では経営所得安定対策等の協議に係ります農業再生協議会委員報酬の計上、次のページをお願いいたします。140、141ページでございます。上から7行目、産業祭補助金につきましては、前年同様の200万円とさせていただきます。認定農業者農用地利用集積促進奨励金143万円は、認定農業者のメ

リットといたしまして、農地の借り受けに対します補助金でございます。

次に、生産調整推進対策事業でございます。米の生産調整につきましては、米の消費量が減少する中、昨年12月25日、県より生産数量目標が通知されました。生産数量目標は、前年より47トン減少いたしまして、2,291トン、俵数にいたしますと3万8,138俵余りでございます。面積にいたしますと455ヘクタールでございます。この後、3月22日に各農家へ生産数量を配分し、協力依頼をする予定でございます。水田の有効利用対策補助金では、加工用米に対します補助金350万円、また米価格安定対策事業補助金は1,000万円を引き続き計上させていただきました。平成24年度までは戸別所得補償制度等推進事業でございましたが、平成25年度からは経営所得安定対策指導推進事業と名称変更いたしました。事務的経費に160万5,000円を計上させていただきました。

次の農業振興対策事業では、新規に人・農地問題解決推進事業を計上いたしました。これは、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加が顕著になる中で、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えております。地域の集落の話し合い等を通じて、今後地域の中心となる農家の確保、中心農家への農地の集積、中心農家とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を検討する必要があるため、千代田町人・農地プラン検討会を設置したところでございます。その経費を計上させていただきました。また、花いっぱい運動推進事業経費の計上、ふれあい農園管理事業、次のページをお願いいたします。アメリカシロヒトリ防除事業も引き続き実施したいと考えております。

4日畜産業費につきましては、肉牛共進会負担金、現在12戸の畜産農家で運営されております千代田町畜産環境保全組合補助金12万5,000円の計上、また家畜伝染病などの疾病予防対策を実施しております千代田町家畜自衛防疫協議会補助金15万円の計上など、35万5,000円の計上でございます。

次に、下段にあります5日農地費でございます。4,870万3,000円を計上させていただきました。前年対比1,977万1,000円の減少となりました。

次のページをお願いいたします。減少要因でございますが、中ほどの小規模土地改良事業が2,550万円ほどの減少であります。最初に、一般経費につきましては、前年同様に土木設計積算システム借上料、陸田組合等補助金などの計上であります。

次に、小規模土地改良事業では、前年実施いたしました下中森十二社地区の農道と用水路工事の残事業及び新福寺地区の排水路工事関係経費の計上でございます。

農地整備事業では、各地区の区長さんから農道や用水路などの改修補修の要望をいただきますが、雑工事500万円を計上させていただきました。その下にありますが、利根中央用水事業償還負担金189万6,000円の計上などが主なものでございます。また、用排水路等管理事業では、利根加用水緑地管理委託料が227万7,000円の増加の721万2,000円の計上とさせていただきます。これは、利根加用水路が県道と並行しているため、夏季において雑草の繁茂のスピードが速く、雑草で見通しが悪いとの苦情が多く寄せられているため、除草回数を増やす経費によりまして増加とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。2項林業費、1目林業総務費721万7,000円の計上となりました。

前年対比207万円の減少でございます。一般経費の保安林リフレッシュ事業につきましても、前年どおり実施させていただきたいと考えております。対象地区は、舞木字富士原地区を予定しております。森林病虫害等防除事業につきましても、松くい虫被害が全国的に見ても減少しておりません。本町でも同様でございます。防除手段といたしましては、下草刈りや除伐、間伐によります林内の風通しをよくすることだと思っておりますが、松の伐倒等しなければ被害の広まりが早いこととなります。ぐんま緑の県民税に係ります市町村提案型事業を視野に入れ、平地林対策を行いたいと考えております。新年度は、防除薬剤の樹幹注入に係ります防除委託料を200万円、被害木伐倒処理につきましても465万円の計上とさせていただきました。そのほか平地林活用対策事業、森林ボランティア育成事業につきましても前年同様の計上でございます。緑化推進事業では、緑の少年団の育成といたしまして各小学校への補助でございます。

続きまして、下段の7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、1,595万5,000円の計上でございます。主な支出につきましては、商工統計係職員の人件費の計上、そして次のページをお願いいたします。一般経費になりますが、観光事業につきましても昨年、東京東銀座にあります通称「ぐんまちゃん家」におきまして、町の特産品、植木の無料配布等を含め千代田町のPRを実施いたしました。新年度におきましても引き続き物産展等を開催したいと考えております。その関係経費を計上させていただきました。また、9行目でございます手数料の40万円では、現在なかさと公園スーパー堤防上にあります国土交通省のほうで設置してあります看板の河川敷側を活用させていただきまして、本町の観光看板を作製し、サイクリングやウォーキングの方々に対し周知を図っていきたいと考えているものでございます。

2目商工振興費につきましても1億904万円と、前年対比1,903万円の増額とさせていただきました。これは、商業施設誘致促進奨励事業の増加でございます。そのほか建築業組合千代田支部助成金や商工会活動費助成金、またISO認定取得補助金は前年同様とさせていただきました。商業施設誘致促進奨励事業につきましても、ふれあいタウン内の商業用地に進出されました小売店などの事業所に対しましてそれぞれ固定資産税や都市計画税相当分を奨励金として交付するものでございまして、1億243万円の計上でございます。

次に、ぐんま新技術・新製品開発推進事業では、群馬県と連携し、中小企業者自らが行う新製品、新商品開発に関する開発で、事業化と市場性が見込まれるものを開発した場合、開発費の一部を予算の範囲内で補助するものでございます。

下段の3目中小企業制度融資費は334万5,000円の計上で、前年対比40万円の減額となりました。

次のページをお願いいたします。主な内容でございます。小口資金融資制度の代位弁済補填金と小口資金保証料補助金の計上が主なものでございます。

4目消費者行政費では104万7,000円の計上です。前年対比6万円の増額となりました。一般経費の消耗品費33万円では、消費者保護の観点から「身近にひそむ悪質商法」の啓発資料の毎戸配布並びに

中学生を対象とした「インターネットや携帯電話ゲーム被害」等の防止パンフレットを配布し、被害防止に努めていきたいと考えております。

最後に、消費生活センター委託事業71万7,000円を計上させていただきました。本町では、この消費生活に係ります苦情相談を大泉町消費生活センターへ委託し、町民の方々の被害を最小限に食い止めております。その委託費の計上でございます。

以上、簡単ではございますが、経済課並びに農業委員会所管の平成25年度予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

次に、建設水道課長、石橋俊昭君の説明を求めます。

建設水道課長、石橋俊昭君。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） 建設水道課所管、歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、予算書の150ページ、151ページをお願いいたします。8款土木費でございますが、予算総額は4億7,063万円でございます。前年度と比較いたしますと7.6%の減となっております。1項1目土木総務費の予算額は4,187万1,000円でございます。主な内容につきましては、説明欄、職員人件費では建設水道課職員6名分の人件費でございます。一般経費では、パート職員1名分の賃金並びに需用費、その他各種負担金を計上いたしました。

152ページ、153ページをお願いいたします。2項1目道路橋梁総務費の予算額は781万8,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路愛護事業、154ページ、155ページをお願いいたします。法定外公共物管理事業、それと道路台帳整備事業、土木工事積算事業を計上いたしました。

次に、2目道路維持費の予算額は3,225万9,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路維持管理事業では原材料費として道路補修材や敷砂利、融雪剤の経費を計上しております。道路維持補修事業では、舞木中島地内舗装補修工事と赤岩中天地内溝蓋敷設工事2路線分と、各行政区からの緊急的な要望に対応できるよう雑工事費を計上してございます。

環境整備事業では、156ページ、157ページをお願いいたします。ふれあいタウンちよだ調整池病害虫駆除手数料と町内道路側溝の清掃費等を計上いたしました。街路樹管理委託事業につきましては、町道10路線分の街路樹管理委託料を計上しております。

次に、3目道路新設改良費の予算額は9,897万円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路新設改良整備事業といたしまして萱野地内側溝新設工事及び新福寺西ノ原地内舗装新設工事の2

路線分と、萱野地内側溝新設工事に係る測量等調査委託料と新福寺西ノ原地内舗装新設工事に係る工作物等移転補償金を計上いたしました。都市計画道路整備事業では、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で進めております都市計画道路赤岩新福寺線に係る用地購入費及び建物等物件補償費を計上しております。

次に、4目橋梁維持費の予算額は1,200万1,000円でございます。内容につきましては、説明欄、橋梁維持事業といたしまして、平成24年度に策定中でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋長15メートル以上の10橋中3橋分の延命化のための補修工事でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。次に、5目渡船管理費の予算額は854万7,000円でございます。群馬県から委託を受けております県道熊谷館林線に係る赤岩渡船の運営費を計上いたしました。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費といたしまして渡船の船夫2名分と利用者の安全確保のための補助員1名分の賃金及び保険料等でございます。また、渡船運営費といたしまして、渡船運航に必要な燃料費等を計上しております。

次に、6目用悪水路費につきましては、昨年同様20万円でございますが、内容といたしましては基幹排水路の維持管理に要する清掃費等でございます。

次に、7目橋梁新設改良費の予算額は3,200万円でございます。内容につきましては、説明欄、橋梁新設改良整備事業といたしまして、町道28号線萱野地内谷田川にかかる丑起橋拡幅に伴う農業用水サイホン移設及び橋前後の取付け舗装工事でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。3項1目河川総務費の予算額は34万円5,000円でございます。内容につきましては、昨年同様各種同盟会、協議会等への負担金及び河川清掃奨励助成金でございます。

次に、4項1目都市計画総務費の予算額は5,343万1,000円でございます。主な内容につきましては、説明欄、一般経費といたしまして、各種協議会への負担金でございます。

162ページ、163ページをお願いいたします。土地区画整理推進事業では、舞木土地区画整理事業に係る公共施設管理者負担金に関する覚書に基づく組合への負担金、公管金でございます。木造住宅耐震診断者派遣事業では、前年同様に昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした10軒分の診断者派遣業務委託料でございます。木造住宅耐震改修事業では、耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、または高いと診断されたものを対象に、倒壊しない、または一応は倒壊しないとなるような耐震補強工事を行う場合、本年度から新たに県補助金も加わり、80万円を上限として補助するもので、2件分の計上でございます。また、民間建築物アスベスト含有調査事業では、民間建築物の壁、柱、天井等に吹きつけられたアスベストの含有調査を実施するものを対象に、25万円を上限として補助するもので、5件分の計上でございます。

次に、2目公園整備事業費の予算額は9万2,000円でございます。内容といたしましては、一般経費として協議会負担金等でございます。

次に、3目公園管理費の予算額は3,045万7,000円でございます。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費では臨時職員1名分及びパート職員1名分の人件費でございます。公園管理事業につきましては、164ページ、165ページをお願いいたします。光熱水費及び芝刈り機等の修繕料、高木の剪定手数料、なかさと公園ほか6公園緑地維持管理委託料及びシルバー人材からの作業員2名分の派遣委託料等でございます。公園補修等工事費では、5年計画で進めております、なかさと公園ローラーライダのローラー交換工事費、4年目となりますが、その交換工事費でございます。

次に、4目公共下水道費の予算額は1億3,462万5,000円であります。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、5目東部住宅団地建設費の予算額は20万円でございます。主な内容といたしましては、166ページ、167ページをお願いいたします。ふれあいタウンちよだ内の調整池除草用機械借上料でございます。

次に、6目新たに設けました新規工業団地事業費では、候補地検討のための事務費9万円を計上いたしました。

次に、5項1目住宅管理費の予算額は1,772万4,000円でございます。主な内容といたしましては、説明欄、職員人件費では職員1名分の人件費でございます。

168ページ、169ページをお願いします。町営住宅維持管理事業では、町営住宅の維持管理に必要な修繕料ほか経費、敷地借地料では駒形団地、長良団地の借地料、解体工事では老朽化に伴う駒形団地4棟分の解体工事費、移転補償費につきましては、駒形団地に入居されている方が他の住宅等に転居する場合の補償費4件分を計上しております。

232ページ、233ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、前年度同様の存目1,000円の計上でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。最後になりますが、13款3項1目開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金といたしまして、前年同様30万円を計上いたしました。

以上、建設水道課所管の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、教育委員会事務局長、高橋充幸君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、高橋充幸君。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 続きまして、教育委員会関係の平成25年度予算のご説明を申し上げます。

まず、教育費予算の総額についてですが、予算書の最初のほうの12、13ページをお開きください。12ページのほうですが、10款教育費がありまして、本年度予算額が6億5,526万円と、前年度と比較しますと6,614万3,000円の増額で、割合で11.2%増となっております。増額要因としましては、小学校

の施設補修工事費の増加が主なものとなっています。学校校舎等の耐震補強工事や中学校武道館の改築、西幼稚園新園舎の建設等、大きな工事を進めさせていただきましたが、耐震強度を満たした校舎は改修工事を行っておりません。また、その他の施設につきましても、老朽化が目立っておりまして、財政状況を考慮しながら改修工事を進めていく状況となっています。

それでは、予算書の172、173ページをお開きください。中段で、10款教育費です。最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費で、教育委員の報酬と教育委員会関係の支出となっています。

その次に、2目事務局費としまして事務局職員と教育長の人件費、次の175ページ上段では一般経費、中段になりますが、東毛広域市町村圏運営事業では林間学校に係る負担金の支出となっています。

次に、中段ですが、3目奨学金です。進学の意欲と能力はありますが、経済的理由により進学困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業となっています。

次に、4目教育研究所費です。右側の説明欄では、最初に一般経費、次に教育研究奨励事業としまして臨時補助教員賃金では、町負担で少人数指導等を行うマイタウンティーチャーに係る賃金、次の特別支援教育支援員賃金では、きめ細かな支援を行う支援員の賃金となっています。次に、日本語指導助手賃金では、外国籍の児童生徒及び保護者の支援を行っています。次の心の教育相談員賃金では、町単独で小中学校3校それぞれに相談員を配置し、スクールカウンセラーと連携し、いじめ・不登校対策に当たるとともに、複雑化する児童生徒の心に寄り添って支援を行い、保護者の相談にも対応しています。

次の176、177ページをお開きください。右側説明欄の上段を見ていただきますと、2つ目の事業では英語指導助手設置事業としまして、中学校に1名、東西小学校に合わせて1名、英語指導助手を計2名を配置しています。

中段からは、2項小学校費になります。大幅な増額となっていますが、先ほど申し上げましたとおり、施設補修工事費の増額が主な要因となっています。1目の学校管理費では、右側の説明欄を見ていただきますと、学校運営費としまして東小学校運営事業が179ページ下段にかけて、その次に西小学校運営事業が183ページの中段にかけて記載されております。主なものとしましては、用務員や図書事務の臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費等の学校運営関係の支出となっています。

次に、ページが飛びまして、182、183ページをお開きください。右側説明欄の中段になりますが、学校管理運営事業としまして、初めに東小学校施設管理事業、説明欄の下段から西小学校施設管理事業がありますが、小学校施設を管理する上で必要となります警備保障委託料、電気設備保守点検委託料が主な支出となっています。説明欄の下から6行目になりますが、防犯カメラ保守委託料があります。現在設置されています防犯カメラの保守管理の委託料で、これ以降西小学校、中学校、東西幼稚園でも施設管理事業に計上しており、防犯カメラの正常動作の確保を図ってまいります。

184、185ページをお開きください。右側説明欄の中段になりますが、東小学校施設整備事業があります。その中の施設改修工事費では、防犯カメラ改修工事としまして、現在設置してあります防犯カ

メラに配線工事を行い、モニターで職員室で見られるようにし、また記録機器も設置して記録も行います。同様に、西小学校、中学校、東西幼稚園の施設改修工事費にも計上しています。

次に、施設補修工事としまして、防火シャッター危険防止金具取付け工事が主なものとなっています。次の西小学校施設整備事業では、施設補修工事費としまして南校舎屋上防水改修工事が主なものとなっています。

次の186、187ページをお開きください。上段で、2目教育振興費となりまして、右側の説明欄を見ていただきますと、教育振興事業としまして教材用備品購入費や児童用図書購入費が主な支出となっています。説明欄の中段では、就学奨励事業がありまして、経済的に就学が厳しい児童の保護者に対して就学援助費が主な支出となっています。

このページの最下段ですが、3項中学校費です。1目学校管理費で、右側説明欄では学校運営費となりまして、次の188、189ページをお開きください。右側説明欄の上段から千代田中学校運営事業がありまして、用務員、図書事務の臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費と中学校の運営に必要な支出となっております。

次に、190、191ページをお開きください。右側説明欄の中段ですが、学校管理運営事業があり、最初が施設管理事業で、警備保障や電気設備保守点検委託料等の支出となっています。説明欄の下のほうになりますが、施設整備事業としまして、次の193ページ上段になりますが、施設補修工事費としまして屋上の部分的な防水工事が主な支出となっています。

次に、2目教育振興費としまして、右側説明欄では教育振興事業として教材用備品購入費、図書購入費の支出、次の就学奨励事業では就学援助費が主な支出となっています。下段になりますが、4項幼稚園費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費としまして東西幼稚園の職員人件費となっています。

194、195ページをお開きください。右側備考欄を見ていただきますと、幼稚園運営費としまして東幼稚園運営事業がありますが、次の197ページでは西幼稚園運営事業がありまして、ともに園医報酬や臨時職員賃金、光熱費等の幼稚園運営関係の支出となっております。

198、199ページをお開きください。右側説明欄の上段に保育推進事業がありまして、中ほどでは施設管理事業、施設管理事業費としましては東西幼稚園の施設管理に必要な警備保障や清掃管理委託料が主な支出となっています。

次に、200、201ページをお開きください。右側説明欄上段では、施設整備事業としまして東幼稚園施設整備事業では、施設補修工事費に保育室前テラスひさし取付け工事が主な支出となっています。

このページ下段になりますが、5項社会教育費、1目社会教育総務費となっています。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に、一般経費が記載されております。

次の202、203ページをお開きください。右側説明欄、中ほど少し上のほうですが、地域社会教育活動総合事業がありまして、地域社会教育活動事業としまして、子ども体験教室等の子ども学習支援事

業関係や、野外活動支援事業関係の経費、セミナー事業の支出が主なものとなっています。説明欄の最下段ですが、生涯学習推進事業としまして、次の204、205ページを開いていただきますと、生涯学習推進事業では文化教養教室等の講師謝礼、パソコン講習会の委託料、文化協会補助金が主な支出となっております。説明欄中段では、文化祭事業、その下で高齢者教室事業があります。

最下段のコンサート事業が、次の207ページ上段にかけて記載されております。右側の説明欄、上のほうになりますが、子ども会育成会推進事業としまして、子ども会への補助金が主な支出となっております。次に、青少年教育推進事業がありまして、成人式典事業や青少年健全育成事業関係の支出となっております。

次に、208、209ページをお開きください。2日人権教育費になりますが、右側の説明欄を見ていただきますと、最初に一般経費、中段で集会所管理運営費では集会所の修繕料や管理補助金が主な支出となっております。その下の人権教育推進市町村事業がありまして、各集会所で開催されます、ふれあい交流学習会の講師謝礼や人権教育講演会の講師委託料が主な支出となっております。

次に、210、211ページをお開きください。3日文化財保護費がありまして、文化財保護調査員の報酬や研修会等の文化財保護関係の支出となっております。

中段になりますが、4日図書館費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に図書館管理運営費で、次の213ページにかけて臨時職員の人件費、電算機器保守委託料、情報機器使用料が主な支出となっております。213ページの説明欄中段になりますが、図書館資料購入費としまして、図書や視聴覚資料の購入費が計上されております。その下の図書館施設管理事業では、警備保障などの委託料が主な支出となっております。

次の214、215ページをお開きください。5日町民プラザ費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の一般経費では消耗品費、芸能文化行事委託料、印刷機借上料などが主な支出となっております。説明欄下段では、町民プラザ施設管理事業としまして、次の217ページにかけまして光熱水費、緑地管理委託料、空調機器保守委託料、舞台音響設備保守管理業務委託料が主な支出となっております。217ページ、説明欄下から3行目ですが、施設補修工事費では、焼き物窯の取り替え工事が主な支出となっております。

次の218、219ページをお開きください。6項保健体育費です。1項体育総務費で、右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に一般経費がありまして、スポーツ推進員の報酬や説明欄中段になりますが、体育協会補助金が主な支出となっております。その下に、スポーツ振興事業がありまして、町民体育祭、次の221ページではサッカーフェスティバル大会、新春ウォークあるけあるけ大会を初め各スポーツ大会、教室関係の支出となっております。

222、223ページをお開きください。2目の体育施設費です。右側説明欄では、社会体育施設費管理事業としまして、町民体育館の施設管理関係の支出が計上されております。光熱水費や中段の施設補修工事では、町民体育館水道管改修工事が主な支出となっております。体育施設費の大幅な増額の要

因となっております。中段になりますが、3目総合体育館・温水プール費がありまして、右側の説明欄を見ていただきますと、一般経費が計上されております。

次に、224、225ページをお開きください。説明欄の上のほうですが、総合体育館・温水プール管理運営事業としまして、燃料費が主な支出となっております。次の総合体育館・温水プール施設管理事業としまして、光熱水費や各種保守管理委託料、次の227ページ、説明欄上段にあります民間委託しましたプール監視等業務委託料が主な支出となっております。

このページ中段になりますが、4目の給食センター費がありまして、大幅な増額となっておりますが、給食用備品購入費、施設補修工事費の増額が主な要因となっております。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費があり、次の共同調理場施設運営費では、主な支出としまして臨時職員賃金や光熱水費、給食材料費、次の229ページ、説明欄上から2行目ですが、給食用備品購入費では食器の一部入れかえを予定しています。説明欄、次に共同調理場施設管理事業としまして、警備保障や高窓等清掃委託料や施設用ボイラー使用料、この事業の一番下になります施設補修工事費では食品保管庫棚改修工事が主な支出となっております。

下段になりますが、5目運動場管理費としまして、大きく減額となっておりますが、これは平成24年度東部運動公園駐車場工事が完了したものによります。右側説明欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業がありますが、次の230、231ページをお開きください。主な支出としまして、緑地管理委託料や継続していましたが緊急雇用創出事業も年度途中で終了することになりまして、公園等管理事務作業員派遣委託料を計上し、公園の維持管理を図っていくものです。次のサッカー場施設管理事業では、緑地管理委託料が主な支出となっております。次の緊急雇用創出事業では、年度途中までの東部運動公園関係臨時職員賃金が主な支出となっております。

以上、簡単ではありますが、教育委員会関係の平成25年度予算説明を終わらせていただきます。ご審議ご決定の上、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 以上で、平成25年度千代田町一般会計予算の詳細説明を終了いたします。

続いて、平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算及び平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算並びに平成25年度千代田町介護保険特別会計予算について、住民福祉課長、塩田稔君の説明を求めます。

住民福祉課長、塩田稔君。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、初めに議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、療養給付費等の事業執行に必要な歳出費用を見積もりまして、歳入を組む形で進めさせていただきました。被保険者数を一般被保険者では3,300人、退職被保険者では400人と見込みまして、予算の総額を13億8,004万6,000円といたしました。前年対比1億618万1,000円、率

にして8.3%の増額となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明申し上げます。252、253ページをお開きください。初めに、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年度分の税につきましては、平成23年中の所得を基準に賦課試算の調定見込額に対して92%の収納率で計上し、また滞納繰越分につきましては、調定見込額の13%の収納率で計上いたしました。一般被保険者の国保税全体で見ますと、前年対比326万9,000円、1.1%の増となっております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年課税分につきましては調定見込額に対して96%の収納率で計上し、滞納繰越分につきましては調定見込額の25%の収納率で計上いたしました。退職被保険者の国保税全体で見ますと、前年度対比620万円、16.3%の増となっております。

254、255ページをお開きください。3款1項1目の療養給付費等負担金につきましては、国が基準額の32%の負担分をそれぞれ計上いたしました。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1の負担額、3目の特定健康診査等負担金は補助基準額の3分の1の負担額を計上させていただきました。

2項1目の財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では各市町村の産業構造や所得状況に基づき財政力格差を調整するため、国の測定基準により交付されるものですが、前年度交付見込額をもとに計上させていただきました。出産育児一時金補助金は、平成24年4月1日以降の出産は廃止となっております。

256、257ページをお開きください。4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付見込額を前年比600万1,000円減額いたしまして計上してございます。

5款1項1目の前期高齢者の交付金につきましては、国保に前期高齢者の65歳から74歳の加入者が偏在する傾向にあることから、加入率や医療支出費等の状況により負担調整されるもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されますが、見込額を計上してございます。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様に町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1に当たる県負担分の額、また2目の特定健康診査等負担金につきましても、基準額の3分の1の県負担額を計上いたしました。

2項1目の財政健全化補助金につきましては、福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等削減分の補填として一般会計より繰り入れた対象額の2分の1の相当額の補助額となっております。

258ページ、259ページをお開きください。2目の財政調整交付金の1節の安定化交付金及び2節の支援交付金につきましては、財政と運営の安定を図る目的として前年度概算交付額をもとに計上させていただいております。

7款1項の共同事業交付金につきましては、財政面の安定化や保険税の平準化を図ることを目的として、群馬県国保連合会が実施主体となり、高額な医療に対する拠出額と同額をそれぞれ計上してご

ございます。

260、261ページをお開きください。9款1項1目の一般会計繰入金ですが、1節から5節につきましては、法定繰入金として毎年度国より示される算定基準に基づく繰り入れの内容となっておりますが、国、県の負担金または地方交付税算定対象となっております。また、6節のその他一般会計繰入金では、3,320万円のうち3,000万円につきましては国保会計の法定外となりますが、財政支援分として、また320万円につきましては福祉医療費国庫削減分としてお願いするものでございます。

262、263ページをお開きください。10款1項2目のその他繰越金では、平成24年度からの繰越金として計上いたしました。

次に、歳出ですが、266、267ページをお開きください。1款1項1目の一般管理費ですが、説明欄をご覧くださいと思います。新たなものといたしましては、備品購入費としてシステム用パソコン3台の入れ替え経費を計上いたしました。

268、269ページをお開き願いたいと思います。2項1目の賦課徴収費につきましては、国保税賦課に伴う経費、また国保税徴収の経費等を計上いたしております。

270、271ページをお開き願いたいと思います。2款の保険給付費ですが、予算総額全体の約66%を占めております。医療費の算出に当たっては、過去の医療費実績を踏まえ、更に最近における医療費動向を考慮し、総合的に判断の上、見積もりをいたしました。1項の療養諸費につきましては、1目の一般被保険者療養給付費では、前年対比8.1%増、また2目の退職被保険者等療養給付費では、前年対比11.1%減といたしまして、それぞれ計上してございます。

272、273ページをお開き願いたいと思います。2項の高額療養費につきましても、同様に過去の医療実績を踏まえ、更に最近における医療費動向を考慮して総合的に判断の上、それぞれ計上させていただきました。

274、275ページをお開き願いたいと思います。4項1目の出産育児一時金では20件分、また5項1目の葬祭費につきましては30件分をそれぞれ前年度実績見込額を勘案し、計上させていただきました。

276、277ページをお開き願いたいと思います。3款1項の後期高齢者支援金等並びに278、279ページの4款1項1目の前期高齢者納付金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金への納付見込額をそれぞれ計上してございます。

280、281ページをお開き願いたいと思います。6款1項の介護納付金につきましては、介護保険事業への財源となるもので、社会保険診療報酬支払基金へ納入見込額を計上してございます。

次に、7款1項の共同事業拠出金につきましては、1目及び4目とも一定額あるいは高額な医療費が生じた実績に基づき財政の安定化目的として交付される共同事業ですが、群馬県国保連合会の通知額に基づきそれぞれ計上してございます。

282、283ページをお開き願いたいと思います。8款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、40歳以上74歳以下の方を対象とした生活習慣病予防を目的とし、1,420人分の健診委託料及び60人

分の保健指導委託料を計上してございます。特に健診機会の拡大と利便性を図るため、平成25年度から身近な医療機関でも受診が可能となる個別健診を新たに開始を予定しております。

284、285ページをお開き願いたいと思います。2項1目の保健衛生普及費につきましては、国民健康保険第82条に基づいておりますけれども、健康教育や健康相談、その他被保険者の健康保持、増進に関する必要な事業を計上してございます。

290、291ページをお開き願いたいと思います。12款1項の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るため、500万円を計上させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療制度は、発足から6年目を迎えますが、運営に当たりましては群馬県後期高齢者医療広域連合が主体となり、保険料賦課の決定や医療給付費等を行っており、町では保険料徴収業務や各種窓口受け付け業務を行うなど、相互に連携しながら業務を効果的に行っております。予算編成に当たりましては、被保険者数を1,500人を見込みまして、予算総額を9,392万8,000円とさせていただきます。前年対比444万6,000円、率にして4.5%の減となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明申し上げます。301、302ページをお開き願いたいと思います。初めに、1款1項の後期高齢者医療保険料ですが、医療給付費の10%を賄う財源となりますが、群馬県広域連合の算出資料に基づき計上いたしました。1目では、特別徴収保険料と普通徴収保険料の収入総額は、歳入全体における58%の割合を占めております。なお、前年比233万7,000円の減となっておりますが、主な要因につきましては平成24年度調定額の所得割及び均等割等の総額をもとに減額して計上させていただきました。

2款1項の一般会計繰入金ですが、1目の事務費繰入金では町が行う後期高齢者事務に要する諸経費と県広域連合共通経費としての事務費負担金を合計いたしまして、計上させていただいております。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料軽減相当額を基準として、一般会計から後期会計へ繰り入れることが定められているもので、広域連合より示された所要額を計上させていただいております。なお、繰入額の4分の3が一般会計へ県補助金として交付される内容となっております。

3款1項1目の繰越金につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

303、304ページをお開き願いたいと思います。4款3項1目の受託事業収入ですが、健診事業は広域連合が町へ委託をして行うことを基本としているため、町が実施する550名分の健診委託料と15名分の人間ドック補助金を合算した費用額を受託事業収入として計上いたしております。なお、平成25年度につきましては、被保険者の方の利便性を考慮いたしまして、保健センターでの集団健診のほか身近なかかりつけ医などの医療機関で受診が可能な個別健診を開始をする予定でございます。

次に、歳出ですが、305、306ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費でご

ございますが、主な経費といたしましては、町の受け付け処理等における事務経費や550名分の健診委託料等が主な内容となっております。

2 項 1 目徴収費につきましては、保険料の賦課徴収に関する電算委託料が主な内容となっております。

307、308ページをお開き願いたいと思います。2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合より示された納付額が基本となっているものですが、共通経費として事務費負担金及び医療給付費の財源となる町が徴収した保険料負担金並びに保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入負担金を合算し、計上させていただいております。なお、前年比で446万5,000円の減となっておりますが、主な要因は保険料負担額が前年比で200万円程度減となっており、賦課総額の減額によるものとなっております。また、事務費負担金でも220万円ほど減額となっておりますが、前年度は広域連合のシステム機器の更新が行われたため、負担金が増えておりましたが、平成25年度はその費用負担が発生しないため減額を伴うものとなっております。

3 款 1 項 1 目の保険料還付金につきましては、被保険者の資格移動等が生じた際における過年度分の還付金でございます。

309、310ページの4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るため300万円を計上させていただきました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。平成25年度の当初予算の編成に当たりましては、第5期介護保険事業計画の計画年度の平成24年度から平成26年度の3年間の中間年度であることから、事業計画における介護サービスの見込み量とあわせて前年度の実績を考慮いたしまして、被保険者数を2,745人見込みまして、予算総額を8億8,798万9,000円とさせていただきました。前年対比7,294万4,000円、率にして8.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書によりましてご説明申し上げます。319、320ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目の第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料収入で、保険給付費及び地域支援事業費のうち21%分の財源となります。保険料基準月額5,400円、予定収納率97%で見込んで計上させていただきました。また、特別徴収保険料の割合を全体の93%、普通徴収の保険料の割合を7%で計上させていただいております。

3 款 1 項の国庫負担金ですが、1 目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費に係る全ての費用を合計いたしました標準給付費見込額のうち施設サービスの15%分、その他サービスの20%分の財源となっております。

321、322ページをお開き願いたいと思います。3 款 2 項の国庫補助金ですが、1 目の調整交付金につきましては、標準給付費見込額の5%分の財源、2 目並びに3 目の地域支援事業交付金ですが、地

域支援事業費のうち介護予防事業費の25%分、また包括的支援事業・任意事業費の39.5%分の財源となります。

4款1項の支払基金交付金ですが、保険給付費や介護予防事業費に対する第2号被保険者の法定負担割合分として社会保険診療報酬支払基金から市町村に対して交付される交付金でございます、1目、2目とも29%分の財源となっております。

5款1項の県負担金ですが、1目の介護給付費負担金では、標準給付費見込額のうち施設サービスの17.5%、その他サービスの12.5%分の財源となります。

323、324ページをお開き願いたいと思います。5款3項の県補助金ですが、1目の介護予防事業は、事業費の12.5%分、2目の包括的支援事業・任意事業は、事業費の19.75%分の財源となっております。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目及び325、326ページ、2目につきましては、それぞれ12.5%分を、3目の地域支援事業繰入金では事業費の19.75%分の繰り入れを計上してございます。

4目のその他一般会計繰入金では、職員給与費及び事務費の繰入金となっております。

329、330ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、1款の総務費、1項1目の一般管理費ですが、説明欄をごらんいただきたいと思います。職員人件費、介護保険係2名分、介護保険事業運営費では事業運営に係ります経費を計上してございます。

次に、2項1目の賦課徴収費ですが、介護保険料の賦課徴収費に係る経費となっております。

331、332ページをお開き願いたいと思います。3項1目の認定調査等費、2目の認定調査会共同設置負担金、333、334ページの4項1目の運営協議会費ですが、前年同様の内容となっております。

次に、2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費ですが、要介護1から5までの認定者を対象とした介護サービス給付費となっております。主な項目でございますが、1目の居宅介護サービス給付費を3億2,077万6,000円計上いたしまして、13.8%の増、335、336ページの5目の施設介護サービス給付費は3億5,001万2,000円、5.6%の増を見込みまして計上いたしました。

337、338ページ、2項の介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1及び2の認定者に係る介護予防サービスの給付費となっております、339、340ページにわたりまして各種サービスの給付費を計上してございます。

341、342ページをお開き願いたいと思います。4項の高額介護サービス等費ですが、介護保険サービスの利用に係る1割負担分の支払額が1カ月当たりの負担限度額を超えた場合に、その差額を保険給付として支給する給付費でして、1,362万8,000円を計上いたしました。14.9%の増を見込んでございます。

343、344ページをお開き願いたいと思います。5項の特定入所者介護サービス等費ですが、施設サービス等の利用者が自己負担する食費や居住費について低所得者の負担軽減をするための給付費でして、3,787万7,000円を計上いたしまして、81%の増を見込んで計上させていただきました。

6項の高額医療合算介護サービス等費ですが、介護保険の高額介護サービス費と医療保険の高額医療費を適用した後の自己負担額が世帯で合算して限度額を超える場合に支給する給付費でございますが、153万8,000円を計上いたしました。68.6%の増と見込んでおります。

次に、345、346ページをお開き願いたいと思います。3款の地域支援事業費、1項1目の二次予防事業費ですが、要介護や要支援の状態におそれのある高齢者を対象とする事業費となります。主な項目ですが、説明欄の下の2行目の通所型介護予防サービス委託料では、694万5,000円を計上させていただきましたが、こちらについては自立支援サービスセンターで実施するデイサービス事業や総合福祉センターで実施する介護予防教室の委託料となっております。

2目の一次予防事業費ですが、一般高齢者を対象とする予防事業費として、347、348ページをお開き願いたいと思います。説明欄の5行目の住民主導型介護予防事業委託料では27万6,000円を計上いたしました。こちらについては公民館等における介護予防体操の教室を開催することで、各地区での自主的な活動を推進するための事業費でございますが、2地区分の計上をいたしました。

次に、2項の包括的支援事業・任意事業費ですが、1目の包括的支援事業費では地域包括支援センターの職員2名分の人件費のほか、任意支援事業費では事業に係る経費を計上させていただきました。

349、350ページをお開き願いたいと思います。2目の任意事業費では、町が要綱等を定めまして、独自に実施する事業の経費でございますが、説明欄の一番下の家族介護慰労金では要介護4、5の要介護認定者を在宅で介護する家族に対しまして、年額12万円の慰労金を支給する事業費等の計上となっております。

最後に、353、354ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目の予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るため、1,398万9,000円を計上いたしました。

以上で介護保険特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 次に、平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算について、環境保健課長、野村真澄君の説明を求めます。

環境保健課長、野村真澄君。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） 議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計の予算内容につきまして、詳細説明を申し上げます。

会計総額といたしましては、歳入歳出それぞれ前年比40.4%増の2億6,329万7,000円といたしました。

それでは、千代田町下水道事業特別会計予算書、事項別明細書の365、366ページをお願いいたします。まず、歳入関係でございます。第1款2項第1目の受益者負担金につきましては、下水道に接続する公共ますの設置負担金といたしまして、新規を含む42件、210万1,000円を見込みました。

続きまして、2款1項1目の下水道使用料につきましては、前年度の使用状況をもとに接続戸数

504件、1,945万5,000円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。第3款1項1目社会資本整備総合交付金でございますけれども、国庫補助金の対象工事の交付金といたしまして、5,250万円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。5款繰入金では、一般会計からの繰入金1億3,462万5,000円を見込んでおります。

続きまして、一番下、第8款第1項第1目の下水道事業債につきましては、公共下水道事業の国庫補助対象分と単独分、また流域下水道事業分の起債、合計5,445万円を予定しております。

次のページをお願いいたします。次の371、372ページですけれども、続きまして、歳出についてでございます。第1款総務費、第1項1目一般管理費でございますけれども、1,659万9,000円を予定しております。主な支出といたしましては、職員2名分の人件費、一般経費では受益者負担金の一括納付報奨金などのほか徴収委託料、各種団体の補助金などがございます。1款総務費の合計は、前年とほぼ同額の1,659万9,000円として計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。第2款事業費につきましては、1項第1目管渠整備費といたしまして、1億3,108万6,000円を計上させていただいております。内容につきましては、管渠整備事業として国庫補助事業及び単独事業の実設計画委託料及び工事費が主なものでございます。昨年度に引き続き赤岩2区地内の延伸を図るとともに、舞木地区の未整備箇所を整備を進めるもので、事業の早期完了に向けて取り組んでまいりたいと考え、前年度より6,252万4,000円を増額いたしました。

第2目管渠管理費につきましては、施設の保守管理といたしまして、台帳の整備、管渠の清掃などの委託費と補修工事費が主なものでございます。

2款1項の公共下水道費の合計は、前年度比80%増の1億3,669万2,000円として計上させていただいたものでございます。

次に、375、376ページをお願いいたします。第2項の流域下水道費は負担金のみでございますが、流域下水道西邑楽処理区の施設建設並びに維持管理に係る負担金で、維持管理負担金につきましては22年度より計画排水量から実排水量による計算に変更されました。24年度においては、実際にかかった管理費が少なかったため、その還付分を反映した当初予算となっております。しかし、新年度にはその還付分がなかったため、今回大きな増額となったものでございます。

第3款公債費につきましては、下水道整備事業債の公共下水道及び流域下水道の整備事業に係るそれぞれの元金と利子分の償還金で、前年度比2%増の8,218万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。第4款の予備費でございますけれども、前年度同額の100万円とさせていただきます。

以上で下水道事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 次に、平成25年度千代田町水道事業会計予算について、建設水道課長、石橋

俊昭君の説明を求めます。

建設水道課長、石橋俊昭君。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、最後となりますが、水道事業会計の予算についてご説明を申し上げます。

予算書の394ページ、395ページをお願いいたします。水道事業会計予算明細書でございます。3条予算の収益的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明申し上げます。1款水道事業収益の総額2億5,766万5,000円、前年度対比1.3%の減を予定しております。主な内容といたしましては、1項営業収益におきましては、1目給水収益の水道使用料及び3目その他営業収益の新規加入金並びに館林地区消防組合からの消火栓維持管理負担金等を見込んでおります。

396ページ、397ページをお願いいたします。次に、支出についてご説明申し上げます。1款水道事業費の総額2億5,505万5,000円、前年度対比2.0%の減を予定しております。主な内容といたしましては、1項営業費用におきましては、1目原水及び給配水費では、浄水場施設等の電気保安業務及び水質検査ほか管理業務委託料や漏水修理費及び水源施設修繕費、東部地域水道からの受水費用等を見込んでおります。

398ページ、399ページをお願いいたします。3目総係費では、職員3名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、また水道事業システム賃借料等を見込んでおります。

400ページ、401ページをお願いいたします。4目減価償却費では、浄水場施設等の機械装置、構築物、建物、車両の減価償却費用であります。

次に、2項営業外費用におきましては、企業債の償還利子及び消費税の納付予定額を見込んでおります。

402ページ、403ページをお願いいたします。4条予算、資本的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明申し上げます。1款資本的収入の総額3,080万2,000円、前年度と同額を予定しております。主な内容といたしましては、1項企業債では、前年同様老朽管の布設替えに伴う実施設計及び工事の費用に充てるための借入金を見込んでおります。

2項工事負担金では、館林地区消防組合からの消火栓新設工事に係る負担金となっております。

404ページ、405ページをお願いいたします。支出についてご説明申し上げます。1款資本的支出の総額1億862万9,000円、前年度対比18.3%の減を予定しております。主な内容といたしましては、1項建設改良費におきましては、1目営業設備費では新規加入者等の量水器の取付け費用、2目配水施設整備費では老朽管の布設替え及び配水管移設等の工事費及び実施設計委託料等でございます。

3目浄水施設整備費につきましては、現在、群馬県東部地域の3市5町で進めております群馬東部水道広域研究会の基本構想に沿った整備を行う必要があること、また構想が現在策定中ということもありまして、今年度は整備を見合わせる予定でございます。

2項企業債償還金では、企業債元金償還金を予定しております。

前のページにお戻りいただきまして、402ページ、403ページ、お願いいたします。下段に補填財源内訳が記載してございます。資本的収入額から資本的支出総額を差し引きますと、7,782万7,000円となりますが、不足する額につきましては消費税資本的収支調整額283万7,000円と、過年度分損益勘定留保資金7,499万円で補填し、収支の均衡を図るものでございます。

また、前のページとなりますが、388ページをお願いいたします。平成25年度水道事業会計資金計画でございます。水道事業会計は、発生主義により構成されておりますので、現金収支を伴わないものもあり、予算書に記載されている収入と支出の予定額だけではどれだけの資金が必要とされ、どれだけの資金が見込めるか明確ではございません。そこで、資金計画を作成して、現金収支を予測し、受入資金と支払資金に区分して、事業実施に必要な資金が確保されているかどうかを確認するものでございます。また、前年決算見込みを出して、差引額を準備金として算出しておりますので、前年度決算見込額を記載しております。

389ページ、390ページでは、平成24年度水道事業会計予定貸借対照表が記載されております。また、391ページでは、平成24年度水道事業会計予定損益計算書が記載されております。

392ページ、393ページでは、平成25年度水道事業会計予定貸借対照表、バランスシートでございますが、財産状況を明らかにするために事業活動の結果として事業年度末、平成26年3月31日現在の全ての資産、負債、資本、余剰金の残高を表示したものであります。

資産合計23億5,967万9,522円に対し、負債合計と資本合計、余剰金合計を足した額、23億5,967万9,522円はイコールとなっており、バランスがとれたものとなっております。

ページが前後いたしますが、383ページ、384ページでは、業務の予定量、企業債の限度額等が掲載してございます。また、後ろの406ページから407ページにかけて給与費明細書が、409ページでは地方債に係る調書がそれぞれ掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 以上で各課長、局長の詳細説明を全て終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会といたします。

なお、11日月曜日は総務文教常任委員会を午前9時から、12日火曜日は福祉産業常任委員会を午前9時から、それぞれ全員協議会室において開催いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前11時50分）

平成25年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年3月14日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成25年度千代田町一般会計予算
議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第33号 平成25年度千代田町水道事業会計予算

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君

環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	宗川正樹君
教育委員会 事務局局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(細田芳雄君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回千代田町議会定例会4日目の会議を開きます。

○議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(細田芳雄君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております議案第28号から議案第33号までの案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第28号 平成25年度千代田町一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。ございませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番(襟川仁志君)登壇]

○4番(襟川仁志君) それでは、質問をさせていただきます。

まず、77ページの中段です。LGWAN-ASP対応システム使用料、これについてですが、以前聞いたときに町民税の徴収の電子化に使うということですが、今現状まだ電子化になっていないというふうに思うのですけれども、近隣では館林市さんがもう電子化になっているかというふうに思うのですが、この辺どのようになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、171ページの自主防災組織活動助成金であります。本年度は何団体を立ち上げていくのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、先日全協において中島から来る通学路、これが一応グリーンベルトにするということなのですが、これがどのくらいかかるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、211ページの文化財保護事業なのですが、以前文化財の防火訓練というのに参加させていただいたのですが、この文化財の保護事業ということで、防火訓練ですか、そういったものが今回あるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますが、プール監視の業務委託なのですが、今回も同様に監視についてはプール運営に託した業者にするのかどうか、その辺お聞きしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長(細田芳雄君) 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長(坂本道夫君) 襟川議員のご質問にお答えいたします。

77ページのLGWAN-ASP対応システムということでございます。これにつきましては、今年の11月26日以降、電子申告が始まりました。通称エルタックスということで、県と県内市町村がほと

んど受け付け可能となっております。それで、申告につきましては、それまでは所得税の申告データを税務署からいただいていたというような形です。それと、年金のデータ、これを取得するために最初は使っておりました。それで、11月26日になりまして、そのほかに法人町民税の申告、それと固定資産税の償却資産の申告、それと給与支払報告書の申告も受け付けできるようになりました。

しかしながら、現在のところちょっと件数のほうは今手持ちにありませんが、まださほどそういう件数は上がっておりません。これになるときに、県のほうと協力しまして、県のほうは税理士会とか、そういう関係のところにもエルタックスが県内ほとんどの市町村で開始するということをお願いに上がったりしております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず初めに、本年度の自主防災組織の補助金のご質問でございます。予算のほうは30万円計上してございます。1団体3万円でございますので、10団体分でございます。現在、五反田、桧内、上五箇、新福寺の4地区に自主防災組織が設立されておりますけれども、今年度暮れの12月の区長会でもぜひ各地区で自主防災組織のほうを立ち上げていただくようお願いしてありますので、できればこのぐらい立ち上げていただけるとありがたいというところでございます。

もう一点、中島通学路の工事の関係でございます。予算のほうは350万円、本年度計上させていただきました。道路標示新設補修工事費という名目になっております。中島通学路につきましては、距離が長いということで、現状は道路の北側にフェンスがあるわけですが、その内側といたしますか、道路中央寄りにまずグリーンベルトがずっと引かれております。その内側といたしますか、道路中央寄りにもう一本外側線が引かれております。これをかなり薄くなってきておりますので、今回改修していくわけですが、剥がしますとそのため経費がかかってきますので、現在のグリーンベルトと外側線を合わせて広くグリーンベルト、グリーンを幅広く引いて、そのまた内側といたしますか、中央寄りに外側線を引いていくと。そうしますと、車道の部分がかなり狭くなってきますので、スピードを出すのに抑止効果があるのではないかと、警察のほうとも協議しております。

予算的には、多分この350万円全額をそちらへ充てていくようなことになろうかと思いますが、ほかの地域のことであろうと思いますので、必要が出てくればまた補正のほうで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 襟川議員のご質問にお答えします。

まず、文化財の防火事業ということですが、襟川議員が参加されたということ、手元に詳しい資料がありませんので、ですから24年度木崎の東光寺だったかと思っておりますけれども、23年度が新福寺の寶林寺を実施しております。また、今年度実施箇所がちょっと手元に資料がありませんので、ただ予算

としましては消耗品のほうに予算をもっておりますので、25年度も実施予定です。

それから、プール監視業務ですが、同じ業者に委託するののかということですが、今の業者が23年5月か6月に初めて民間委託しまして、その後アンケート調査も実施しまして、利用者の意見もお伺いして、いろいろ改善を図りながら今の業者でやっておりますので、25年度が3年目になりますので、同じ運営、業者、スタッフの継続性、熟練性という面もありますので、25年度につきましては引き続き同じ業者でやる予定です。ただ、3年たちますので、26年度につきましてはまた新たに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） エルタックスは、既に11月26日から使えるということで、大変私自身知らなかったわけなのですが、結構知らない人が多いのかなというふうに思います。もう少し周知していただければ、これがあると随分企業としても助かりますので、ぜひ案内を広めていただきたいというふうに思います。

それから、自主防災組織は10団体を設立予定ということで、そうですね、できるだけ多く立ち上げていただけるようお願いしたいと思います。先ほどの文化財のほうで参加させてもらったのですが、やはり地元で何か起きたときには地元ですぐ初期対応ができるようにすることが一番いいのかなというふうに思いますので、あわせてお願いします。

それから、中島の通学路については、グリーンベルトを広げるということなのですが、以前交通安全対策ということでお聞きしたときに、障害物を置いた形で車の速度を下げるといって、そういった対策を進めていくというふうに聞いたのですが、今回はそういう対策ではないというふうに思います。グリーンベルトを広げても、やはり車を飛ばす人は飛ばすのかなという形だと思いますので、できれば今の都市計画道路ですか、都市計画道路を今やっていますよね。今、東側と西側を同時に取りつけるということをお聞きしたのですが、西側だけ先に先行して取りつけていただければ、もう既にあそこは両側に歩道がありますので、それで通学路として使えるのではないかなというふうに思いますので、一遍に取りつけるのではなくて、西側だけ取りつける方法もあるのかなというふうに思うのですが、その辺お聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） お答えいたします。

エルタックスの周知につきましては、県も同時にやっておりますので、県と町で協力して、周知のほうを徹底を図っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 路面標示によって運転する方に視覚で訴えて危険を知らせるといいますか、スピードを出さないようにしていただくというのが路面標示の目的なのですが、障害物と言いますのは、多分もしかしますと路面に標示した形で障害物があるように見えると、そういう視覚

効果であったかと思えます。

それと、都計道につきましては、整備のほうは建設水道課になってしまいますので、建設水道課のほうでお願いしたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 襟川議員のご質問にお答えさせていただきます。

都市計画道路について、西側分だけでも先にどうかという話なのですけれども、今現在27年度で西側、東側同時に県道にそれぞれ接続させるというようなことで進めておるのですが、同時に接続するというのが公安協議、警察ですね、の協議のほうで、片一方だけ接続すると車が入ってきたときに抜けられないので、接続するときについては同時に接続するようということで、県警のほうから指導をいただいております。

それで、そんなわけで、西側だけちょっと先にというのが公安のほうからの指示なので、ちょっと厳しいかなというようなことは考えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） では、新しい質問。

もう一つ忘れていました。西小に監視カメラのモニターを職員室で見られるようにするということがありますが、以前私が質問したときに、なかなかそれが難しいということで、またモニターをつけてもそれを監視する人がいないので難しいという答えいただいたのですが、今回そういったことができるということで、大変ありがたく思っているわけですけれども、ほかに子供たちが通うところで監視カメラが取り付けられているところについては、今後どういうふうに対応していくのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 防犯カメラにつきましては、現在設置してあるカメラがSDカードが入ったタイプのカメラでございます。ただ、これ問題がありまして、カメラの設置場所がそれなりの、つまり2階に近いぐらいの高さのところへ設置すると。そうしますと、いざ今度SDカードを見るときにはしごをかけるとか何かしないと、見られないと。それと、間違いなく作動しているかどうか、今後保守点検をしていかななくてはいけないと、そういった部分もあります。それで、教育委員会の所管、学校等につきましては、線を引いてきて、職員室の中にモニターとハードを置いて、そこで録画を常時して、必要があれば映像として取り出して見ると、そういうやり方だそうでございます。

ですから、それ以外の、教育委員会所管以外のところにつきましては、現在ある防犯カメラをどうするか、あるいはこれから設置していくカメラをどうするかという問題があります。今後、設置していくカメラにつきましては、SDカードの場合ですとちょっと問題もありますので、安くて済むのですけれども、せめて録画をするハード部分だけでも、例えばポールに防犯カメラを付けるような場

合でしたらば、下にボックスを置いて、その中に録画をする機械を内蔵するとか、いろいろ考えながら、なるべく保守もしながら、そして何か事が起きたときにはすぐにそのデータが取り出せるような、そういったことも少し検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） では、一般会計の質問したいと思います。

不動産鑑定評価委託料ということで、65ページ、前回財務課長のほうが不動産鑑定士さんの入札でやりますということなのですけれども、実際どうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、49ページの防災対策ということで、50%補助金で防災無線のデジタル化ということなのですが、これによって防災行政無線のデジタル化が100%になるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、193ページの西幼稚園の運営ということで、一時預かりを始めるというようなことだと思うのですが、その人員あるいは体制整備、これがどのぐらいの体制になっているのか、利用見込みというのはどれぐらい見込んでいるのか具体的に、できればお願いします。

それから、203ページ、生涯学習推進ということで、これ一般質問でもさせていただいたのですが、子供から大人まで町民挙げていじめを追放していこうという運動にできればいいなというふうに考えておりますけれども、まず最初に基本的人権の尊重ということ、これ非常に人権もいろいろ種類ありますので、そういった理解を町民と一緒に考えていかななくてはならないようなことだと思うのです。そういったことで、生涯学習の推進の中でぜひ進めていっていただければいいなと思うのですが、その見解をお願いいたします。

それから、219ページ、スポーツ振興ということで、町民一スポーツということで、軽スポーツを取り入れるというようなお話もありました。また、最近はいろんなジムに行っている人とか、ストレッチとか、いろいろ出ていますけれども、いろんなところを見てきますと、結構体育館とかジムのトレーナーを置いて、古河ですか、そういう運動を町民運動にして医療費を下げているというような先進例もありますけれども、そういったこともやはり進めるべきではないかなと思うので、そういったスポーツ振興の中でそういったことができないかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、今年2月ですか、光恩寺のほうで文化財の防災訓練のほうに参加させていただいたのですが、その中で2区の自主防災組織を設立してくれということで訴えてきましたけれども、そういった日ごろの訓練がいざというときには絶対役立ちますので、総務課長のほうが区長会のほうで必要性を訴えて推進してくれということと言ったらしいのですけれども、やはり大変重要なことで、やはりよく総務課長が名前だけではだめですよということは確かにそうなので、年1回ぐらい訓練するようなそういったご指導もお願いしたいのですが、以上、6点ばかりお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、柿沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

鑑定評価の関係でございますが、先ほど柿沼議員のおっしゃった65ページの鑑定評価につきまして、これは総務課のほうで法定外の公共物の財産を鑑定するときの鑑定料でもってあるわけございまして、私のほうでは申しわけございません、77ページの徴税費のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、もう既にこの25年度の業務といたしまして、27年における評価替えの準備、それで鑑定評価を計上させていただいているわけでございます。それで、前回同じような質問をいただいたときに、周りの町村でも入札をやっているという話をお伺いしまして、郡内と館林、一応状況を調べさせていただきました。それで、今回予算に計上させていただきました標準宅地の鑑定、これが固定資産税の評価で一番のもととなる鑑定評価でございます。当然全市町村で鑑定を行いますので、町境あるいは境界付近、その辺の金額の調整が一番均衡を図るために大切になってくる鑑定評価でございます。そのために、県と鑑定士が参加した鑑定士協会、それと市町村で鑑定評価の体制を構築しているわけでございます。そうしますと、これはあくまでも強制ではないのですが、全市町村がその体制を組んで、鑑定士も含めておりますので、隣町との境の金額の調整やら、そのほか町における鑑定評価ポイントの鑑定を行っておりますので、その結果から入札をやっている郡内、館林確認しましたら、ございません。それで、私どもも含めて随契でございます。随契先は、鑑定士協会でございます。今度の25年度予算におきます標準宅地の鑑定評価につきましては随契でやらせていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 防災行政無線のデジタル化につきましてのご質問でございます。

本年度機器設置工事費としまして2,800万円予算計上させていただきました。このデジタル化につきましては、平成21年度で役場の放送室の中にあります調整卓というのでしょうか、放送卓というのでしょうか、それを、もう平成元年の設置でしたので、20年以上たっておりますので、部品もないということで、新しくデジタル対応の、アナログも使えるし、デジタル対応も使えるということで調整卓を入れてございます。23年度から親局、子局含めまして整備が始まったわけでございますけれども、23年度から27年度まで5年間で子局を含めて全て整備をします。そして、デジタル無線の許可もいただくということで進めております。

本年度の2,800万円は、子局8局分の整備でございます。大体1年間で8カ所ぐらい子局を整備しまして、全部で34ございますので、大体4年ぐらいはかかるということになります。これの工事費の90%が起債で、お金借りて対応できると。しかも、その50%が交付税で返ってくると、2分の1の補助事業をやっているというようなことと同じであります。27年度までかけて全部整備をしていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、自主防災組織でございます。これにつきましては、区長会のほうでは何度かお願いはしているところでございます。しかしながら、やはり地域に自主防災組織をつくっていくというのは、やはり強いリーダーシップが必要であろうと思います。既に4カ所できている地域におきましては、区長さん、あるいはその周りの方々が一生懸命努力をして、自主防災組織を立ち上げていただいております。2区の区長さんともお話はさせてもらっております。役場のOBでございますので、ぜひお願いしますというお話はさせてもらっております。ぜひ区長、そして議員の方も当然地域のリーダーでございますので、よく相談していただいて、強いリーダーシップで地元にもそういったものを立ち上げていただければありがたいというふうに考えます。

よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 柿沼議員のご質問にお答えします。

まず、預かり保育の件ですが、人員体制ということで、一応預かり保育専門ということで臨時職員1名の配置を考えております。

それと利用見込みということですが、予算書の25ページを見ていただきますと、教育使用料ということで中段に東幼稚園授業料、また西幼稚園授業料がありますが、この中に見込んでおまして、東幼稚園では月預かりが15名、それと日預かりが5名、西幼稚園では月預かりが20名、日預かりが10名を、大体二、三割程度見込んでおります。また、実際の申し込みの状況を見まして対応していきたいと思っております。

それと、生涯学習についてですが、まず現在行っている事業としまして人権作文、ポスター、標語の募集、またふれあいメッセージの募集、またそれらを展示、公共施設、最近ではジョイフル本田さんにも展示させていただいておりますので、展示をしたり、またふれあいメッセージ作品集を印刷して回覧をしたりとか、その辺のまずできるところから底辺の拡大を図っていききたいと思っております。

また、一般質問で教育長のほうから答弁がありましたように、地域とのかかわりについて今準備を進めておりますので、その辺もご理解いただければと思います。

次に、スポーツ振興のトレーナーの配置とかという考えですけれども、以前からご質問があるところですが、なかなか人員配置難しいところで、今まで配置されていないわけですが、この間の図書館の一般質問のときにもお答えしておりますが、そういう短時間の専門員、そういう募集ができるようでしたらその辺も検討してまいりたいと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

○8番（柿沼英己君） 不動産鑑定士については、太田のほうで入札でやっているという話聞いたものですから、近隣が随契でやっているということなので、理解いたしました。

次に、デジタル化については、27年をめどにということで理解いたしました。

それから、一時預かりの体制をお聞きしまして、結構利用者がいるなという感想です。

生涯学習の推進の中で、具体的な形で動くということでもよろしく願いいたしたいと思います。

スポーツ振興については、そういった提案がございましたので、ぜひ実行できるように努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫。質問させていただきます。

まず、平成25年度の膨大な予算策定、誠にお疲れさまでした。今回は、私の立場では詳細質問は控えさせていただきます。その根拠なのですが、一部電算システムの経費削減に見られるように、執行部が頑張っかなり高額な予算削減ができそうだなというご案内をいただきましたので、こういうことに期待しながら頑張っやっていただきたい、このように思うからであります。

つきましては、ただこれを話したのでは質問になりませんので、お伺いしますが、VA提案ということが企業では企業存続の必須条件になっています。VA、すなわちバリューアナリシス、価値分析ですね。ボールペン1本買うのにも、百均で買うのがいいのか、文房具店で買うのがいいのか、あるメーカーのものを買うのか、代替メーカーのものを買うのか、いろいろなことを企業では活動しながら価格低減を目指しています。そういうことで、執行部の中には価格低減のための、あるいは経費削減のためのプロジェクトチーム、もしくは小集団活動、そういうものは存在していますか。これが1つです。

それと、別な角度なのですが、これちょっと今朝考えついたことなのですが、社協の事務局長の人选が、今度役場のOBにこだわらず広く公募することになったと、区長会を通して毎戸回覧ですね、流布されました。活力のある組織が誕生することを期待しています。そういうことで、人选は適正に進んでいますか、そんなところをお伺いして、質問といたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 一部所管になってしまうかもしれませんが、そういった経費節減、あるいはクールビズとか、この前はご指摘もいただきましたけれども、茶わんを撤去したり、いろいろやっておりますが、こういったことにつきましては全て週1回課長ミーティングを行っておりますので、その中で適宜提案をして、みんなで協議しながら節減、効率化に努めております。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

現在の事務局長が3月31日をもって退職されますことから、後任者の人选方法について1月10日の

社会福祉協議会の理事会におきまして協議いたしまして、人選に当たりましては事務局長は調整役と
いいですか、人間関係にかかわるところが多く、社会福祉協議会の役割を理解していることが重要で、
対人関係もこなせる人でなければならないということで協議をいたしました。内部昇格ですとか、あ
るいは役場のOBによる方法などのご意見もございました。そしてまた、民間経験者のノウハウを活
用いただくために、公募していただくことも提案させていただきました。応募の締め切りを1月31日
で行いまして、10名の公募がございました。4月24日に書類審査を行いまして、2名の方の選考をさ
せていただきました。面接につきましては、3月4日に行いしましたが、前日に1の方が辞退されま
して、結果としては1名の方の面接となりましたが、結果といたしまして不採用となった経緯となっ
ております。

その後、役員の協議の中で行政にかかわった方を選考することが望ましいということになりまして、
役場職員のOBについてお願いすることとなりましたが、事務局長の選任につきましては社会福祉協
議会の理事会で同意がなければ成立はいたしません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 社協の事務局長の人選につきましては、了解いたしました。

それと、もう一件、VA提案活動、VA活動ですね、これにつきましては、課長ミーティングで中
心的にやっているというお話を承りましたが、一般企業の場合はトップダウンではなくて、ボトムア
ップ、社長、経営者のほうからあれやれ、これやれというのではなくて、従業員、社員、そういうと
ころから盛り上がり、ボトムアップでその効果を見出そうというふうに活動しているように私は考え
ております。ですから、そういう意味で課長ミーティングでただやるのではなくて、足並みをそろえ
るという会議はいいのですが、ぜひ執行部全体にわたってそういうことを浸透させていただければと
思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 7番、小林でございます。質問させていただきます。

これ、直接今予算計上されているか、されている中にないのかもしれません、実は前々私、要望
と申しますか、意見申し上げたのですが、町役場の案内板、非常に私他町と比べてみたときに少ない
と思っています。

私ごとでもありますが、13区、新福寺に住んでおりまして、よく私のところは立地的なところもあ
りまして、道案内をすることが多いのですが、そんなに年間に何十回もあるわけではないのですが、
大泉方面から来た方が、「千代田町役場へ行くのはどう行くんだい」ということを聞かれたときに、

案内が難しい。それから、町民プラザですね。昨今はおかげさまで町民プラザでいろんな催し、町制30周年施行もありまして、いろんなことがありましたので、他町からのお客様といたしますか、来町される方が多い。そのときに、なかなか都市計画道路の不整備なところも当然ありますけれども、標示がないがゆえにわかりにくい、あるいは館林方面に向かって天神原周辺、あの辺でも役場近いのにもかかわらず、全然標示が、私が気づいていないのか、ないように思いますので、その辺の充実を図っていただきたいと思います。まず1つはそれです。

2つ目でございます。図書館の資料購入費についてちょっとお尋ねいたします。213ページに、図書館資料購入費として320万円、そのうち図書購入費が270万円とありますが、そして視聴覚資料購入費として50万円、総額で320万円と記載されております。これ、前教育長の時代にも私申し上げたのですが、昨今は図書の購入、これは当たり前として考えた場合ですが、いわゆるビジュアル化といたしますか、視聴覚で見たときに、50万円というのもちょっとまだまだ少ないのかなと思います。

といいますのは、知的所有権がありまして、公的な場所で使う場合は、いわゆる特許料といたしますか、知的所有権の負担が非常に大きくありまして、例えば個人的にCDもしくはビデオ等買うときに、個人使用の場合は非常に特許使用料に関するのですが、知的所有権の金額は少ないのですが、公的なものはそれがちょっと正確でなくて申しわけないですが、例えば個人で使う場合の10倍とか、すなわち同じ映像ソフトを買ったときに、例えば私が個人的に買ったとしたら2,980円で買うとすると、図書館で買うときは1万何千円になるとか、そういったふうに聞いています。

ともかく、子供の感性というのは非常に充実しておりまして、我々もう高齢に入った人間が想像するよりも相当な理解力といたしますか、多くありますので、ぜひ図書の購入と同時に視聴覚の資料の購入費用、今後はもう少し増やしていただきたいなと思います。

一方、山屋記念図書館の職員の方と話もさせていただいています。あるいは学校の司書の方、図書室の担当の方とも話させていただいています。「おかげさまで、非常に本の購入がかなりよくなりました」と、「それなり買う予算ができましたので、おかげさまで子供たちも喜んでおります」という話を伺いました。これは、非常にありがたいと思っています。

また、読み聞かせ等で図書館で月に1度ですか、虹の会の方が一生懸命やられていただいているのを見ております。そのときに私関心したのは、読み聞かせの大型絵本が非常に多くなってきました。何ともこんな大きいのですね。私も初めてみたときはびっくりしたのですが、そういったことで、徐々にですが、図書の購入の充足率というのですか、非常によくなってきたことをありがたく思っています。今後とももっともっと充実していただければありがたいと思います。

それと、これは要望になってしまうのですが、今の山屋記念図書館、非常にどうしても建物が狭い、あの中での本の追加というのはかなり厳しいかなと思っています。何とか今度は図書台、図書の冊子の棚とか、何か工夫してやれたらいいのかなと思っています。私も、後でもっと考えてみますが、何か案が出ましたら提案させていただきますが、ぜひ教育委員会を中心として、もっと山屋記念図書館

の利用効率がよいように考えていただければと思います。

そして、先ほどほかの議員さんから質問出ましたが、次の質問ですが、防災行政無線事業、管理事業、先ほど川島課長の回答にもありましたが、2,800万円デジタル化の推進ということで、これまた非常に結構なことだと思います。

ただ、その中で13区もおかげさまで今の公民館のところがいいのが設置されました。いいのがということでは失礼しました。立派なものが設置されました。ただ、なかなかこれが実は広域で見たときに、広域というのは失礼しました。区内で見たときに、新福寺も西から東まで非常に長く、細長いといえますか、広くありまして、なかなか実際のところの防災無線もそうなのですが、聞こえないということで、なかなか悩みが尽きないところがあるのですが、聞こえない、難聴地域をどうしたらいいのかということをもっともっと考えなくてはいけないなと思いますので、その辺のお考え方がありましたら、お願いします。

それと、27年度までに完成されるということの報告でありましたが、今年度で8局ですか、おっしゃっていましたが、そうすると17行政区のうちの何%というか、何十%いくのかお答えいただきたいと思います。

次の質問でございます。民間委託でシムックス、たしかそういう会社だと思いましたが、防犯パトロールをお願いしていることではありますが、昨今父兄の方、あるいは防犯ボランティアの方、わんわんパトロール等々いろいろあるかと思いますが、要はそういったパトロールされている方、特にシムックスの場合は全町くまなく回っていると思いますので、その中で何か問題点はあったのか、事件と言ったらちょっと大げさな言い方になりますが、何か町民に対して報告すべきことはないのか、もしあればご回答をお願いしたいと思います。

最後にいたします。なかさと公園に関する質問であります。これは、地域の要望といえますか、利用者側の要望で聞いたことなのですが、樹木の剪定についてであります。樹木は当然風を防ぐ、ほこりを防ぐ、あるいは美観上、日陰上大事なことであります。ただ問題は、その手入れ方法なのですが、なかなかこれは非常に言うのは簡単で、やることは難しいことなのですが、高い樹木がどんどん伸びてしまって、低い樹木をカットしてしまう。それと下側の木を詰めてしまうというのですか、枝を詰めてしまう。だから風が素通しになり……素通しと言ったら言い過ぎですが、風が非常に来てしまう。そういったことで、「木の剪定の仕方の問題があるのではないですか。役場に聞いてみていただけませんか」という話もありました。公園管理業務の中で難しいかと思いますが、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それから、これは予算案の中で言うのはちょっとあれなのですが、一つの要望といえますか、確認させていただきたいと思いますが、我々なかさと公園のもっと利用効率のアップといえますか……

○議長（細田芳雄君） 質問者に申し上げます。端的にお願いします。

○7番（小林正明君） はい、済みません。失礼しました。

なかさと公園を使ってぜひ軽トラック市、そういったことができないのか、言うなれば簡単な市、簡単なお店といえますか、そういったことでまちおこしにもなりますし、また、なかさと公園を利用する方の利便性といえますか、今回桜まつりも開かれますが、非常に町として、町民として楽しみをより求めることがありますので、ぜひその辺の考え方が必要かと思っておりますので、よろしく願います。

どうも長く、済みませんでした。失礼します。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず初めに、案内板の話でございます。案内板が少ないのではないかとのご指摘でございます。その点に関しましては、やはりもう少し必要かなと認識しておりますので、今後検討して、なるべく早く設置したいと思っております。ただ、設置する場合、どうしても道路の端に案内板を設置するものから、その道路が県道である、あるいは町道であるによって、あるいは個人の土地を利用しなくてはならないと、そういった問題も出てきますので、いろいろ調査した上で対応していきたいと考えております。

2つ目の防災行政無線のデジタル化の問題でございますが、現在の子局、34ありますが、これを全部入れ替えるわけですけれども、ただこれは一応業者に全部当初設置するときに調べていただきまして、半径何百メートルという中で、当然風が吹いたり、窓を閉めたりというのはありますけれども、かといって限りなく子局を増やすわけにもいかないものですから、最小限の中で対応しているわけですけれども、やはり今の住宅は密閉性が高いですから、テレビをつけて、あるいは窓を閉めたままということになりますと、なかなか聞こえないと。ですから、ポンポンポンと、チャイムが鳴った場合は、どんな放送があるのだろうということで窓をあけていただいて、聞いていただくと。そうすれば、全部とは言いませんが、ある程度は聞こえるのではないかと。以前、ご指摘いただきました新福寺地内の聞こえないという場所も、担当の職員がその現場に行きまして、それで放送テストをしまして、確認したところ、聞こえたという確認はとれておりますので、やはりその聞き方にも若干の差があるのではないかなというふうに考えますので、ぜひその点は窓をあけて聞いていただくようにご指導いただければありがたいと思っております。

それと、最後にシムックスの防犯パトロールの件でございます。残念ですけれども、県の緊急雇用事業もこの24年度で終わってしまいます。25年度で新たに安全・安心保安員という形で、警察官OBを雇って対応したいと考えておりますが、その中で一つのその業務の中に町内の防犯パトロールも、1人になってしまいますが、公用車で回っていただこうかなというふうには考えております。

それで、今まで行ったシムックスのそのパトロールの中で何かいろいろ事件とかありましたかというようなことですが、これといった重立ったそういった防犯関係の事件はないのですが、過日なかさと公園で何か芝が燃えていたようで、それを防犯パトロールがいち早く発見しまして、ほかの方と一

緒に消したりとか、そういったこともあったような話は聞いておりますので、何も無いのが一番いいことでございますけれども、パトロールしているということがまず抑止効果になっているのかなというふうに考えますので、今後は違った形になりますが、対応のほうは続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 小林議員のご質問にお答えします。

図書館資料の関係ですが、小林議員がおっしゃられましたように、図書館でDVDを買う場合やっぱ著作権の問題もありまして、映画ですと1万8,000円前後、児童向けでも6,000円前後と聞いております。教育長の一般質問の答弁にもありましたように、建物の大きさに応じた図書館運営、図書の充実を図ってまいりたいと申し上げたところですが、少ない予算の中での対応ということで、今回は特に百科事典、児童書、学習書の対応ということで60万円増となっております。ここ二、三年ですが、補助金の活用しまして、児童書の大幅増額、先ほど小林議員がおっしゃられた絵本の大型の紙芝居風なものもその補助金を活用したわけですが、今後ともそういう補助金を活用しまして、少ない予算の中ですけれども、図書の充実を図ってまいりたいと思います。

また、図書棚の工夫ということですが、小林議員が図書館へ行かれますと気づかれるかと思っておりますけれども、図書の棚を変更して棚数を増やして、その低くなった棚に入る本をそちらに集めたりとか、あと片面だったのを両面にしたりとか、今ですとその上にもう一段置けるような配置もしておりますので、できる範囲では棚の増加、図書の配置の場所の確保を図っておりますので、また図書館の職員、事務局でも更に蔵書を増やせるかどうか検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

なかさと公園のまず樹木剪定の件でございますが、低木のほうが刈り込んであって、高木が結構伸びてしまっているのではないかなというようなことなのですが、低木については地元業者さんのほうへ年間管理委託ということで、低木まで含めて管理委託しているものですから、低木のほうについてはそういう刈り込み等がされています。ただ、高低が、先ほど小林議員もおっしゃられたとおり、見方によって個人差があらうかと思うのですが、強剪定で詰めてしまうと、結構短く感じたり、あとは弱剪定にすると管理やっていないのではないかなというようなとられ方もするので、それがちょっと難しいところなのですけれども、木によってやはりどの辺まで刈り込んだほうが適切かというのもあるので、その辺は専門の業者さんのほうにお任せしてやっているというのが現状です。高木については、どうしても年間管理の中に含まれますと委託料が高額にはね上がってきますので、その都度スポット的に対応していくというような考えでおりますので、本当にその木があると倒れそうで危ないとか、そ

ういった場合、あとは道路のほうに出てしまっているとか、そういった場合については対応を考えたいと思うのですが、それ以外については特に支障を来さないようであれば、様子見ながら対応という形になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、なかさと公園で軽トラック市みたいなのはできないでしょうかということなのですが、こちらはどのような内容で、どのようなものやりたいのだよという具体的にあれば、条例に照らし合せて対応を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔もう結構です、時間いただきましたので、ありがとうございます
した〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 平成25年度千代田町一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成25年度千代田町介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の

方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第33号 平成25年度千代田町水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 平成25年度千代田町水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（細田芳雄君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（細田芳雄君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成25年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの9日間、議員各位に終始熱心にご審議を賜りまして、平成25年度一般会計予算を初め各特別会計予算、平成24年度一般会計補正予算等多数の重要案件につきまして全議案とも議了いただき深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

ここに成立を見ました平成25年度予算は、町の重要課題であります安全・安心の確保、子育て、教育環境の充実、都市基盤の整備、健康づくりの推進に関する事業へ重点を置いた編成となりましたが、町政全般にわたり効率的かつ効果的な施策を展開していくことで、町政の一層の伸長と住民生活の向上を目指してまいりたいと考えております。住民の皆様にとりまして、どのような施策が本当に必要なものであるのか、もう一度原点に立ち返り、限られた予算の執行に心がけてまいる所存であります。

なお、会期中に議員各位に賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その趣旨を尊重し、今後の町政運営に遺憾なきよう期してまいりたいと存じておりますので、今後とも皆様方のお力添えを切に願うところでございます。

最後になりましたが、いよいよ春暖の候となりまして、間もなくすると桜の開花となります。議員各位におかれましては、ますますのご多忙を極めることと存じますが、ご健勝にて町政発展のためにさらなるご尽力を賜りますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 平成25年第1回千代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6日から本日までの9日間にわたり、平成25年第1回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間議員各位には終始ご熱心に審議を賜り、特に今回は地域主権に係る一括法に関連し、11本に及ぶ条例の制定を初め平成25年度の各会計予算等上程され、諸議案も無事議いたしました。このことに対し、心からお礼を申し上げます。

今、国内の経済状況を見ますと、アベノミクス効果により、明るい兆しが見え始めておりますが、新年度予算の編成に当たっては景気動向も不透明な状況下で、予算編成に当たったことから、大変なご苦勞もあったことと推察いたします。執行部におかれましては会期中各議員から寄せられた意見や提案など、十分検討していただき、また交付金等の財源確保に配慮いただき、町民の安心・安全な生活の確保のための行政運営に反映させていただくようお願いをいたします。

これから年度末に向かい、議員各位並びに町執行部各位におかれましては、健康には十分留意の上、それぞれの分野、部門におきましてご活躍されますようご祈念申し上げます。

結びに、議会開会中諸般にわたりご協力賜りましたことに敬意と感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前10時09分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成25年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 高 橋 祐 二

②署名議員 坂 部 敏 夫